

令和4年2月28日 開 会

令和4年3月17日 閉 会

令和4年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

2月28日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	8
○欠席議員	8
○説明のため出席した者の職氏名	9
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	9
○開 会（午前10時00分）	10
○日程第1 会議録署名議員の指名について	10
○日程第2 会期の決定について	10
○日程第3 諸般の報告について	10
○日程第4 報第3号 専決処分の報告について	11
○日程第5 報第4号 山県市国民保護計画の変更について	11
○日程第6 議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等 とすることの同意について	11
林市長提案説明	11
○日程第7 質 疑	12
○日程第8 討 論	13
8番 操 知子議員賛成討論	13
○日程第9 採 決	13
○日程第10 議第3号から日程第26 議第19号まで	14
林市長提案説明	14
○日程第27 質 疑（議第3号から議第19号まで）	15
○日程第28 討 論（議第3号から議第19号まで）	15
○日程第29 採 決（議第3号から議第19号まで）	16
○日程第30 議第20号から日程第55 議第45号まで	18
林市長提案説明	19
○散 会（午前11時05分）	29

3月8日（火曜日）第2号

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	35
○欠席議員	35
○説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	36
○開　　議（午前10時00分）	37
○日程第1　質　　疑（議第20号から議第45号まで）	37
1番　田中辰典議員質疑	37
加藤子育て支援課長答弁	37
1番　田中辰典議員発言	37
6番　加藤義信議員質疑	37
加藤子育て支援課長答弁	38
6番　加藤義信議員質疑	38
加藤子育て支援課長答弁	38
6番　加藤義信議員質疑	39
加藤子育て支援課長答弁	39
6番　加藤義信議員質疑	39
山田市民環境課長答弁	39
6番　加藤義信議員質疑	40
山田市民環境課長答弁	40
6番　加藤義信議員質疑	41
山田市民環境課長答弁	41
4番　加藤裕章議員質疑	41
日置学校教育課長答弁	41
4番　加藤裕章議員質疑	42
日置学校教育課長答弁	42
4番　加藤裕章議員質疑	43
日置学校教育課長答弁	43
4番　加藤裕章議員質疑	43
日置学校教育課長答弁	44
3番　寺町祥江議員質疑	44

大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	44
3番 寺町祥江議員質疑	44
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	45
3番 寺町祥江議員質疑	45
森農林畜産課長答弁	45
3番 寺町祥江議員質疑	45
森農林畜産課長答弁	45
3番 寺町祥江議員質疑	46
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	46
3番 寺町祥江議員質疑	46
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	46
3番 寺町祥江議員質疑	47
奥田理事兼総務課長答弁	47
3番 寺町祥江議員質疑	47
奥田理事兼総務課長答弁	47
○休 憩（午前10時34分）	47
○再 開（午前10時45分）	48
9番 福井一徳議員質疑	48
山田市民環境課長答弁	48
9番 福井一徳議員質疑	48
山田市民環境課長答弁	49
9番 福井一徳議員質疑	49
山田市民環境課長答弁	49
9番 福井一徳議員質疑	50
山田市民環境課長答弁	50
9番 福井一徳議員質疑	51
山田市民環境課長答弁	51
9番 福井一徳議員質疑	51
市原福祉課長答弁	52
9番 福井一徳議員質疑	52
市原福祉課長答弁	52
9番 福井一徳議員質疑	52

市原福祉課長答弁	53
9番 福井一徳議員質疑	53
市原福祉課長答弁	53
9番 福井一徳議員質疑	54
加藤子育て支援課長答弁	54
9番 福井一徳議員質疑	54
加藤子育て支援課長答弁	54
9番 福井一徳議員質疑	55
加藤子育て支援課長答弁	55
9番 福井一徳議員質疑	55
加藤子育て支援課長答弁	55
9番 福井一徳議員質疑	56
加藤子育て支援課長答弁	56
9番 福井一徳議員質疑	56
加藤子育て支援課長答弁	56
9番 福井一徳議員質疑	56
加藤子育て支援課長答弁	57
9番 福井一徳議員質疑	57
加藤子育て支援課長答弁	57
9番 福井一徳議員質疑	57
加藤子育て支援課長答弁	58
9番 福井一徳議員質疑	58
加藤子育て支援課長答弁	58
9番 福井一徳議員質疑	59
山田市民環境課長答弁	59
9番 福井一徳議員質疑	60
山田市民環境課長答弁	60
9番 福井一徳議員発言	61
○休憩（午前11時28分）	61
○再開（午前11時29分）	61
9番 福井一徳議員質疑	61
山田市民環境課長答弁	61

9番 福井一徳議員質疑	61
藤根生涯学習課長答弁	62
9番 福井一徳議員質疑	62
藤根生涯学習課長答弁	62
9番 福井一徳議員質疑	63
藤根生涯学習課長答弁	63
9番 福井一徳議員質疑	63
藤根生涯学習課長答弁	64
9番 福井一徳議員発言	64
加藤子育て支援課長答弁	65
10番 山崎 通議員質疑	65
○休憩（午前11時44分）	66
○再開（午前11時46分）	66
10番 山崎 通議員質疑	66
○休憩（午前11時46分）	66
○再開（午前11時49分）	66
久保田副市長答弁	66
10番 山崎 通議員発言	67
○日程第2 委員会付託（議第20号から議第45号まで）	67
○散会（午前11時53分）	68

3月14日（月曜日）第3号

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○説明のため出席した者の職氏名	69
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	70
○開会（午前10時00分）	71
○日程第1 一般質問	71
1. 1番 田中辰典議員質問	71
（1）山口市人口ビジョンについて	71

谷村企画財政課長答弁	71
田中辰典議員質問	72
谷村企画財政課長答弁	72
田中辰典議員質問	73
久保田副市長答弁	73
(2) 古城山大桑城発掘調査と今後の取り組み	75
藤根生涯学習課長答弁	76
田中辰典議員質問	77
藤根生涯学習課長答弁	78
田中辰典議員質問	78
藤根生涯学習課長答弁	78
2. 9番 福井一徳議員質問	78
(1) 鳥羽川改修で、鳥羽川堤防を1メートル下げる計画は安全なのか	78
高瀬建設課長答弁	79
市原福祉課長答弁	80
福井一徳議員質問	80
高瀬建設課長答弁	81
福井一徳議員発言	81
(2) 公民館の位置づけと、主事の役割について	82
藤根生涯学習課長答弁	83
福井一徳議員質問	84
藤根生涯学習課長答弁	84
福井一徳議員質問	84
服部教育長答弁	86
○休憩 (午前10時59分)	87
○再開 (午前11時10分)	87
(3) 令和5年度からの水道料金値上げ提案の圧縮のための検討について	87
久保田副市長答弁	88
福井一徳議員質問	90
久保田副市長答弁	91
福井一徳議員発言	91
○休憩 (午前11時27分)	92

○再	開（午前11時28分）	92
3.	12番 石神 真議員質問	92
	（1）山県市の美山・伊自良の住居表示について	92
	林市長答弁	93
	石神 真議員質問	93
	林市長答弁	94
	石神 真議員発言	94
4.	6番 加藤義信議員質問	95
	（1）帯状疱疹を未然に防ぐために	95
	藤田健康介護課長答弁	96
	加藤義信議員質問	96
	藤田健康介護課長答弁	97
	加藤義信議員質問	97
	林市長答弁	98
	（2）気象防災アドバイザーの活用について	98
	奥田理事兼総務課長答弁	99
	加藤義信議員質問	100
	奥田理事兼総務課長答弁	101
○休	憩（午後0時01分）	101
○再	開（午後1時00分）	101
	（3）軽自動車納税証明書のオンライン化について	101
	大西税務課長答弁	102
	加藤義信議員質問	103
	大西税務課長答弁	103
	加藤義信議員発言	103
5.	2番 奥田真也議員質問	104
	（1）子どもたちの未来のために	104
	加藤子育て支援課長答弁	105
	日置学校教育課長答弁	106
	奥田真也議員質問	107
	林市長答弁	108
	奥田真也議員発言	108

(2) バスの活性化について……………	108
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁……………	109
奥田真也議員質問……………	110
○休 憩（午後1時36分）……………	111
○再 開（午後1時36分）……………	111
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁……………	111
奥田真也議員発言……………	111
(3) 鳥獣害対策と里山保全の活用について……………	112
森農林畜産課長答弁……………	112
奥田真也議員質問……………	113
森農林畜産課長答弁……………	113
6. 7番 郷 明夫議員質問……………	114
(1) 「沿道の山林整備による環境保全を」について……………	114
森農林畜産課長答弁……………	116
郷 明夫議員質問……………	117
奥田理事兼総務課長答弁……………	117
森農林畜産課長答弁……………	118
郷 明夫議員質問……………	118
林市長答弁……………	119
○休 憩（午後2時08分）……………	119
○再 開（午後2時25分）……………	119
7. 8番 操 知子議員質問……………	119
(1) インボイス制度……………	119
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁……………	120
操 知子議員質問……………	120
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁……………	122
市原福祉課長答弁……………	123
操 知子議員質問……………	123
○休 憩（午後2時40分）……………	123
○再 開（午後2時44分）……………	123
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁……………	124
8. 3番 寺町祥江議員質問……………	124

(1) 山県市教育ビジョン2020について……………	124
日置学校教育課長答弁……………	125
寺町祥江議員質問……………	126
服部教育長答弁……………	127
○散 会（午後3時00分）……………	128
3月17日（木曜日）第4号	
○議事日程……………	129
○本日の会議に付した事件……………	133
○出席議員……………	138
○欠席議員……………	138
○説明のため出席した者の職氏名……………	138
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……………	138
○開 議（午前10時00分）……………	140
○日程第1 常任委員会委員長報告……………	140
○日程第2 常任委員会委員長に対する質疑……………	142
○日程第3 討 論（議第20号から議第45号まで）……………	142
9番 福井一徳議員反対討論……………	143
○日程第4 採 決（議第20号から議第45号まで）……………	144
○日程第5 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議……………	150
12番 石神 真議員趣旨説明……………	150
○日程第6 質 疑……………	151
10番 山崎 通議員質疑……………	151
12番 石神 真議員発言……………	152
10番 山崎 通議員質疑……………	152
12番 石神 真議員答弁……………	152
10番 山崎 通議員質疑……………	152
12番 石神 真議員答弁……………	152
10番 山崎 通議員質疑……………	153
12番 石神 真議員答弁……………	153
10番 山崎 通議員質疑……………	153
○休 憩（午前10時41分）……………	154

○再　　開（午前10時45分）	154
12番 石神　真議員答弁	154
○日程第7 討　　論	154
9番 福井一徳議員賛成討論	154
○日程第8 採　　決	155
○日程第9 特別委員会の最終報告について	155
○閉　　会（午前11時04分）	159
○会議録署名者	159

令和4年2月28日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 2月28日（月曜日）

-
- 議事日程 第1号 令和4年2月28日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第4号 山県市国民保護計画の変更について
- 日程第6 議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
することの同意について
- 日程第7 質 疑
議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
することの同意について
- 日程第8 討 論
議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
することの同意について
- 日程第9 採 決
議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
することの同意について
- 日程第10 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第11 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第12 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第13 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について

日程第21	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第22	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第23	議第16号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第24	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第25	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第26	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27	質 疑	
	議第 3 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 4 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 5 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 6 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 7 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 8 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 9 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第28	討 論	
	議第 3 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 4 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 5 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 6 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 7 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 8 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 9 号	山県市農業委員会委員の任命同意について

	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第29	採 決	
	議第 3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	議第20号	押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第31	議第21号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第22号	山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程第33	議第23号	山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第24号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第35	議第25号	山県市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
日程第36	議第26号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第27号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第28号	山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第29号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第30号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第41	議第31号	令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第42	議第32号	令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第43	議第33号	令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第44	議第34号	令和3年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第45	議第35号	令和4年度山県市一般会計予算
日程第46	議第36号	令和4年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第47	議第37号	令和4年度山県市介護保険特別会計予算
日程第48	議第38号	令和4年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第49	議第39号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第50	議第40号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第51	議第41号	令和4年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第52	議第42号	令和4年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第53	議第43号	令和4年度山県市水道事業会計予算
日程第54	議第44号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
日程第55	議第45号	北山辺地総合整備計画の策定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第4号 山県市国民保護計画の変更について
- 日程第6 議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
 することの同意について
- 日程第7 質 疑
 議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
 することの同意について
- 日程第8 討 論
 議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
 することの同意について
- 日程第9 採 決
 議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
 することの同意について
- 日程第10 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第11 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第12 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第13 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 議第16号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 質 疑

- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第16号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第28 討 論

- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第16号 山県市農業委員会委員の任命同意について

	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第29	採 決	
	議第3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	議第20号	押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第31	議第21号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第22号	山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第33	議第23号	山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第24号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第35	議第25号	山県市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
日程第36	議第26号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第27号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第38	議第28号	山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第29号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第30号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第41	議第31号	令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第42	議第32号	令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第43	議第33号	令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第44	議第34号	令和3年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第45	議第35号	令和4年度山県市一般会計予算
日程第46	議第36号	令和4年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第47	議第37号	令和4年度山県市介護保険特別会計予算
日程第48	議第38号	令和4年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第49	議第39号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第50	議第40号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第51	議第41号	令和4年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第52	議第42号	令和4年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第53	議第43号	令和4年度山県市水道事業会計予算
日程第54	議第44号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
日程第55	議第45号	北山辺地総合整備計画の策定について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	奥 田 英 彦 君
企画財政 課長	谷 村 政 彦 君	税務課長	大 西 義 彦 君
市民環境 課長	山 田 正 広 君	福祉課長	市 原 修 二 君
健康介護 課長	藤 田 弘 子 君	子育て支援 課長	加 藤 法 子 君
農林畜産 課長	森 正 和 君	水道課長	丹 羽 竜 之 君
建設課長	高 瀬 正 人 君	理事兼 まがくり企業課長	大 熊 健 史 君
会計管理者	江 尾 浩 行 君	学校教育 課長	日 置 智 夫 君
生涯学習 課長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土 井 義 弘 君	書記	山 口 真 理 君
書記	藤 本 明 子 君		

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番 吉田茂広君、12番 石神 真君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月17日までの18日間とし、3月1日から7日まで、9日から13日まで及び16日を休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日2月28日から3月17日までの18日間とし、3月1日から7日まで、9日から13日まで及び16日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年1月に実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

2月4日、本巢市において開催予定でありました第287回岐阜県市議会議長会は、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため書面表決となりました。その結果、会議報告及び令和4年度当初予算など3議案について、全会一致で原案のとおり承認、可決されました。

次に、2月8日、令和4年第1回岐北衛生施設利用組合議会の定例会が開催され、関

係議員と出席いたしました。

会議では、令和4年度当初予算について審議され、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第3号 専決処分の報告について

- 議長（武藤孝成君） 日程第4、報第3号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件です。
-

日程第5 報第4号 山県市国民保護計画の変更について

- 議長（武藤孝成君） 日程第5、報第4号 山県市国民保護計画の変更については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定による報告案件です。
-

日程第6 議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について

- 議長（武藤孝成君） 日程第6、議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和3年度も年度末を迎えようとしておりますが、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応に明け暮れたといっても過言ではない1年でございます。この新型コロナウイルス感染症につきましては、現在でも変異したオミクロン株により爆発的に感染拡大しており、いまだ終息が見込めておりません。

岐阜県におきましても、まん延防止等重点措置の適用区域となっており、これに併せまして、山県市も独自の非常事態宣言を発出しているところでございます。現在の期限は3月6日までということでございますが、今朝の新聞報道等によりますと、国においては3月21日までの延長を検討されているところでございます。

山県市では、感染症拡大防止を最重要課題とし、3回目のワクチン接種を進めておりますが、昨日まで18歳以上の方で、9,906の方が接種済みであり、接種率といたしましては48.5%と順調に接種が進められております。このワクチン接種につきましては、御

協力をいただいております山県医師会の先生方をはじめ、感染症対応の最前線におられる医療機関、介護施設、保健所などのエッセンシャルワーカーの皆様に深く感謝申し上げます。また、5歳から11歳の方への接種につきましても、対象者の保護者に対しまして実施したアンケートを現在集計中であり、そのアンケート結果を基に、早ければ3月上旬から接種を開始できるよう準備を進めておりますので、議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております議案は、報告案件2件、人事案件17件、条例案件11件、補正予算案件4件、当初予算案件9件、その他案件3件の計46案件でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明いたします。

資料ナンバー1をお願いいたします。

資料ナンバー1の2ページ、山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意につきましては、現在の農業委員会の委員の任期が3月31日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、昨年12月10日から本年1月6日までの候補者の推薦及び募集を行ったところ、定員数と同数の応募がありました。委員候補者における認定農業者等は6人であり、同法が規定する過半数には至っておりませんが、委員定数の4分の1は超えておりますので、同法第8条第5項ただし書の規定による農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第7 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第7、質疑。

議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について、質疑を行います。

質疑を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意についての質

疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第2号は委員会付託を省略することに決定されました。

日程第8 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第8、討論。

議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とするものの同意についての討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありますか。

操 知子君。

○8番（操 知子君） 議第2号に関して、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

今回の議会では、農業委員会の任命が、また3月、農業委員会の議会では推進委員の任命が議案として上がっております。日本における食料自給率として、また山県市においては産業、生活として、山県市の大切な農地を守っていただくことを期待して、今回の議案に賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第9 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第9、採決。

議第2号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とするものの

同意についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第3号から日程第26 議第19号まで

- 議長（武藤孝成君） 日程第10、議第3号から日程第23、議第16号までの山県市農業委員会委員の任命同意について、日程第24、議第17号から日程第26、議第19号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上17議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

資料ナンバー1の3ページから御説明させていただきます。

3ページから16ページ、議第3号から議第16号 山県市農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、梅原にお住まいで、認定農業者である操 泰一氏、東深瀬にお住まいの矢川英典氏、大桑にお住まいで、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する利害関係を有しない者に該当する方である松影康司氏、西深瀬にお住まいの川田幸弘氏、大桑にお住まいで認定農業者である神原博巳氏、大門にお住まいの川島信雄氏、同じく大門にお住まいで認定農業者である砂田里美氏、松尾にお住まいの村橋博行氏、高富にお住まいの見崎益美氏、青波にお住まいで、認定農業者である木村正明氏、高富にお住まいの杉山 晃氏、小倉にお住まいの大村貞子氏、椎倉にお住まいで認定農業者である平野良次氏、岐阜市中西郷にお住まいで、認定農業者である山口雅人氏、以上14名を任命することについて議会の同意をお願いするもので、なお、任期は3年でございます。

それぞれ、いずれの方も地域からの信頼も厚く、農業に精通しておられ、知見も十分有しておられるため、適任者であります。また、14名のうち、認定農業者は6名で、さきに御決定をいただきました委員の4分の1を満たしております。

次に、17ページから19ページ、議第17号から議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の

候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、小倉にお住まいの大野三千子氏、西深瀬にお住まいの林 清司氏、大桑にお住まいの千葉由紀子氏の3氏を推薦することについて議会の意見を求めるもので、任期は3年でございます。

3名の方とも地域での信頼も厚く、人権擁護の重要性を認識され、人格、見識ともに適任でございますので、引き続き推薦しようとするものでございます。

議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第27 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第27、質疑。

議第3号から議第19号までの17議案の質疑を行います。

質疑を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第3号から議第19号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第3号から議第19号までは、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第3号から議第19号までの委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第28 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第28、討論。

議第3号から議第19号までの討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第3号から議

第19号までの討論を終結いたします。

日程第29 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第29、採決。

議第3号から議第19号までの採決を行います。

お諮りいたします。

議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第9号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第10号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第11号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第12号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第13号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第14号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

た。

議第15号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第16号 山口市農業委員会の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

日程第30 議第20号から日程第55 議第45号まで

○議長（武藤孝成君） 日程第30、議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第31、議第21号 山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第22号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、日程第33、議第23号 山口市職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第24号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第25号 山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について、日程第36、議第26号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第27号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第28号 山口市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第29号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第30号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第31号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第9号）、日程第42、議第32号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第43、議第33号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第44、議第34号 令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第45、議第35号 令和4年度山口市一般会計予算、日程第46、議第36号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計予算、日程第47、議第37号 令和4年度山口市介護保険特別会計予算、日程第48、議第38号 令和4年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、日程第49、議第39号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計予算、日程第50、議第40号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算、日程第51、議第41号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算、日程第52、議第42号 令和4年度山口市高富財産区特別会計予算、日程第53、議第43号 令和4年度山口市水道事業会計予算、日程第54、議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について、日程第55、議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について、以上26議案を一括議題とし、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま提案いただきました諸議案の提案説明をさせていただくに当たりまして、市が発足いたしまして20年目を迎えます令和4年度の市政の運営に関する基本的な考え方を述べさせていただいた後に、令和4年度の当初予算についてから順次御説明をいたします。

まず、本市の財政状況についてでございます。

地方自治体の財政状況の判断指標の1つでございます実質公債費比率は、平成26年度決算で県内唯一でありました起債許可団体から脱する水準にまで減少し、以降、減少を続けてまいりました。しかしながら、実質単年度収支では、平成26年度から赤字が継続的に続いております。

また、市税の大幅な増額も見込めない中、社会保障関係費など義務的経費の増加によ

りまして、財政構造の弾力化を示します経常収支比率は、依然高い水準で今後も硬直化が進んでいくことが見込まれます。さらに追い打ちをかけるように一昨年度来、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、以前のような自由で活発な行動は制限され、医療環境はもとより、高齢者の生活環境、子育て環境、教育環境、観光ですとか外食、製造、物流などの経済活動、行政に至るまで様々な影響を与えております。

国は、基本方針2021において、ポストコロナ時代の新しい未来の創造のため、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるとして、そのためにも、グリーン社会の実現、デジタル・ガバメントの確立とDXの加速、活力ある地方づくり、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現を目指す必要があるとしております。

山口市におきましても、長引くコロナ禍における徹底した対応、終息後の安心した市民生活のための新しい強い構造のまちづくりを進める必要がございます。

また、本年度、多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女がともに活躍できる山口市を目指し、第4次山口市男女共同参画プランを取りまとめたところでございます。性別のみにかかわらず、価値観が多様化している現代社会にあって、地域で、職場で、家庭で、年代、障がいのある人やその家族等の誰もが差別されることなく、意欲と能力に応じた就労や社会参加ができるような社会づくりを目指してまいります。

そして、ふるさと山県を持続的に発展させていくため、官民連携したデジタル化を推進し、働き方改革の下、市内企業の良い就労環境を確保し、地域産業の成長を支援するとともに、次世代を担う子供たちの教育支援、市民の健康づくりの促進やSDGsの観点からもカーボンニュートラルに向けたグリーン化を推進し、豊かな自然と活力ある都市が調和した安心で快適な住みよいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

無論、こうしたことは行政だけの力で成し遂げることはできません。議会の皆様はもちろん、市内に関わりのあるあらゆる利害関係者との対話による共感を求めつつ、協働してまいり所存でございます。今後とも議員各位の御指導と御協力を切にお願いをいたします。

さて、令和4年度の当初予算案については、今まで申し上げてきたようなことを背景とし、昨年度までの5つの重点施策にDXの推進とグリーン社会の実現を加え、未来に投資する積極型予算案としております。

それでは、まず、資料ナンバー5-2をお願いします。

資料ナンバー5-2、令和4年度当初予算の概要の1ページを御覧ください。

令和4年度の当初予算案の総額は、一般会計が142億2,000万円で、対前年度約3.9%の

増加としております。特別会計と企業会計を合わせた総額においても230億6,123万4,000円、対前年度約3.3%の増額としているところでございます。

一般会計においては、市税、地方交付税の増額を見込み、増加したふるさと応援基金の繰入金を増額し、国の第1次補正予算で決定した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するとともに、有利な地方債なども活用し、実質的な財源不足は財政調整基金を繰り入れることとする予算を編成いたしております。

右側の上段の表で、市税は約1億4,000万円の増額、地方交付税は2億円の増額を見込んでおります。しかしながら、2段目の表の地方債関係では、普通交付税の算定と同時に決定されます臨時財政対策債の発行可能額が3億7,400万円減少する見込みでございますので、実質的な交付額は1億7,400万円減額する見込みとしております。

その他の地方債関係では、今申し上げました臨時財政対策債のほか、有利な地方債であります緊急自然災害防止対策事業債や過疎債、辺地債を計上いたしております。

以上を踏まえまして、一般会計の地方債発行予定総額は11億4,260万円とし、前年度より1億6,310万円減少させております。

他方、下の表の基金繰入金では、ふるさと応援基金繰入金を約2億1,000万円増額するなどいたしまして、実質的な財源不足に伴います財政調整基金の繰入額は前年度より7,000万円余り減少させた4億9,032万4,000円といたしております。

続きまして、資料の5-3をお願いします。資料5-3、令和4年度当初予算案のポイントをお願いします。

4ページから御説明いたします。

市債の残高、基金残高の推移でございます。市債については、全会計の合計額が平成21年度末の368億円に対しまして、令和4年度末時点では、約210億円となり、山縣市発足以来、最少金額を更新する見込みでございます。基金残高は、平成26年度をピークに減少が続いております。

次に、5ページは、常勤一般職員の人数と人件費の推移でございます。

令和4年度は、前年度に比べまして5人減少する見込みで、それに伴いまして人件費も減少する見込みでございます。

続いて、6ページをお願いします。

令和4年度当初予算における歳出の主な内容につきまして、先ほど申し上げました7つの重点施策の観点で順次説明させていただきます。

最初に、包括的な子育て支援と女性の活躍についてでございます。

重点施策の中でも、子育て支援は少子化が進行している現在、最も重要な課題として

取り組むこととしており、安心して子供を産み育てることができる、男女にかかわらず活躍できる環境整備に努めてまいります。

放課後児童クラブでは、学校内にクラブ室を新しく新設いたしまして、また、一部を民間委託することで、希望者全員を受け入れられる体制を整えます。

保育園では、高富保育園、富岡保育園の民営化を円滑に移行できるよう合同保育を実施いたします。

3歳児健診時の視力検査に使用するスポットビジョンスクリーナーを導入し、視覚異常等を早期に発見して適切な治療につなげてまいります。

コロナ禍で苦勞されてみえます4人以上の兄弟、姉妹の多子世帯、子供が大学に通っておられるひとり親世帯を支援いたします。

次に、7ページ、インターチェンジを契機としたまちづくりについてでございます。

私は、常々、市内の企業が元気でなければ市の活性化は望めないと考えております。そこで、まちづくり・企業支援課を組織し、本施策を重要事項に掲げ、企業支援等に力を注いだ結果、いよいよ形が見えてまいっております。

令和2年3月に山県インターチェンジが開通、令和3年6月には新バスターミナルが完成し、新たなにぎわいスポット、山県ばすけっとも順調にスタートを切ることができました。そのほか、ちょうど1年前にオープンいたしました地域経済循環創造事業交付金を活用していただいた体験農園みとかも2年目を迎え、人気を集めているところでございます。また、市役所の裏や、恋洞の団地、武士ヶ洞、馬坂地内など新たな企業進出も進んでまいりました。

来年度も山県市の基幹産業であります水栓バルブ関連製造業を支援します地域経済牽引事業を継続し、加えて、市内の中小企業及び小規模事業者でのスマホ決済に対しポイント還元を行い、市内での消費喚起を図ってまいります。

そのほかにも、関係人口、交流人口の増加を目指し、グリーンプラザみやまの活性化事業や遺跡発掘調査を継続し、大河ドラマをきっかけに認知度が向上した大桑城を一過性のものとせず、大桑城を中心とした戦国歴史観光PR事業を展開してまいります。

次に、8ページでございます。

8ページの健康寿命の延伸と高齢者の活躍では、健康増進の啓発や介護予防等を目指し、地域包括支援センター業務、介護予防・生活支援サービス事業を引き続き実施してまいります。新たに体組成計等の測定機器を導入し、特定健診の受診率向上に努め、市民の健康増進を進めてまいります。

次に、9ページ、防災減災による市民の安全性確保でございます。

コロナ禍で集合型の防災訓練が実施できない状況の中でも、インターネットを活用し、家族で参加できるアトラクション形式の防災講座をウェブ上で開催いたします。防災・減災、国土強靱化のための緊急対策事業などを活用しまして、河川改修事業を実施し、継続的に橋梁の耐震化を図り、災害に強い強靱なインフラを確保してまいります。

次に、10ページのポストコロナの経済社会に向けた成長戦略では、コロナ禍が常態化している今日、これを逆手に取った新たな社会の形成を促し、疲弊している地域経済等を活性化するために、コロナ臨時交付金等を活用し、市内の中小企業等を応援いたします。令和2年度からの中小企業等活性化補助金は、事業効果を高く評価されており、令和4年度も計上いたしております。さらには、アフターコロナの経済社会に勢いをつけるため、新たな特産品開発にも着手し、活性化を図ってまいりたいと考えております。

11ページ、DXの推進では、市民ニーズにお応えできるよう、各種行政手続のDX化、より効率的な事務処理などを推進するため、まずは、庁内DXの推進について支援を求め、資料等のペーパーレス化、ウェブ会議システムの充実、キャッシュレス決済の導入促進など、感染リスクを最小限に抑えた行政運営を目指し、同時に職員の働き方改革も進めてまいります。

12ページ、グリーン社会の実現に向けては、2020年10月、政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言した上で、地域脱炭素ロードマップを決定し、今後5年間を集中期間としました。これを受けまして、市有施設における照明のLED化も促進してまいります。

また、インターネットが普及して以来、通信販売による宅配件数が増加し、その15%程度が再配達というデータがございます。再配達は、宅配事業者や働く人の負担のみならず、受け取りたいタイミングを逃してしまうなど、市民の皆様の負担になることもございます。このような事案を減少させ、温室効果ガスの排出量の削減を目指し、宅配ボックスの設置を推進いたします。

そのほかにも、山県市の二酸化炭素の発生量、吸収能力、再生エネルギーの発電量等の可能性、各種事業所等の取組への意識調査など、山県市が持つ脱炭素ポテンシャルを推しはかり、カーボンニュートラルへの方針を模索するため、ゼロカーボン対策基礎調査を実施いたします。

最後に、13ページ、14ページ、その他の事案について御説明いたします。

来年度、新たに広域連携地方創生推進交付金事業、これ、第2弾といたしまして、出生率の向上、関係人口の拡大をテーマにさらなる地方創生を推進してまいります。

連携事業の中には、市政20周年に向けて、関係人口拡大推進事業として、動画等を作

成し、山県市の魅力を発信する事業や、海がない山県市で育った子供たちが、海がある地域の生活を体験し、将来にわたって新たな自治体間の交流を創出する事業などを計画いたしております。

そのほかには、北部地域の拠点といたしまして、美山支所とその周辺の再整備計画が本格的に稼働し始め、伊自良の3つの公共施設を1つに集約した伊自良コミュニティーセンターが供用開始される運びとなり、公共施設等総合管理計画が実行されてまいります。

当初予算の概要は以上でございます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして、順次御説明いたします。

資料ナンバーの1をお願いいたします。

資料ナンバー1の20ページ、議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、行政手続等における書面規制等の見直しに伴い、関係条例における用語の整備等、所要の改正を行う必要があるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、22ページ、議第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、23ページをお願いします。

23ページ、議第22号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、本年4月1日に山県市有線テレビ事業をシーシーエヌ株式会社に譲渡することに伴い、この条例を定めようとするものでございます。

また、この条例の廃止に伴いまして、有線テレビ放送施設管理運営審議会も廃止となるため、山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、有線テレビ放送施設管理運営審議会委員部分を削除するものでございます。

次に、25ページをお願いします。

25ページ、議第23号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に係る人事院規則が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、27ページをお願いします。

27ページ、議第24号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、30ページでございます。

30ページの議第25号 山県市いじめ問題対策連絡協議会等条例につきましては、いじめ防止対策推進法第12条の規定により策定した山県市におけるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、山県市いじめ問題対策連絡協議会、山県市いじめ問題対策委員会及び山県市いじめによる重大事態再調査委員会の設置に関し、所要の措置を講ずるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、35ページをお願いします。

35ページ、議第26号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましては、近隣市町に福祉ホームが開設されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、36ページ、議第27号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設に入所する児童の扶養義務者が生活保護を受けた場合、入所児童は国民健康保険の適用となり、当該児童に対する適正な医療サービスを確保する観点から、被保険者資格の適用除外とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、38ページ、議第28号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第3条を山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、39ページ、議第29号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇の改善を図るため報酬及び費用弁償の見直しを行うこと及び所要の措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、41ページをお願いします。

41ページ、議第30号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行により消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、令和3年度補正予算案件4件について御説明をいたします。

資料ナンバー4をお願いします。

資料ナンバー4、議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出の総額から1億8,765万2,000円を減額し、その総額を148億5,505

万7,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正では、本年度実績見込みによる不用額等の補正が主な内容で、その他の補正についてのみ、それぞれ内容を御説明いたします。

歳出の款の順に御説明いたしますので、まず14ページをお願いします。

14ページでございます。

議会費425万7,000円は、本年度の実績見込みによる減額でございます。

次に、15ページをお願いします。

総務費の財産管理費、基金積立金1億615万4,000円は、普通交付税増額分の一部を臨時財政対策債の償還に充てるため、減債基金に積み立てようとするものでございます。

次に、17ページ2段目、企画費の公共交通運行奨励金1,095万5,000円は、コロナ禍で減少した自主運行バス等の運行収益分を運行事業者に助成しようとするものでございます。

18ページに移りまして、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備委託料311万9,000円は、転入転出ワンストップサービスに係るシステム改修費で、財源は全額国庫補助金でございます。

次に、民生費、社会福祉費3,013万1,000円の増額、児童福祉費9,251万円の減額、生活保護費1,574万円の増額は、いずれも本年度の実績見込み等による補正でございます。

21ページの衛生費1,030万円の減額等も本年度の実績見込みによるものでございます。

22ページ、農林水産業費、農業費876万7,000円、林業費551万2,000円の減額、23ページ、商工費5,048万1,000円の減額、24ページ、土木費、道路橋梁費5,500万円の減額、河川費5,000万円の減額、25ページ、住宅費1,391万6,000円の減額、26ページ、消防費1,501万6,000円の減額、27ページ、28ページの教育費、教育総務費300万円の減額、小学校費160万円の減額、中学校費100万円の減額、保健体育費584万円の減額等は、いずれも本年度の実績見込みによるものでございます。

それでは、続いて、10ページにお戻りいただきまして、歳入をお願いいたします。

10ページ、大半が歳出に連動するものでございますが、それ以外のものを御説明いたします。

一番上の地方交付税を御覧ください。

令和3年度、国の第1次補正予算で普通交付税が増額されたので、2億2,617万2,000円を増額いたしております。

12ページをおめくりいただいて、中段の基金繰入金を御覧ください。

今般の補正によりまして、余剰となりました財源につきましては、財政調整基金繰入金を2億5,060万4,000円減額いたしております。

次に、5ページをお願いします。

5ページ、繰越明許費の補正は、表にございます9事業がいずれも年度内に完了することができない見込みとなったことから補正をお願いするものでございます。

6ページ、債務負担行為の補正につきましては、工事発注の平準化を図るため、来年度の工事予定箇所を年度内に発注できるよう追加するもので、工事予定箇所は、高富、森地内の市道改良工事2件でございます。

7ページの地方債の補正につきましては、本年度の実績見込みによる変更でございます。

次に、37ページからお願いします。

37ページの議第32号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に37万6,000円を追加し、その総額を32億8,584万5,000円とするほか、今般の補正が国庫補助金の対象となりますので、新たな款を追加しようとするものでございます。

44ページの歳出をお願いします。

44ページの歳出、諸支出金の償還金37万6,000円は、令和2年度のコロナ減免に関する国庫補助金の昨年度実績に伴う精算返還金でございます。

42ページの歳入をお願いします。

こちらも本年度の実績見込みによるもので、上段の国民健康保険税を減額し、その同額を国庫支出金、県支出金、基盤安定繰入金の増額で計上いたしております。なお、今般の補正で不足する財源は、国民健康保険基金繰入金37万6,000円を計上いたしております。

次に、45ページ、議第33号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から876万7,000円を減額し、その総額を5億1,982万6,000円としようとするものでございます。

51ページの歳出をお願いします。

51ページの施設管理費876万7,000円の減額も本年度の実績見込みによるものでございます。

財源につきましては、前のページにございますとおり、一般会計繰入金を同額減額いたしております。

次に、53ページ、議第34号 令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）につ

きましては、水道事業収益の予定額を455万7,000円減額し、水道事業費用の予定額を1,289万9,000円増額するとともに、54ページに移りますが、負担金の予定額を675万円減額し、建設改良費の予定額を742万5,000円減額するほか、債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

57ページの収益的収支では、中央監視装置統合更新工事を繰り越すことで消費税の納付が発生する見込みとなったことによるものでございます。

58ページの資本的収支は、本年度の実績見込みによるものでございます。

54ページにお戻りいただきたいと思えます。

54ページの第5条、債務負担行為の追加は、一般会計と同様、工事発注の平準化を図るため追加するもので、工事予定箇所は、岩佐地内の配水管布設替工事でございます。

以上、補正予算の説明を終わります。

次に、その他案件2件について御説明いたします。

資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の42ページ、議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付につきましては、山県市有線テレビ事業を無償で譲渡するとともに、山県市有線テレビ局舎についても無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、無償譲渡及び無償貸付けの相手方は、シーシーエヌ株式会社でございます。

次に、資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6の議第45号 北山辺地総合整備計画策定につきましては、グリーンプラザみやまコテージ村の屋外多目的施設の整備に辺地対策事業債を活用しようとするため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に規定する総合整備計画を策定しようとするもので、同項の規定により議会の議決を求めるものでございます。主な内容及び事業費等は、参考資料として添付してございますとおり、屋外多目的施設新築事業の設計と工事費でございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月8日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時05分散会

令和4年3月8日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山縣市議会定例会会議録

第2号 3月8日(火曜日)

○議事日程 第2号 令和4年3月8日

日程第1 質 疑

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山縣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山縣市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山縣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山縣市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山縣市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山縣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山縣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山縣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山縣市一般会計補正予算(第9号)
- 議第32号 令和3年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第33号 令和3年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第34号 令和3年度山縣市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第35号 令和4年度山縣市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山縣市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山縣市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山縣市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第39号 令和4年度山縣市簡易水道事業特別会計予算

- 議第40号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山口市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第2 委員会付託

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山口市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山口市後期高齢者医療特別会計予算

議第39号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第40号	令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第41号	令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第42号	令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
議第43号	令和4年度山口市水道事業会計予算
議第44号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
議第45号	北山辺地総合整備計画の策定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第20号	押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
議第21号	山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議第22号	山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第23号	山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第25号	山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
議第26号	山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第28号	山口市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第29号	山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第30号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第31号	令和3年度山口市一般会計補正予算（第9号）
議第32号	令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第33号	令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第34号	令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
議第35号	令和4年度山口市一般会計予算

- 議第36号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第39号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第40号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山口市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第2 委員会付託

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第35号	令和4年度山口市一般会計予算
議第36号	令和4年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第37号	令和4年度山口市介護保険特別会計予算
議第38号	令和4年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第39号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第40号	令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第41号	令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第42号	令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
議第43号	令和4年度山口市水道事業会計予算
議第44号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
議第45号	北山辺地総合整備計画の策定について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	奥田英彦君
企画財政 課長	谷村政彦君	税務課長	大西義彦君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護 課長	藤田弘子君	子育て支援 課長	加藤法子君
農林畜産 課長	森正和君	水道課長	丹羽竜之君

建設課長	高瀬正人君	理事兼 まろくり企業支援課長	大熊健史君
会計管理者	江尾浩行君	学校教育課 校長	日置智夫君
生涯学習課 長	藤根勝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第1、質疑。

2月28日に議題となりました市長提出議案、議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第45号 北山辺地総合整備計画の策定についてまでの26議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位により順次発言を許します。

通告順位1番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 令和4年度当初予算の概要、資料5-2の21ページ、子ども未来投資給付金給付費について、子育て支援課長にお尋ねいたします。

1人10万円4人以上の子供の世帯の給付について、なぜ4人以上からしか給付されないのか、根拠についてお尋ねします。また、この給付は今回限りなのかについてもお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、4人以上の子供の世帯の給付の根拠についてでございますが、国の政策として、3子以上を多子世帯として児童手当や児童扶養手当、出産祝い金などいろいろな施策が講じられておりますが、4子以降は特に加算はなく、3子と同様となっているため、4子以上の世帯を給付金の支給対象としました。

2点目の御質問、給付は今回限りかについてでございますが、令和4年度限りの予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 御答弁いただきありがとうございます。理解いたしました。

○議長（武藤孝成君） 以上で田中辰典君の質疑を終わります。

通告順位2番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より指名いただきましたので、3点質問させていただきます。

まず、資料5-2、22ページです。

健診用備品購入費138万1,000円について、子育て支援課長にお尋ねをします。

スポットビジョンスクリーナーの購入費ですが、3歳児健診での視力検査において、屈折異常や斜視などの視覚異常を早期に発見し治療につなぐことのできる優れた機器です。昨年、第1回定例会で導入の提案をさせていただきました。当時の子育て支援課長の答弁では、スポットビジョンスクリーナーを使用するときの実施体制の問題点として、暗幕等で暗い空間を確保して行うため、そうした場所がこの市役所内、集団健診のところに確保できるのかという点、また、それを実施するためにそれなりの人員が必要になるという答弁でしたが、この問題の対策はどのようにされるのかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、暗い場所の確保についてでございますが、3歳児健診での屈折検査は、3歳児では授乳する方はほとんどいないため、現在、授乳室として使用している部屋が暗室ですので、その部屋を利用する予定でございます。

御質問の2点目、検査の人員についてでございますが、屈折検査を実施する専門の看護師の確保をいたしましたので、円滑に導入できると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございます。

3歳児健診という視力の発達時期に異常に気づき、早期に治療を開始することができる、視力の大幅な回復が期待されますこの機会ですので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、資料5-2、21ページ、子育て支援課長にお尋ねをしますが、子ども未来投資給付金事業3,100万円についてですが、まず1点目に、4子以上の子供、18歳以下を養育している世帯に対し、1子ごとに10万円を給付し、また大学生等、19歳から22歳を養育されているひとり親世帯に対し、1人ごとに10万円を給付という内容ですが、1点目に、それぞれ現状の対象者と何世帯、何名を想定されているのか、2点目に、4子以上を出生された方、ひとり親になられた方、いつまでが給付の対象になるのかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、給付金の現在の対象者と想定人数についてでございますが、令和3年4月現在、4子以上の子供を持つ世帯は54世帯228人で、大学生等のひとり親家庭等の

世帯は75名を推定しております。令和4年度の予算については、4子以上の子供を持つ世帯は、55世帯230人を見込み、大学生等のひとり親家庭の世帯は80名を見込んでおります。

御質問の2点目、いつまでが給付の対象とするかについてでございますが、現段階では詳細について決定しておりませんので、今後検討して、より適正な制度にしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 再質問させていただきますが、給付が簡単に行えて受給者が負担にならないような申請が重要だと思います。中には4人以上のお子さんを連れての市役所への申請は大変なことだと思いますし、また、ひとり親含め、どのように支給をされるのか、せっかくの支援のための給付が申請段階で負担になるようではいけないと思いますが、その支給方法についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

支給方法につきましては、申請方式になると考えておりますが、市民の方の負担が最小限となるように検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、資料5-2、23ページ、宅配ボックス普及促進事業費補助金について、市民環境課長にお尋ねをします。

予算額2,500万円で世帯5,000円の補助ですから約5,000世帯分になるかと思いますが、市内全世帯数の約半分弱に当たります。改めて、背景と目的についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えします。

背景につきましては、宅配ボックス普及促進事業につきまして、コロナ禍による新しい生活様式が定着しつつあり、インターネットショッピングを利用する方が増えてきています。それとともに、宅配事業者の業務も増加しています。目的といたしましては、現在の各企業や地方自治体において脱炭素に向けた様々な取組を行ってまいります。山県市では、宅配事業者の再配達による二酸化炭素の排出を抑制するため、宅配ボックスの導入を促す補助事業を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 再度質問させていただきますが、今の背景と目的については理解をしました。

不安に感じることは、宅配物の盗難といったことが心配をされるのではと思いますが、県内でも初めてか、あまり多くの市町村ではやっていないような事業と思いますが、例えば、在宅のときに時間指定で配達を申し込んでいるから一度で済んでいるというようなこととか、宅配ボックスを設置すると不在が多いということを知らせているようだといった声もあるようです。例えば、一宮市では、宅配ボックスの設置については盗難防止のため施工業者によりアンカー等で躯体、基礎とか鉄骨といった強固なものに固定をして設置しているものと定められ、経費の2分の1、または上限を5万円としています。本市ではそうした安全性等、補助対象の規格についての考えをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

現在、どういったものが該当するかということで、要綱のほうを詰めておりますが、補助対象とするボックスにつきましては、施錠ができ、それから、安易に移動ができないような盗難防止対策がされているものというものに限定します。今、ホームページとかで宅配ボックスというのはかなり出ていると思いますが、例えば、ドアノブにワイヤーロープで引っかけてきちっと固定するものというのが結構今出ていると思います。この盗難防止という、これは本当に犯罪になりますので、そういったことは少ないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、もう一点の質問のほうですが、時間指定ができるという、時間指定をして、そのときに受け取れればいいんじゃないかというような御質問があったと思いますが、この宅配ボックスの利点といたしましては、先ほど言われるようにここが留守じゃないかというのが分かっちゃうということもありますが、これはもうそれぞれの家庭のほうで、例えば、車庫を設置してみえるところであれば、車庫のほうのところでは設置してもらおうとか、いろいろ方法は考えられるかと思えます。

それから、幾ら時間指定をしても、例えば、そのとき家事をやっていたりとか、電話に出ていたりということで、チャイムを鳴らしてもすぐ出られない場合は、宅配業者の方がすぐ次のところへ行かれるというケースもございますので、全てが時間指定で受け取れるというようなことはないと思います。現に、宅配事業者の方とも今打合せをいたしておりますので、こういう補助事業じゃなくても、自ら宅配ボックスを購入して実施し

てみえる家庭がかなり増えていると、そのようなことを伺っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 改めてまたちょっと質問させていただきますが、今の一宮市では、令和2年度に本市と同じ目的と背景の中で置き配バッグの無料配布を実施されました。4,000円相当のバッグで、今言われたような、鍵がついてドアノブにつないで玄関先に置くという、そういったものを3,700世帯に抽せんで無料配布されました。今回、予算の質疑という観点で、こうした取組と比較して、本市もこのような取組の考えの余地があるのかどうかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） それでは、再々質問にお答えさせていただきます。

モニタリングを実施しないのかというような御質問かと思いますが、それでよろしかったでしょうか。

先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたが、宅配事業者のほうの方と、今3社ぐらいといろいろお話をさせていただいているところなんです、その中でも、やはり、自主的に宅配ボックスを購入して設置している家庭がかなり多い、増えてきているということから、山口市としては単年度でこれを実施していきたいと考えておりますので、モニタリング等については今のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

通告順位3番 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） それでは、2点質問させていただきます。

1点目ですが、議第25号、資料1の30ページになります。

山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例についてですが、今回この条例を制定される背景と目的について、学校教育課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

平成25年6月28日公布、同9月28日に施行された国のいじめ防止対策推進法を受けて、山口市教育委員会といたしましては、平成27年5月15日付で山口市いじめの防止基本方針を策定するとともに、市内の各小中学校は自校の学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に取り組んでおります。一方、一昨年度の岐阜市での痛ましい事案を機に、山口市において今まで以上に危機意識を持って児童・生徒のいじめ防止に取り組む必要

があると考えます。

今回、上程いたしました条例は、山県市いじめ問題対策連絡協議会、山県市いじめ問題対策委員会、山県市いじめによる重大事態再調査委員会の設置に関するものでございます。これらは、これまでの基本的な方針にも明記されておりますが、この条例により山県市の各学校と教育委員会、そして、関係機関がより連携を図り、いじめ防止に取り組んでいくことや、いじめによる重大事態が起きた場合、山県市としての確でかつスピード感を持ってその対応ができるようにすることが目的でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） それでは、再質問をさせていただきます。

文部科学省のいじめ防止対策協議会では、都道府県と政令市教育委員会を対象としたアンケート調査を行いまして、今年2月に今後の方向性を検討して、いじめの重大事態調査の課題として、調査委員を含む人材の確保、調査の長期化、複雑化に耐え得る体制や関係児童・生徒や保護者への対応を挙げる自治体が多かったと総括されております。

先ほど御回答にありました、やはりいろいろな団体や関係機関との連携をしていくということですが、やはりそういったことは大事になってくると思いますので、連携してぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、この条例に山県市いじめ問題対策連絡協議会、山県市いじめ問題対策委員会、山県市いじめによる重大事態再調査委員会の設置を掲げていますが、条例に基づいて委員会を設置する場合、先ほどの文科省の結果にもありましたが、人材の確保についてが課題になってくると思いますが、今後、どのような方を委員会のメンバーに設定して考えておられるのか、お尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えいたします。

山県市いじめ問題対策連絡協議会でございますが、構成員は山県市教育委員会教育長、教育委員の代表、小中学校校長会長、それから、学校教育課長、山県警察署生活安全課の担当者、それから、人権擁護委員、山県市PTA連合会の委員などを想定しております。年に2回程度の会議を行い、いじめ問題の情報共有や学校のいじめ防止の対策等について御意見をいただくというふうに考えております。

また、山県市いじめ問題対策委員会は、学校におけるいじめの重大事態が起こったときに事実関係を明確にするための調査を行ってまいりますので、構成員は弁護士や医師、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門知識及び

経験を有する方で、いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係がない方を想定しております。

また、山口市いじめによる重大事態再調査委員会は、上記の先ほど申しました山口市いじめ問題対策委員会の報告に係る再調査が必要のある場合に設置するものですので、いじめ問題対策委員会の委員とは別の方で、知識や経験のある弁護士や医師、学識経験者などの方を想定しております。スケジュールは今後、本条例が可決されましたら人選を行っていかうと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 分かりました。では、次の質問に移ります。

議第35号 令和4年度山口市一般会計予算の資料5-2、29ページになります。

総合教育支援の上から5行目、学校活動支援員報酬等で、内容は教育センター事業の運営支援員1名とありますが、今回、この計上されております事業は、来年度新たな支援員の配置になるかと思われませんが、この支援員の目的と役割についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

学校においてもデジタルファーストへ移行している中だからこそ、教育委員会では子供たちが学校を飛び出して地域の自然や人と触れ合う実体験の活動の充実を図ることを山口市教育ビジョン2020の重要な事業の1つとしております。本年度は、コロナ禍により延期となりました森と川の学校がその1つです。学校活動支援員は、この森と川の学校のみならず、今後進める計画である山と歴史の学校や防災と科学の学校などの企画や運営をすることが目的で配置することとしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） ただいま答弁いただきましたが、今答弁にありましたように、私も、こういったデジタル化が進む時代だからこそ、リアルな実体験は特に幼少期の子供たちには大切なことだと思っております。やっぱり体で覚えて生きる力を育むということは大事なことだと思っております。森と川の学校は、今年度は残念ながらコロナ禍により開催されませんでした。今後継続して開催していただきたいと思っております。

それから、今後進める計画のある山と歴史の学校や防災と科学の学校について、具体的にどのような構想を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えします。

山と歴史の学校についてでございますが、現在発掘が進み、その歴史的価値が広く市内外に周知されている大桑城の学習を想定しております。子供たちには、なぜ大桑城がこの地に築かれたのか、どんな造りの城だったのかという歴史的な背景だけではなく、大桑城から見える景色とか古城山にある動植物、そこまで広く目を向けさせた学習をさせることで大桑城の価値に触れ、ふるさと山県を愛する心を育成したいと考えております。

次に、防災と科学の学校についてでございますが、児童・生徒が山県市でも起こり得る地震や水害等の自然災害の被害を知るとともに、災害はなぜ起こるのか、どうすれば未然に防ぐことができるかまでを科学的な根拠を基に調べ、考えさせることで、今後の防災意識を高めることを目的としております。これらの学校では、課題を自ら見つける力、物事を様々な面から捉え解決する力、新しい価値観、新しい価値を創造する力を育てていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤裕章君の質疑を終わります。

通告順位 4 番 寺町祥江君。

○3 番（寺町祥江君） 議長に発言の許可をいただきましたので、質疑を 4 件させていただきます。

議第35号 令和 4 年度山県市一般会計予算についてです。

資料 5 の 60 ページ、資料 5 - 2、18 ページ、ゼロカーボン対策基礎調査委託料について事業の内容を理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

このゼロカーボン対策基礎調査の委託ですけれども、これは山県市における CO₂ の発生量、吸収能力、再生可能エネルギーの発電可能量などの脱炭素ポテンシャルを推計、また、事業所、組織などへの意識調査を行って、カーボンニュートラルへの方針を模索する業務に充てるものです。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3 番（寺町祥江君） 事業者などへの意識調査を行われるということだったんですけれども、意識調査を行われて、その次の段階は、それをどう実行に移していくかという形になるかと思うんですけれども、この委託調査の委託事業者の選定はどのように行われ

ますか。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） こちらの業務ですけれども、プロポーザルによって業者を選定していきたいというところで、今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。次の質問に移ります。

資料5の126ページ、工事請負費、看板設置工事の備品購入費と木製備品購入費について内容をお尋ねします。農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の第1点目、工事請負費、看板設置工事につきましては、谷合にあります湧き水の桂水をPRする看板になります。そのほか、美山中央公民館入り口と国道418号線沿いの佐野にありますグリーンプラザみやまへの案内看板、全3か所を予定しております。いずれも建て替えを予定しております。

御質問の2点目、備品購入費、木製備品購入につきましては、市内小中学校に1,200ミリのラウンドテーブルを予定しております。ちなみに小学校は高富小学校、富岡小学校、大桑小学校、伊自良南小学校、いわ桜小学校、全5校ですね。中学校については全3校を予定しております。計65台を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。

看板のほうなんですけれども、建て替えの看板、地域が3つとも美山地域であるかと思うんですが、この3つに選定をされた理由をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

これは事業実施の課は、まちづくりになりますので、うちの森林環境税を使うということで私のほうが答えさせていただいております。詳細については、来年度、まちづくり・企業支援課のほうが考えていかれると思いますので、よろしく願いいたします。

理由ですね。理由は、全部ちょっと私も見せてもらいましたら、古くなっておりまして、やっぱり案内看板として大分年月が過ぎていきますので、新しく替えさせていただ

きたいということで、今回は3か所を選ばせていただいたという経緯があります。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 理解いたしました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

資料5の129ページ、スタートアップ支援事業委託料について、事業の内容を理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 質問にお答えします。

このスタートアップ支援事業の委託ですけれども、こちらは市内に在住、在勤、在学など、起業、起こすほうの起業ですけれども、こちらに関心があるものの行動にまでは移せていないような方、起業の初期段階層、こちらの方々を対象としてスタートアップ講座や先輩起業家などとの交流会など、こういった方々を対象に起業家の予備軍、予備層みたいな、卵みたいなものでありますけれども、こういった方々を後押しする取組でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） このコロナ禍の状況で、こういった起業しようとする方の支援に取り組みれるということなんですけれども、この状況だからこそそういった方がみえるという反面と、この状況で参加者がどれぐらい集まるかという不安もあるかと思うんですけれども、参加者の募集方法をどのようにされるかということと、この委託業者の選定方法についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 質問にお答えさせていただきます。

2つ目の質問ですけれども、この選定方法ですけれども、これについても適切な要件、例えば、実績を有するその団体であるかというような適切な要件を付してプロポーザルによって選定していきたいというふうに考えております。そういった中で、実際にそういった方々をどのような工夫をして集めるのかというようなことですけれども、そういった業務の中で考えて工夫していきたいというふうに考えております。よろしく願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 人が集まりにくい状況だと思うんですけども、ぜひできる形で進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

資料5の146ページ、防災リーダー育成講座委託料について、事業の内容を理事兼総務課長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

防災リーダー育成講座委託料112万2,000円につきましては、ここ数年、コロナ禍により防災訓練や防災講演会が開催できない状況が続いておりますので、新たな試みとしてウェブによる災害シミュレーションを行い、防災リーダーを育成しようとするものでございます。内容といたしましては、1講座150ライセンスで2回開催予定で、小学生とその家族を対象として、Zoom機能により想定される災害状況に応じた知識や判断、発想力などが問われ、質問や回答することもできる参加型の訓練でございます。それを今後の防災、減災に役立てていただこうと計画するものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ウェブでの講座ということだったんですけども、今の内容をお聞きいたしまして、シミュレーションと参加型の講座になるということで、実際にリアルに集まることができなくても、そういった形で進められていくことに期待をいたします。小学生と小学校の家族を対象にということであったんですけども、先ほど学校教育課長のほうから防災科学についての御説明もありました。小中学校ではタブレットの支給もされておりますが、学校教育との連携、この事業はどのようにされていかれるお考えがおりでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） すみません、学校教育との連携というのはまだ、いまだ考えておりませんので、今後すり合わせながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○3番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で45分から始めます。

午前10時34分休憩

午前10時45分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 福井一徳君。

○9 番（福井一徳君） 議長から指名いただきましたので、質疑を行いたいと思います。
全部で18あります。

まず最初に、議第24号 山田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてということで、資料1の27、国民健康保険税の被保険者均等割額の引下げに関する条例改正ですけれども、この減額対象となる区分別の世帯数はどれだけか及びこの被保険者の均等割額減額分が国民健康保険税の全体の構成上、以前、資産割を廃止したときにもシミュレーションを出されていましたが、どのように変化するのか、もしくはその部分について、減額分は交付税措置されてその分総額が減るのかどうかということについてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えいたします。

減額対象となる区分別の世帯数についてでございますが、令和3年度の個人所得の確定の後に算定をいたしますので、令和3年度の数値でございますが、報告させていただきます。軽減なしの世帯につきましては44世帯、7割軽減につきましては23世帯、5割軽減につきましては12世帯、2割軽減につきましては18世帯、全体で97世帯の方が今回の減額対象になるということになります。

もう一点の御質問のほうですが、保険税の軽減分についてはどのように変わってくるかということでございますが、こちらのほうにつきましては、国民健康保険、一般会計でいきますと交付税になりますが、それと同じような形になってきますが、基盤安定負担金といたしまして全額が補填されて措置されます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9 番（福井一徳君） 全額が措置されるということで97世帯ということなので、構成が変わらないというような理解でいいかというふうに思います。分かりました。

じゃ、続いて、2点目です。

議第35号、一般会計予算です。資料の5-2、ページ数18ページです。

消費生活相談員報酬として151万6,000円が計上されています。この相談員の人数及び相談対応の日数なり対応件数について、昨年の実績との比較で、一昨年になりますかね、

実績でどのような試算をもって計上されているかについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えさせていただきます。

現在の市民環境課内に消費生活相談窓口が設置されております。消費生活相談員等の資格を有した方を会計年度任用職員として1年間雇用いたしております。勤務体系につきましては、1日7時間勤務で週3日、年間で148日となっております。

対応件数につきましては、消費者トラブルによる窓口や電話相談が多数ございます。令和2年度の実績ではございますが、その中でも通信販売事業者等とのトラブルにおける交渉までに至ったケースは53件ございました。

それから、昨年度と比較でどのような試算を基にしているかについてでございますが、昨年度と比較いたしまして、勤務及び業務内容についてはほぼ同じでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 令和2年度の実績で通信販売関係53件というのはかなり多いなという感じがしましたが、内容については分かりました。

じゃ、引き続いて、3問目です。

同じく一般会計予算ですが、資料5-2の18ページで、個人番号カード普及促進事業を5人の会計年度任用職員で行う予算になっています。実際、5人が行う予定の事業の内容は具体的にどのようなものか。年間計画を月平均にならしてみた場合に、1日当たり何人程度のこういう申込み処理対応と見込んでいるのかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えさせていただきます。

個人番号カード事務の内容についてでございますが、申請の受付、それから、カードの交付、それから、このカードを交付するのにカードの準備作業が必要になってきます。それから、マイナポイント等の受付、それから、その相談、それから、有効期限切れカードの更新、こちらにつきましては、未成年の方は5年更新となっております。それから、あと、電子証明書の更新、これはカードにICチップが入っておりまして、通常、成年の方であればカードは10年間有効であるわけなんです、この電子証明の使用については5年間で有効期限が切れますので更新をしなければいけないと、そういった作業がございます。それから、紛失等の再交付手続、そういったものが主な業務となってきます。あと、カードを申請するときに紙ベースのカードがない方については、住民票の取得が必要になってきますので、そういった戸籍の窓口の対応もその方たちで行っていた

だいているということです。

それと、年間計画を月平均にしたら1日当たりどのくらいの申込み処理を見込んでいるのかということでございますが、これは年間計画からいきますと1日当たり約30件の申込み処理を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 1日当たり30件ということで、内容については分かりました。

じゃ、4点目、これも一般会計ですが、同じく18ページ、5-2の18ページですね。

業務委託料の項目で、戸籍の副本の登録と情報提供用の個人識別符号の取得というのがありますが、それぞれどのような取扱いの仕組みになっているか、また、情報提供用というふうになっているんですけれども、これは誰に対する情報提供なのかということと、戸籍情報システムの改修業務委託料というふうにありますけれども、システムの改修業務の内容はどのようなもので、この一連の戸籍システムとマイナンバーカード事業との関連はどのようにしているかをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの3つの事業がということでありましたが、この一連の業務につきましては、本籍地以外の市区町村の窓口で全ての方が、戸籍の交付の申請ができ、また、戸籍の届けにおける、例えば、婚姻届けなんかですと戸籍の謄本とか抄本を提出しなければいけないんですけれども、これが添付書類が省略できるよう法務省と全国の市区町村が連携して行うシステム改修業務でございます。戸籍の副本の登録につきましては、法務省との戸籍の連携、現在では山口市ですと岐阜の法務局との連携を取っておりますが、法務省との連携は取れておりませんので、それを法務省のほうと連携を取るという業務でございます。

その次の情報提供用の個人識別符号の取得につきましては、皆さん、個人の方の出生から現在の戸籍までをつなげるための個人識別符号でございます。この戸籍につきましては、全ての方が1つの市町村に本籍があるとは限りません。例えば、他市で生まれられて、結婚して山口市に見えた方につきましては、幾つか前の市町村に戸籍がある、山口市にもある、転籍されればまた、それをその個人の方の番号をつけまして、全部を認識させて、どこの市町村へ行っても出生から現在までの戸籍が取れるようなシステムを構築するというものでございます。それで、この情報提供につきましては、法務省のほうに個人の識別番号をつけて提供するというところでございます。

それから、3つ目の戸籍情報システム改修の業務委託につきましては、現在使用しています戸籍情報システムと法務省のシステムを連携させまして、全国どこの市町村窓口でも戸籍の交付ができるようシステム改修を行うものでございます。この事業につきましては、マイナンバー事業との関連はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、説明の中で出生から現在につなげるという話でしたけれども、戸籍のところはずっと個人に付票がされてアナログというか、従来でもこういうのがあったと思うんですけど、それをデジタル化するということなのでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 再質問にお答えさせていただきます。

これ戸籍法の改正がございまして、戸籍のデジタル化というのが既に平成二十五、六年からなっていると思います。今回のこれにつきましては、例えば、ちょっと失礼かと思いますが、相続をするとき、出生から亡くなったまで、死亡までという戸籍が当然必要になってきます。これが転籍とかでいろいろなところにある場合、例えば、山県市に本籍があつて、これが他県の方ですとわざわざこちらまで取りに来なきゃいけない。だけど、それが最寄りの市町村で取ることができる。だから、その方の出生から、結構高齢の方ですと、除籍とか、改正原戸籍、それから、現在戸籍とか、幾つかに分かれております。それが転籍なんかで全部ばらばら、いろいろな市町村にあると。それに番号をつけて全部ひもづけするという形になります。だから、1つの市町村の窓口でいろいろなところの戸籍を取ることができるようなシステムを構築すると。これにつきましては、法務省のほうは、令和6年4月から実施ができるように準備を進めております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） よく理解できました。

それでは、続いて、同じく資料5-2の19ページのところです。

ここに生活困窮者自立支援事業について委託をするということで、1つは、就労準備支援業務120万、家計改善支援業務420万というふうに計上されていますが、この具体的な内容、事業の内容及び業務委託先はどこかということと、それから、予算額が昨年度の支援業務委託料から大幅に減少していますので、その要因は何なのかについてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援事業における就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業でありまして、その内容につきましては、就労準備支援事業は、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う事業です。家計改善支援事業は、生活困窮者に対し、収入、支出、その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業であります。

委託先につきましては、就労準備支援業務は就労訓練事業所の認定を受けている市内の事業者、家計改善支援業務は生活資金の貸付け事業を実施する市内の事業者にと現在のところ考えております。

生活困窮者自立支援事業の予算が減額になったことは、会計年度任用職員の費用を減額したことが要因であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 減額の理由については分かりました。

今、2つの事業、それぞれ事業所、認定されているところに委託をするということですが、大体何件ぐらいを想定してこの金額が想定されているかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えいたします。

ただいまの就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、令和3年度、今年度から開始した事業でありまして、実績は今年度のみとなりますが、1月末現在で就労準備支援が延べ29件、家計改善支援事業が延べ135件の支援を行っております。来年度におきましても同程度の支援を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。

では、続いて、資料5の19、高齢者在宅福祉事業の緊急通報システム管理業務、コールセンター方式とありますが、年間の通報相談件数はどの程度見込んでいるのか。それから、この緊急通報システム制度に関連して、システムを申請する場合に、協力員2名の確保が必要だというようなことがあって、なかなか地域で2名確保が難しいというような声があったんですが、その後、令和4年度に向けて、ここら辺りの改善等どうなっているかについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

緊急通報システムの通報相談件数の見込みにつきましては、これまでの実績から通報は15件ほど、相談は60件ほどを見込んでおります。緊急通報システムの設置につきましては、申請者に原則2名の協力員の記入をお願いしております。これは、緊急時において、利用者様の状態を一刻も早く確認ができるよう、近隣の方を御指定いただいております。しかしながら、ただいま議員御発言のとおり、利用者様の状況によっては協力員を記入することが困難であるとの御相談もありますので、これまでと同様に対象者に寄り添って柔軟に対応することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） それぞれ内容は分かりました。

柔軟に対応するというところで、中には転籍をされてきて、ほとんど地域とのつながりがないというような方もみえたりするので、そこら辺りは実情に合わせて対応するということでしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、7点目、資料5-2の20ページのところです。

障がい者福祉事業で、介助用の自動車助成費として2件分で48万円が計上されていひます。昨年度実績との関係で、2件の予算の根拠はどこにあるかということと、それから、現在、社会福祉協議会に車椅子用の軽自動車2台が貸出用に常備されて市民に貸出しされていひます。今後、高齢化が進んでいく中で要望は増えていくんじゃないかなというふうにおもうのですが、市として、障がい者福祉事業の一環として、こういう社協なんかに台数を増やすための支援、助成金などの検討というのはいされているかどうかお尋ねしひます。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

介助用自動車助成の予算が2台分である根拠は、過去6年間の実績により確認いたしましたところ、半分の3か年度が2台の利用でございましたので、2台分の予算を計上させていただきますとていひております。介助用自動車助成につきましては、個人所有の自動車に対し助成するものでございます。

御質問にございひます社会福祉協議会の貸出用の福祉車両につきましては、社会福祉協議会のほうに利用状況を確認いたしましたところ、年間60件ほどの御利用がありまして、2台が1度に出払うようなことはなかったというふうにお聞きしてあります。山県市に

おきましては、現在のところ助成は考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 最近こういう福祉車両がかなりいろいろな車種でずっと出ているんですね。そういう意味でいうと、こういう事業が市民にどれだけ知らされるかというのも非常に大きいんじゃないかなというふうに思いますし、そういう意味ではこういう広報の徹底なんかも含めてお願いをしたいというふうに思います。

社協の関係は以前は1台だったのに2台に増えていまして、私も一度利用させていただいたことがあるんですが、今後、急増するようなことがあれば、そういうような対応も積極的に検討していただきたいと思います。

それでは、続いて、8番目、資料の同じく20ページのところです。

子ども食堂の運営補助金を2倍、4団体を想定して154万円計上されています。今、子供の貧困とかいろいろなことの中で、こういう事業を積極的に進めていくって非常にいいことだというふうに思うんですけれども、具体的な運営補助金の対象事業の規定について、去年スタートしたかというふうに思うんですが、その規定と、それから、いろいろな事業、メニューがあると思うんですけれども、そういう対象事業の拡大というようなことについてはどのように検討されているかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

子ども食堂の運営補助金の事業メニューの拡大は行っておりませんので、この中には含まれておりません。子ども食堂は今年度より開始した事業ですので、運営団体の増加を図ることに重点を置いておりますので、今のところ事業メニューの拡大は検討しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 新しいメニューは、まだ検討していないということでしたが、既存の事業対象、どんなような事業に補助をしているかということについて、ちょっと簡潔にお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

月に、回数によって補助金額が違いますけれども、回数によって1回の開催平均して11人以上20人未満の場合につきましては、月に5回以上の場合は5万円です。上記以外

の場合は、2万5,000円を実施月数に乗じた額となっております。

すみません、ちょっと後でもう一回、回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（武藤孝成君） それでは、あとで回答ということで、議員、よろしいですか。

○9番（福井一徳君） はい。

○議長（武藤孝成君） じゃ、そのようでもよろしくをお願いします。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 資料5の90ページのところです。

児童総務福祉費の保育士等の処遇改善臨時特例補助金57万2,000円が計上されています。これ、相当国会で議論になって、月9,000円の処遇改善ということが決まって、これについては自治体に多分案内が来ているというふうに思うんですけども、2月末申請でしたかね。申請が前提になっているというふうに聞いています。山口市として申請の具体的な内訳はどのようになっているのか。

全国的に今、いろいろな諸事情で申請しない自治体もあるというようなことも国会で議論されています。そもそも、この保育士の改善といったときに、全産業の給与平均からすると9,000円というのはちょっと1桁違うんじゃないかというような現場の声なんかも出ているんですけども、扶養者控除の金額問題とかいろいろなことがあるみたいです。山口市の、これ、申請に当たっての少しそこら辺りの諸事情についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、市の申請の具体的な内容についてでございますが、市に1か所あります民間の地域型保育園のねっこ園の処遇改善分を申請しております。

御質問の2点目、処遇改善の市の諸事情についてでございますが、地域型保育園の定数は10人と少なく、それに伴い処遇改善する職員数も少ないため、少額となると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） これは民間の、今、地域型というふうに言われたのですが、この項目はそういうことなんでしょうか。それと、市の公立の場合も準用するというような話が議論されていたかと思うんですが、それとの関連についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 今の御質問は、公立保育園の保育士さんのことですかね。

御質問にお答えいたします。

公立保育園の正職員、会計年度職員になりますけれども、一般行政職として人事院勧告に従い給与を決定しておりますので、処遇が低いというふうに考えておらず、処遇改善は今回は実施しないということになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） これ、補正予算の中でも減額になっているんですね。会計年度任用職員の保育園における募集がなかなか集まらなかったというようなこともあって、そういう意味での処遇改善ということも、これ公立の中でも会計年度任用職員も対象というふうになっていたかと思うんですが、その点も含めて先ほどの答弁なんですか。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただいた市職員と会計年度任用職員ですけれども、2つとも今御質問のとおり含めて処遇改善はしないというふうに考えております。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 質問を変えます。

10番目、子ども未来投資給付金額3,100万円について、それぞれに対して先ほど同僚議員がお聞きになりましたので、答弁で分かりました。

それで1点だけ、ひとり親家庭で、扶養者が病気など諸事情で子供が養護施設預かりなど措置されている間に、この給付については扶養していないという形になるんですけど、給付についてはどのような扱いになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

子供が養護施設預かり等の預かりなどの措置がされている場合の給付についてでございますが、現段階では詳細について決定しておりませんので、今後検討して適正な制度にしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） じゃ、詳細については今後検討するということでしたので、また具体的に検討をよろしくお願ひしたいと思います。

11番目です。21のところです。

放課後児童クラブ事業の放課後児童健全育成事業業務の前年実績との比較内容について

て、令和4年から民間に委託するという説明でした。令和4年度の委託先と委託料は幾らなのか、また、その委託料の積算根拠について、それから、昨年実績からの増額241万7,000円というふうな内訳についても説明を求めたいと思います。この事業については、以前、指導員の確保が厳しいというようなことが報告されていたんですけども、今年度に当たって人員の確保状況はどんな状況でしょうか、お尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、令和4年度の委託先と委託料についてでございますが、委託先は、特定非営利活動法人かばさんファミリーで、委託料は1,091万6,000円でございます。

御質問の2点目の委託料の積算と前年実績からの増額2,415万7,000円の内訳についてでございますが、委託料の積算根拠は、子ども・子育て交付金の補助金要綱の基準額から積算しております。増額分の内訳でございますが、放課後児童健全育成事業委託料1,091万6,000円、放課後児童クラブ施設改修工事1,019万2,000円、備品購入費、消耗品等304万9,000円となっております。

御質問の3点目、指導員の確保についてでございますが、依然厳しい状況が続いておりますが、令和3年度に雇用しました指導員は、令和4年度もほぼ継続して雇用することができました。しかし、長期休暇の放課後児童クラブにつきましても、別途募集する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ちょっと私、これ記録1桁間違っていましたので、訂正したいと思いますが、今人員確保の関係で、この場合1人でもいいというような話が前あったんですけども、山縣市としてはきちっと複数で、休憩も取れる、トイレ休憩も取れるような体制ですということでしたので、そういう方向で引き続き対応するということよろしいでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

運営方法につきましては、今年度と同様に複数の支援員で運営していく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） じゃ、次、行きたいと思います。

一般会計予算で5-2の21です。

保育園管理費のうち合同保育等補助金1,029万円の計上の内訳についてお尋ねをします。

また、来年度4月に保育園の民営化移管に当たって、保育士の動態状況について、合同保育の実施等の関連でどのように今現在推移をしているか、予算との関係でどのように計上をされているかについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、合同保育等補助金の内訳についてでございますが、山県市の職員の給与を時給換算し、園長、主任保育士、保育士、その他の職員の4段階の平均時給に1日の就業時間数と3か月間の平日の日数から計算した額を計上しました。

御質問の2点目、保育士の動態状況についてでございますが、令和4年度は令和3年度と同様の保育士の人数を確保しており、合同保育は法人からの派遣される保育士等の補助金であるため、動態状況に変化はございません。

御質問の3点目、予算との関係についてでございますが、令和3年度と同様の保育士等の人数を計上しており、合同保育等の実施による影響はないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 先ほど少し触れたんですけども、補正予算の中でも3,000万ぐらいが報酬で減額になっている、なかなか任用職員の保育士は確保できなかったというようなことがあるんですが、それが去年の状況で、今年新たに、今、去年と同じような形で展開すると言われたんですけども、人員の確保についていうと去年がベストではないというふうにやっぱり認識をしていますので、その点はどのようにカバーされるのか1点お聞きします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

保育士の確保につきましては、令和4年度の入園児数が、今回、今年度は少し少なくなっております。保育士の人数につきましては、今の状況では確保している状況なんですけれども、もし入園数が増えたりして保育士が足りないような状況になりますと、今までと同様、保育士を随時募集しておりますので、そのように確保していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 民営化の中で、なかなか保育士の確保が難しいということが答申の中で出されて、それで民間の活力を活用したいというような議論があったかというふうに思いますけれども、やっぱり保育士の確保というのは保育の質を決定するというふうに私は思いますので、そこについては最大限努力をして確保していただきたいと思います。

それでは、13番目に移ります。

宅配ボックスの件で、先ほど同僚議員が質問をされました。その答弁の中で、業者さんと打合せをしているというふうに言われたんですけど、これ私も半数というのと5,000世帯なんですよ。実際に、例えば、そういう宅配、再宅配が必要というか、宅配が必要な家庭がどのくらいあるか。業者さんと打合せということなので、私はある程度想定できると思うんですけど、半数の市民の人が宅配で、再宅配でとかというようなことはあんまり実態にかけ離れているんじゃないかなというふうに思いますし、防犯上の関係でいうと、いろいろ調べると25万から30万ぐらいから、五、六千円のボックスもあるわけですよ。きちっとした補助をするということであれば、ある程度本当に頻繁に起こるような世帯を対象にしてきちっとした物を作っていて、その代わり、例えば、5,000円ではなくて、5万円ぐらいに引き上げてやるというようなことも有効にやっぱり使って、先ほどのCO₂削減とか、いろいろな労働環境の改善というのは非常に背景としてはいいことだというふうに私は思いますので、それが本当に実態に合わせて実効性があるようにしたらどうかと思うんですけども、その点でいかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

幾つかありましたけど、ちょっと整理ができていないもので、まとめてちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、今の宅配ボックスにつきましては、確かに、ボックスって箱みたいなのもありますが、袋状のものから本当に数十万するまであります。どれを選択するかというのにつきましては個人の方の選択肢になってくるかと思います。先ほどもあったセキュリティーがきちっとされていないものじゃないと補助をしないということは当然のことです。

このボックスにつきましては、本当に事業者の方と打合せをしているということなんですけれども、これ、今年度の1月20日に佐川急便さんのほうですが、こことSDGsの目標の達成に向けた包括連携協定というのが山田市と締結されました。その中で、今これに向けてそういったお話をさせていただいたのは佐川急便だけじゃなくて、そのの

関連会社と同業者の方、いろいろ助言はいただいております。

やっぱり全国の情報が大手の会社は入ってきまして、どういった宅配ボックスがセキュリティー上安全なのかということも、そちらのほうの会社で結構議論をされまして、製造会社のほうにもその現状を見せるという形で、そのセキュリティー対策についてもそういったものでどんどん開発が進んでいっていると。当然、皆さん懸念されるとおり盗難防止については、今、開発しながらどんどん進化したやつをインターネットとかホームセンターで販売をしてきているということは伺っております。

あと、普及についてということでしたかね。ちょっと御質問にはなかったと思いますが、5,000世帯ということで、その宅配業者の方にもいろいろお話を、向こうからの助言があったわけなんですけど、全面的に山県市のこの促進事業についてバックアップをしていきたいということで、宅配を持っていったときにポストに投函するなり、チラシを配布して、できるだけ多くの方にこの制度を知っていただいて普及の促進に努めてまいりたいということも助言をいただいております。

以上で回答になったかどうか分かりませんが、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、佐川さんなんかでも、例えば、受領印とか、そういうの要らないんですよ。いろいろな仕組みでどんどんどんどん改良されています。やっぱり宅配で送るものによって手渡しじゃないといけないという部分もあったりします。恐らく佐川急便さん、ずっとうちも来ていますけど、何件かというのは把握されていると思うんですよ。5,000世帯というのは本当にそれだけ対応しないといけない実態になっているか。再配達の総件数がどのぐらいかとか、私はもう少し突っ込んで検討したほうがいいんじゃないかなと。この事業については別に大いにやればよいというふうに思うんですけども、実態に合わせてもう少し検討されたらどうかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えさせていただきます。

再配達がどのぐらいあるかということなんですけれども、これ国のほうの環境省のほうで調査した結果が出ておりまして、宅配事業者の車の走行距離のうち約25%が再配達によるものという結果が出ておるといことです。それから、あとは金額のお話でしたかね。再配達の実態についてはそういう形になります。細かいことについては、また宅配事業者のほうからお話をお聞きしまして、検討をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 環境省は全国で都会も含めてということですよ。マンションなんか宅配ボックスというのはありますし、私もかつて二十、三十年頃前ですかね、サブリースのときにこういうのを設置したりしています。そういうところと山口市は若干、若干状況が違うんじゃないかなと。だから、山口市の状況に合わせてぜひ検討していただきたいというふうに思います。答弁は不要です。

〔「議長、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君、質問を変えてください。

○9番（福井一徳君） 14番に移ります。

循環型の社会形成推進の地域計画作成業務委託料250万が計上されていますけど、この計画の概要について説明を求めます。また、これ委託をするということになっていますので、委託先はどのようなところを想定しているか、御質問をします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えさせていただきます。

この業務委託につきましては、クリーンセンター施設につきまして平成22年度から稼働している焼却設備等を安全に継続使用するためには延命に向けた基幹的改修を行う必要がございます。この事業を国庫補助の循環型社会形成交付金制度を活用し、実施することを視野に入れまして、循環型社会形成推進地域計画を策定するものでございます。

また、この事業の、業務の委託先はどこを想定しているのかということですが、こちらにつきましては、廃棄物処理施設に精通したコンサルティング会社を選定いたしまして、入札で決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 国の補助に向けて準備をするという中身で理解をしました。

それでは、15番目、資料5-2の31です。

美山中央公民館管理費のうちに、舞台機構設備改修工事等ということで464万8,000円の工事概要についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

美山中央公民館管理費のうち舞台機構設備改修工事等464万8,000円、まずこの内訳につきましては、舞台機構設備改修工事費で252万5,000円及び高圧機器の取替工事212万3,000円の合計額となっております。

御質問の工事概要でございますが、1つ目、舞台機構設備改修工事の概要につきましては、美山中央公民館ステージ上にありますどんちょう等の幕ですね。幕とかバトン、ライト、あるいは映写スクリーンなどのつり物装置に使用しているワイヤーロープの取替え及び制御盤内にあります制御機器の取替え修繕でございます。工事費の内訳としましては、ワイヤーロープの取替工事費として176万2,000円、制御機器の修繕、取替え工事費として76万3,000円を計上しております。

2点目の高圧機器の取替工事の概要についてですが、美山中央公民館北側に設置してあります電気設備でありまして、屋外用の高圧交流負荷開閉器及びこれに付随する高圧ケーブルなどの取替工事でございます。

今回の2つの工事はいずれも委託業者による定期点検で指摘を受けており、経年劣化による修繕及び取替え工事となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 経年劣化で危険があるので対応しようということですので、了解をしました。

続いて、資料5-2の31です。

伊自良コミュニティーセンター管理費とあるんですけども、公民館という名称からコミュニティーセンターというふうには呼称が変わっています。これは実際にどこで検討されて決定されたのか、公民館の呼称というのは社会教育法に明示されているんですけども、このコミュニティーセンターという呼称は記載されているかどうかについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

伊自良コミュニティーセンター管理費の名称につきましては、予算上における行政上の整理区分として伊自良中央公民館費とは区別するために使用させていただきました。伊自良コミュニティーセンターの呼称につきましては、現在のところまだ決定はしておりません。

また、コミュニティーセンターの呼称は、社会教育法には明記されておらず、地方自治法の第244条に規定されている公の施設に含まれていると認識しております。今後、伊自良支所、伊自良中央公民館、伊自良老人福祉センターの3つの施設の機能を包括した施設の設置を予定しておりますが、公の施設の設置につきましては、当然のことながら議会の議決事項となっておりますので、今後の適切なる議会時において施設の設置条例を含む条例案件等を上程する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） これから具体的に条例の制定も含めて議会の承認を得るということでしたので、了解をいたしました。

続いて、17番目です。資料5-2の31、社会教育施設管理事業としてみやまジョイフル倶楽部改修工事3,000万円が計上されています。公共施設等の管理計画では、去年の令和3年2月ですよ。議会で配られて私もこれは見ているんですけども、公共施設等の管理計画では経過年数が集会室が35年と、体育館が53年になっていて、統廃合など今後どうするかということは未定になっているという中身になっていました。ですから、再活用のプランの概要とか、改修工事が3,000万というふうにありますけど、概要について、内訳についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

みやまジョイフル倶楽部改修工事3,000万円につきましては、総務課が実施する北部地域拠点整備事業に伴う工事費の一部となっております。

現在、みやまジョイフル倶楽部の施設管理は生涯学習課のため、今回の予算計上がされております。令和4年度に美山支所山村開発センターの解体を予定しており、解体することにより、現在の山村開発センターに入居している岐阜中央森林組合などにも移転していただく必要があるため、みやまジョイフル倶楽部を改修しようとするものでございます。詳細につきましては、現在のところまだ決定しておりません。再活用のプランも未定であり、予算は概算で3,000万円を計上させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 美山の拠点整備事業を一環の中でいろいろな配置も含めて検討しているということで、今後ということでしたので、概略についてまた報告をされるかと思っておりますので、了解したいと思います。

最後です。資料5-2の32、コロナ臨時交付金事業として、総合体育館の改修事業4,000万円が計上されています。総合体育館の受水槽の改修の必要性と内容と費用、それから、LED改修工事の内容と費用についてお尋ねをします。

説明では避難所としての機能ということだったものですから、避難所の機能を強化するというのでいえばLEDの改修等々含めて備品等整備されているか、交付金事業のこれらについては含まれているのかいないのかについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

山口市総合体育館は平成8年7月に完成し、現在約27年経過しております。山口市総合体育館改修事業につきましては、体育館のアリーナと2階にあります多目的室等の照明のLED化改修工事を考えております。

現在、水銀灯電球は各メーカーが生産中止になっておりまして、取替え電球の費用が高騰しております。また、電球が切れたときの対応が非常に困難となっている状況でございます。照明をLED化することにより、電気代が節減できるだけでなく、避難施設での活用に非常に有効とされています。工事内容としましては、体育館アリーナの照明器具128基、2階の多目的照明器具66基等のLED化の工事となります。

また、受水槽につきましては、毎年、受水槽の点検業者により受水槽内の仕切り板のパッキンの老朽化、あるいはダクトのさび、クラックなどが指摘を受けており、更新工事が必要と考えております。この受水槽の工事内容としましては、仮設受水槽の設置及び改修受水槽となります。

今回のこの総合体育館改修事業では、照明のLED化を第一優先と考えております。予算で残金で可能であれば受水槽工事も行いたいというふうに考えております。

また、総合体育館は市内最大の指定避難所となっており、約1,500人が収容可能な施設となっております。安心・安全に施設ができるよう、利用していただけるよう改修を考えております。

また、総合体育館東側にあります防災倉庫の備品につきましては、パーティションや簡易ベッド、感染対策の防護服などが用意されておりますが、令和4年度内は更新時期ではありませんので、4年度内での購入は考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をいたしました。

以上で質疑を終わりたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） すみません、先ほどの質問の答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 何番やったかな。

○子育て支援課長（加藤法子君） 8番。

○議長（武藤孝成君） 8番です。

○子育て支援課長（加藤法子君） 子ども食堂の運営費補助金の交付要綱の中で、子ども食堂の開催と宅食が補助メニューとなっております。人数や開催回数によって補助金の交付金額を決定いたします。現在、宅配については行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） もうあんまり長かったで、簡単に質問させていただきます。副市長に質問をします。

資料ナンバー5-2の28ページの一番上、河川除草委託料1,418万2,000円というのがあるんですよ。これは、以前に、ここの除草はなぜこんなに高額になったかという説明を2回させてもらっているんですよ、以前。それで、これはダイオキシンが出るということその当時は心配やったもので、ここで草を刈って、そして、その草を運び出す、そのためにこんなに高くなったんやという話をして、それでもこんなに高いお金なんやわ。これずーっと遡ると、もっとずーっと安価でできておるんや。それ、もう2回も言っておるのにまだこれ何の改良もされていないと。何か進展があったのならそれはそれでいいけど、こういうふうに思いますが、ちょっといかがなものかなということ、財政に詳しいのであえてお尋ねするんですけど。

それから、これ、おととい、昨日か、私の手元へ届いた、資料を配れると本当はいいんですけど、これは、風景印集めて山縣市めぐりというのが、私に送ってきたんじゃないけど、私の手元へ来たんですが、これに、円原川、これだけのところを回るといいよという、印をもらおうといいというようなやつだと思っんです。これは1から7まで円原川、神崎川、伊自良湖、甘南美寺、甘南美寺というのはお寺ですよ。それから、古城山、それから、三光寺、鳥羽川の桜並木というところを回るといいという案内なんですわ。これ、恐らくどこかで見られたと思うんですが、その当時というかそのずっと前に、何で山県

市唯一の白山神社がこの中に入らないのという質問をしたんです。

それで、前回、前々回のときも、一番左が月曜日から始まるおかしなカレンダーを、これには白山神社が載っていないのはおかしいんじゃないかということ質問したと思うんですよ。覚えてみえるか、覚えてみえんか分かりませんが。覚えていないですか。みんな覚えていないということで、一番最初が左の月曜日から始まるそのカレンダーに白山神社がなかったの、みんなで山形市唯一のと言って、やれやれと言っておきながら、こういう軽視をされておるんですわ。これは、こんなを見ていると、お寺さん……。

何かあれ、いかんかな、この質問は。

[「駄目ですよ、駄目だと思いますよ」と呼ぶ者あり]

○10番(山崎 通君) この予算の中のことを聞いておるんやよ。

[「さっきのここの話とどういうつながりがあります」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時46分再開

○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

○10番(山崎 通君) 大体お話しした点で、副市長、そういうふうにガバナンスの欠如がないかということ、この予算を組むのに大事なことなんですわ。それなら答弁をお願いします。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時49分再開

○議長(武藤孝成君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久保田副市長。

○副市長(久保田裕司君) ちょっと適切な回答ができるかどうか分かりませんが、まず河川除草の委託につきましては、これは旧町村時代、ダイオキシンの話は旧高富町の頃から出ておった話で、個人的には燃やしゃいいんじゃないかなと個人的には思いを持っていましたが、いろいろなことを考えて、やっぱり煙が立つのが迷惑になるとか、時世の流れの中で搬出するんやということが一番高くなっておる。それと、もう一つには、やっぱり労働安全性の問題で、やっぱり斜面をやりますので、いろいろな機械を使ったり

して高くなってきておるといのは承知しております。

これがずっと1,400万円ということなんですけれども、これ、市と県と共用していると思うんですが、下げられないかということにつきましては、また担当課とも詰めまして、労働安全衛生とか環境問題から問題がない方法で、よりよい方法につきましては今後も検討はし続けてまいりたいというふうには思っております。

あと、ガバナンスということで、ちょっとどうお答えしていいのかわかりませんが、予算査定の中でここでどんな名称のやつを上げるかということまでは、山崎議員も重々御承知だとは思いますが、市長、私がそこまで関与することはないんですが、執行するときには、当然どんなレイアウトにするかということは当然、私どもも関わっております。市を全体的に見まして、当然、市内で唯一の国の重要文化財は白山神社であるということは当然私も承知しております、あまり現状、このつくる趣旨とかけ離れない中において、市全体を見て適正なものができるようには、今後も組織としてガバナンスを発揮して努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） よろしいですか。

○10番（山崎 通君） そういつて言ってもらえればいいんや。何もそう目くじら立てて言わなん……。

○議長（武藤孝成君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第45号 北山辺地総合整備計画の策定についてまでの26議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員会付託。

議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第45号 北山辺地総合整備計画の策定についてまでの26議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおりであります。それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日は総務産業建設委員会、10日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催いたします。なお、コロナ感染症対策のため、会議室はいずれも全員協議会室でしますので、御承知おき願います。

14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時53分散会

令和4年3月14日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和4年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月14日(月曜日)

○議事日程 第3号 令和4年3月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	奥田英彦君
企画財政課 長	谷村政彦君	税務課長	大西義彦君
市民環境課 長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課 長	藤田弘子君	子育て支援 課長	加藤法子君
農林畜産課 長	森正和君	水道課長	丹羽竜之君
建設課長	高瀬正人君	理事兼 まがくり企業支援課長	大熊健史君
会計管理者	江尾浩行君	学校教育課 長	日置智夫君

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり2点、質問のほうをさせていただきます。

まず1点目、山縣市人口ビジョンについて、企画財政課長にお尋ねします。

第2次山縣市総合計画において定められた2023年における目標人口2万7,800人は、令和2年3月策定の後期総合計画では、目標人口2万4,871人と改められています。この中で、総合計画の人口減少段階の分析によると4パターンあり、2040年には約2万900人から1万5,000人を割る推計が出ています。いずれにしても、推計において人口減少は免れないことから、山縣市の将来のため、その時代その時代に合った地域づくりが求められ、それにより、地域の持続可能性確保を目指すべきと書かれています。

具体的な人口減少に歯止めをかける有効政策、この中で3つ挙げられています。1、安心して結婚し、子育てできる環境整備、これは自然減少対策。2、魅力向上とシティプロモーションの取組深化、これは社会減少対策。3、市内で安心して働き続けるための企業支援、これは自然減少対策と社会減少対策。これらを踏まえて、今後の取組についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 谷村企画財政課長。

○企画財政課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

第2次山縣市総合計画の目標人口を達成するには、山縣市人口ビジョン改訂版に示します目指すべき将来の方向として、人口減少に歯止めをかけるため、山縣市で安心して結婚し、子育てできる環境を整え、山縣市で居住する魅力を発信し、働きやすい場所を創り出すことが有効的な対策であるとまとめております。

平成27年に当初の総合戦略を策定して以来、認知度や交流人口の向上、転出抑制等を目指し、戦略に掲げた施策を展開してまいりました。幾つかの事例を申し上げますと、認知度の向上、郷土愛の醸成を図るため、シティプロモーションに力を注ぎ、市の魅力

の発信に努めております。

平成27年9月からは、国に先んじて、3歳以上児の保育の無償化を実施し、子育て世代への支援に予算を配分してまいりました。子供の医療費についても、高校生まで実質無償化を継続いたしております。また、移住、定住、多世代同居も支援し、子育てしながら働きやすい環境づくりを応援しております。

平成29年には、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画を策定し、基幹産業の水栓バルブ関連事業者を支援するとともに、令和2年度からは、中小企業等が継続的に事業展開できるよう活性化補助金制度を創設し、地域経済の活性化、働く場所の支援にも力を入れております。

しかしながら、公表されております直近の人口動態調査結果では、依然、転出超過が継続しているのが実態でございます。主な理由には、婚姻等によるものが約40%、職業上の理由によるものが約50%で、そのほとんどを占めております。

このような人口流出を抑制するためにも、豊かな自然と活力のある安心して住みよいまちを目指し、さらなる地方創生の深化に努め、戦略に掲げる施策を実行してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 今までの取組、理解しました。

シティプロモーションのあらゆるメディアの利用促進、期待しております。

再質問いたします。

今のお答えの中で、転出超過が継続的に発生しているとお聞きしましたが、総合計画の人口減少段階の分析による4パターンのうち、どのパターンに現在当てはまるのかお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 谷村企画財政課長。

○企画財政課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口推計4つのパターンについて、現状、どのパターンに当てはまるかという御質問ですが、結論から申し上げますと、1のパターン、国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年の国勢調査結果に基づき公表されました人口推計が一番近いものとなっております。

では、4つのパターンがどのような条件による推計かを簡単に御説明いたします。

推計には、合計特殊出生率と現状の転出超過の2つの要素について幾つかの条件を仮定して推計したものでございます。

まず、1のパターンは、出生率が現状の約1.2のままで、今後の転出超過を過去10年の平均程度としたものでございます。2のパターンは、出生率が1の条件と同じで、転出超過は過去5年の平均値としたものでございます。3のパターンは、出生率が2030年に1.8、2040年には2.07となり、転出超過が2040年にプラスマイナスゼロとなる推計となります。4のパターンは、3のパターンに加え、2020年までに600人の移住人口を加算しております。

結果、先ほど申し上げました1のパターンで推計した2020年人口2万5,261人が、2020年、令和2年の国勢調査人口2万5,280人に一番近い推計値となっております。

ちなみに、そのほかの推計値は、2のパターンが2万4,618人、3のパターンは2万5,542人、4のパターンは2万6,117人でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 1のパターンということを理解いたしました。1のパターンですと、2040年、人口は1万7,123人になることが予想されています。山県市の20年前、合併時は約3万人を超えていました。以前、山県市は、国に先んじて保育園無償化を行いつことは本当に素晴らしいです。

しかしながら、全国一律無償化して、現在は政策としてあまり意味がなくなりました。転出を抑えて出生率を上げる政策、それは名古屋市など東海地域に響く政策が必要で、今後政策をつくるべきかと。

例えば千葉県の流山市、人口減少、高齢化社会の中であって、この10年間で人口は約3万人増え、30代から40代の年齢人口ボリュームが一番多い全国的にも希有な自治体です。転入数から転出数を差し引いた転入超過数は、仙台市や千葉市等の大都市を抑え、全国8位、政令市を除けば全国1位。また、合計特殊出生率は1.62と、全国平均1.43をはるかに超え、子供も増えています。キャッチフレーズは、「母になるなら、流山市。」、流山で子育てをしながら、自らの特技や好きなことを生かして暮らす母の多様な生き方を発信しています。流山市は、大都市の東京まで1時間という地の利もあります。

具体的な政策の中で、早朝から夜遅くまで子供を預かる送迎つきの託児所、これを山県市のほうに新設されたバスターミナルに併設することで、バスターミナルを要はハブとして活用したらどうか。私は、これはシナジー効果もあるかと思えます。これについて副市長のほうにお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再々質問にお答えいたします。

今、発言ありました千葉県の流山市につきましては、私もある程度は承知をしております。当該市は首都圏に近いという有利な地勢にあるとはいえ、参考となる施策はたくさんございます。議員御提案の託児所等についても、十分検討するに値する施策であるとは考えられます。

しかし、他の自治体で成功していることが山縣市でもうまくいくとは当然限りません。流山市以外にも、人口増加や人口減少の抑止策において成功している事例というのは全国的にも散在しております。それらは、それぞれの地域特性に合わせて、様々な方法によって取り組まれております。

近年、我が国におきましては、Evidence based policy makingという、その頭文字を取ってEBPMと言われますが、事実根拠に基づいた政策立案が求められており、従来の職員の経験や勘では支援を受けられなくなってきております。

そこで、国の地域経済分析システム、通称RESASと言いますが、これらの最新のデータに基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどありましたパターン1と申しますのは、国立社会保障・人口問題研究所、通称、社人研と言われますが、ここでの統計学的な処理により推測される山口市の将来人口であります。これに対しまして、山口市は独自の人口施策により、パターン4を目指そうとしているわけですが、現状は先ほどありましたように、パターン1を脱し切れていないということになります。

そこで、まず、人口の自然増減について御説明をさせていただきます。

山口市の合計特殊出生率については、偶然変動の影響を抑制したベイズ推定値と言われますが、これにおいて、かつては1.24と県内でも最小の値を示しておりました。その後1.28へと向上し、直近で公表されている値は、2013年から2017年の値になりますが、1.41となっております。目指すべき1.8とか2.07までには至っておりませんが、かなり改善されてきてはおります。また、平均寿命についても微増しているところではございます。

次に、人口の社会増減についてであります。

岐阜県の人口動態統計調査によりますと、2014年には251人の転出超過であったものが、2018年には近年最少の67人にまで減少いたしました。ただ、その後は少し増加をしているところでもあります。これを先ほど申し上げましたRESASによって年代別に分析いたしますと、転出超過の3分の2は20歳代でございます。他方、子育て世代と考えられる40歳代では逆に、若干ではありますが、転入の超過となっております。

つまり、社会増減を改善するには、子育て世代と考えられる世代よりも、むしろ20歳代をターゲットにすべきとも考えられます。

そして、転出の大きな要因である職業上の理由に対しましては、企業支援や企業誘致などが必要であり、婚姻等の理由に対しては、新婚者用のアパート等の確保ですとか、多世代同居の推奨などが推進すべき施策かなと考えられます。

また、主観的な考え方にはなっていますが、若い世代の山県市民が、山県市の持つポテンシャルを正しく認識することも重要ではないかと考えているところがございます。

なお、この社会増減につきましては、比較的住所の移動が多い外国人の要素も含まれているため、もう少し慎重に分析する必要はあるかと考えております。

以上、申し上げてきましたように、人口の自然増減にしろ、社会増減にしろ、一定の効果は見られることから、山県市がこれまで取り組んできている近年の施策については間違いではないのではないかと考えられるところがございます。

いずれにいたしましても、人口施策については、かつて刑務所の誘致合戦ということが話題になったこともございましたが、こうした単発の施策での効果を目指すべきではなく、複合的な施策によって、先ほどもお話がありましたシナジー効果のような、そういった施策を推進すべきものと考えられます。

そうした施策の1つとしましては、議員御提案の託児所につきましても有力な施策の候補とは考えられますので、今後、一定のニーズ調査等はしてまいりたいとは考えております。そして、国や県の支援金も有効に活用しながら、これまで推進してきた施策を引き続き深化させながら推進していくことが必要ではないかと考えているところがございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君、質問を替えてください。

○1番（田中辰典君） 次の質問に移らせていただきます。

質問事項、古城山大桑城発掘調査と今後の取組について、生涯学習課長にお尋ねいたします。

やんごとなき清和天皇から源氏を名のることを許された流れの名門土岐氏。室町幕府の守護職として、土岐頼芸が大桑城を拠点に美濃国の政治を行っていました。大桑城からは、南は岐阜城、さらには伊勢、西は伊吹山、北西は能郷白山や舟伏山、まさに美濃守護の当時の眺望を俯瞰できると言えるのではないのでしょうか。

さて、山県市において、令和2年から4年にかけて、発掘調査などが国の指定史跡に

向けて行われているところです。令和3年度の発掘調査では、舶来の陶磁器や茶器、特注品の花器などが発掘され、さらに山上に水をたたえた池を持つ庭園があったという発見が、岐阜新聞において1面に大きく報道されました。大桑城にはやはり高貴な文化人が居住していたことが考えられます。今後の発掘調査により歴史の教科書が変わるかもしれない、そんな大発見を期待しております。

4点、生涯学習課長にお尋ねいたします。

1点目、調査報告書の内容について、2点目、市内外に向けた大桑城の歴史的価値の広報について、3点目、ジオラマやCGなど大桑城の姿を3D化して市民の皆様、他市の皆様にイメージしやすいようにできないか、4点目、大変貴重な歴史遺産をシビックプライドの醸成にどう結びつけるか、お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 田中議員の御質問にお答えします。

御質問の1点目、調査報告書の内容についてでございますが、調査報告書は、発掘作業及び整理などの作業によって得られた情報を的確に収録した公的性格を持つものです。令和2年度より進めております発掘調査から得られた事実及び所見と、図面や写真などの資料を体系的かつ合理的に構成し、調査成果として報告書にまとめ、刊行する予定です。

具体的に申しますと、発掘調査のほか、古城山の地形測量、石垣の分布状況の把握、越前とのつながりの証である笏谷石製品の調査などを実施しています。これらの学術的成果をまとめ、大桑城並びに城主土岐氏の価値をお示しできるよう、調査を推進してまいります。

御質問の2点目、大桑城の歴史的価値の広報についてでございますが、大桑城跡の調査につきましては、日本の歴史や文化の成り立ちを理解する上で重要であり、かつ山県市民共有の貴重な歴史的財産を認識する機会となると考えます。昨年度の発掘調査では、巨大な岩を立て並べた城の門の存在が確認でき、今年度は山頂付近の曲輪において、池を持つ庭園の痕跡が見つかりました。こうした極めて貴重な事実や所見を公表、公開していくことは教育委員会の責務と捉えています。

これまでに市公式ホームページなどを活用した情報発信、発掘調査成果の報告会や速報展示の実施などにより、これまでの調査成果を随時発信しています。あわせて、今年1月には、現在岐阜市が進めている稲葉山城の発掘調査成果とともに、オンラインで全国の歴史ファンに向けて報告しました。

今後につきましても、山城などの調査を進めるほかの自治体と広域に連携する中で、

大桑城の調査成果を発信することを検討してまいります。

御質問の3点目、大桑城のジオラマやCGなど、大桑城の姿を3D化して皆さんにイメージしやすいようできないかという御提案についてでございますが、ほかの自治体においても山城のジオラマを制作する事例が見受けられ、その利点として、文字や図などの2次元の展示パネルに比べ、城が築かれた地形や城を構成する曲輪や堅堀等の痕跡や、現地では見ることでできない復元された建物などといったやや専門的な情報でも、子供から大人までの幅広い世代に空から見た目線で分かりやすく伝えることができ、また、ジオラマを展示したことにより多くの来場者がそこで足を止め、他の展示よりも長い時間を費やして見学するという効果があったと聞いております。

大桑城におきましても、美濃国最大と言われる城の規模や石垣などの技術を用いた城づくりの様子を伝えることができるような方法の1つとして、今後検討していく価値があると考えております。

御質問の4点目、大変貴重な歴史遺産をシビックプライドの醸成にどう結びつけるのかについてでございますが、大桑城は、戦国時代に美濃国の政治的中心が本市にあったことを物語る本物の歴史資産です。現代まで、その遺構や戦国時代の雰囲気的良好に継承されていることは、ひとえに所有者の皆様並びに地域住民の御尽力のたまものであると考えております。

昭和63年には、郷土愛を育み、また、郷里を誇るシンボルとして、さらには地域の活性化の起爆剤となることを願い、ミニ大桑城が建設されました。また、令和2年には、大桑城跡をより魅力のあるものとして次世代に引き継ぐことを目的とした大桑城跡を学び・守り・発信する会が設立され、講演会の開催、城跡の清掃、登山道の整備などの活動が市民レベルで実施されていることは、山県市の誇れる事実です。

こうした山県市民と大桑城との関わりこそがシビックプライドの表れであり、教育委員会としましては、こうした関わりが継続されること、また新たに創出されるよう、今後も発掘調査などによる大桑城の歴史的価値を広報してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 再質問のほうをさせていただきます。

歴史的価値の広報について、他市町において、漫画やアニメ、キャラクター制作などにより歴史をPRする取組がありますが、山県市でもそのような取組をする考えがありますか。お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 再質問にお答えします。

漫画やアニメ、キャラクターを活用した広報は、文化財の価値を周知する上で有効な手法の1つであると考えております。現段階の教育委員会としましては、今後、市民をはじめ、多くの方々に知っていただくことになる、歴史的価値の把握、調査発掘に専念してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 再々質問のほうをさせていただきます。

漫画やアニメ、キャラクターは多くの市民の方に親しみやすく、分かりやすく伝わると私は考えます。発掘調査の現場の職員さんは、私も一度同行しました。雪の降りしきる中、寒い外での作業、本当に御苦労さまです。今後も歴史的価値の把握のため、よろしく願いいたします。

現段階では、発掘と歴史的価値の把握とお答えいただきましたが、次の段階で、どのような取組を考えているかお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 再々質問にお答えします。

調査の次の段階の取組についてでございますが、教育委員会としましては、調査により明らかとなった歴史的価値の広報に努めてまいります。その手法につきましては、議員御指摘の漫画やアニメ、キャラクター制作も選択肢の1つとして考え、市内外に広く情報発信したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

通告順位2番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、通告に基づいて3問、一般質問をしたいと思います。

まず、質問の1番目、鳥羽川改修で鳥羽川堤防を1メートル切り下げる計画は安全なのかということについて、建設課長と福祉課長にお尋ねをします。

昨年、第4回市議会一般質問に対し、鳥羽川改修はあくまで県の事業であるが、河川整備計画に基づいて、5年に1度の洪水を安全に流下させる基準で改修されること、その際に、鳥羽川右岸を引堤にして、川幅を拡張し、河川を広げて、現状160トンが、この改修工事では220トンに60トン増加する計画になっていること、堤防の高さは20年に一度の洪水である毎秒305立米の計画に合わせた高さになるとの課長答弁をいただきました。

河川計画の策定では、平成9年に河川法が改正され、河川法第16条の2において、首長等の意見を聞くということになったので、県の改修計画が山県市に提示され、山県市として公式に意見表明をしているはずなので、その内容を市長にお尋ねしました。その時点では、計画変更がされた事実や市の意見表明については承知していないので調査して答えるとの答弁でした。

その後の調査結果をいただきました。県が、平成12年7月に、伊自良川・鳥羽川・板屋川・石田川・正木川流域住民に対して2,500部と書いてありましたが、住民アンケートを実施しています。平成16年8月19日に、第7回の岐阜県河川整備計画検討委員会で、1級河川木曾川水系伊自良川圏域河川整備計画（案）が審議され、平成18年2月28日付で山県市に意見聴取がされ、同年3月14日付で岐阜県知事宛てに、前平野元山県市長より、意見ありませんとの回答がなされたことが判明をしました。

そこで課長にお尋ねをします。

1点目、県への意見ありませんとの回答について、全国で豪雨災害が頻発、激甚化が起きはじめ、堤防の切下げという前代未聞の工事なので、過去の河川工事の経過等を含めた調査と検討がなされて当然の内容ですが、山県市内部でどのような検討がされて県に意見をされたのでしょうか。

2点目、現在でも、富岡橋から十王橋の間で、土手の東側に雨季になると水が染み出る箇所があります。また、現在の引堤の暫定土羽工事で崩れる箇所も見当たり、ブロック積みのり面仕上げが必要と考えますが、山県市として、県土木に工法変更の申入れによるブロック積みのり面仕上げの実現を図る意思はあるかどうか。

3点目、もし、昭和51年当時のように床上浸水になった場合、被災者生活再建支援法による基礎支援金や住宅修繕の加算支援金は幾らになるのかお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、岐阜県への意見書の回答について、山県市内部でどのような検討がなされたのかについてですが、議員御発言のとおり、平成18年2月28日に岐阜県より、河川整備計画（案）に関する意見聴取がございましたが、山県市公文書規程による文書保存期間が過ぎまして、当時の資料を確認することができませんでした。

御質問の2点目、岐阜県に対しての工法変更の申入れによる実現を図る意思はあるかどうかについてですが、岐阜県では、通常の河川管理において随時パトロールを実施し監視しているとのことですが、通常点検では不明な箇所もございますので、岐阜県に情報提供をし、対応をお願いしました。

また、暫定での土羽護岸においては、岐阜県に対しても少しでも早い治水の安全確保を要望しておりまして、それに伴い、ブロック積みに先行して、1メートル河床を下げ、洪水に対応するためのものであり、護岸工についてはブロック積みでの施工であり、工法変更はしておりません。今後におきましても、護岸工のブロック積みの施工についても順次実施するとお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、鳥羽川堤防を1メートル下げる計画についてですが、12月議会でも申し上げましたように、川幅を広げ、河床をおおむね1メートル切り下げることにより洪水時の水位が下がることになるため、必要な堤防の高さも1メートル低くなります。

これは、将来的な整備目標である20年に1度程度の洪水である毎秒305立方メートルの計画に合わせた堤防の高さになっておりますので、治水の安全性を高めるため、洪水時の水位を低下させる鳥羽川河川改修事業が早期に進むことを期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えします。

御質問の3点目の床上浸水になった場合、被災者生活再建支援法による支援金は幾らになるかについての御質問でございますが、被災者生活再建支援法による支援金につきましては、住宅の全壊や半壊を対象としており、御質問の床上浸水は対象にならないと思われまます。そのため、この支援制度から外れる被害を補完する役割として、岐阜県及び山県市において、被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の交付要綱を定めております。

山県市被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱では、自然災害によって専ら生活の本拠として、現に居住のために使用している住宅が床上浸水の被害を受けた場合、被災された世帯の収入及び世帯の人数によって補助金の額は異なりますが、最大で1世帯当たり30万円を交付することになります。

なお、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱では、市町村が被災者に対し補助金を支給する事業に要した経費に対し、3分の2を乗じて得た額が市町村に交付されます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 建設課長と福祉課長から御答弁をいただきました。

今回の鳥羽川改修については、具体的な説明をということで、私も鳥羽川改修早期実現のための促進同盟会の中の顧問をしています。そういう一日も早く進めたいという立

場で、いろんな説明を県から直接聞こうと思ったんですが、コロナで残念ながら議会前の説明会が延期になってしまいましたので、実際には鳥羽川改修で、県下でも実施したことのないような堤防を低くするという工事、これ、やったことないんですよ。そういう中で、20年計画では川底をさらに1メートル掘削するというので、当面は5年でやるんだと、堤防高については20年に1度の計画で下げるというふうになっているんですけども、普通に考えたら、今の堤防を切り下げなければ、また20年たって、そこを1メートル引き下げる必要もないのではないかという素朴なそういう疑問等もあります。

これについては県の事業ですので、県に説明を受けるような場を設けてほしいということで、同盟会はもちろんそうですけど、市民の皆さんからもいろんな現場が見えるようになってきたから、いろんな不安とかそういうのがあるので、市民に向けた説明会を今後どのように進めるかということも1点、建設課長にお聞きをしたい。

それから、もう一つ、被災者生活支援法の対象外という答弁でした。それで、これ、全国知事会なんかのいろんな調査がありまして、床上浸水なんかになると、それを改修するには200万から300万のお金が必要というデータも出ています。

そういう意味では、国の制度ですので、そういう対象を広げるということは、我が党も国会でずっと要望して改善というようなことをやっているんですけども、こういう床上浸水についても何らかの方策はいろいろ用意したいというふうに思うんですが、やっぱりこういうのを見てくると、安全に逃げてということと同時に、やっぱり市民の財産というのをきちんと守るという意味では、やっぱりこの堤防をきちんとやっていくというのが非常に大事だというふうに思いますので、その点も含めて、ぜひ市民に納得できる説明をしてほしいと思いますので、その点だけ1点、建設課長に今後の進め方をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 市民への説明会についてなんですけれども、まずは3月22日に、鳥羽川期成同盟会の総会を予定しております。総会終了後におきまして、岐阜県より、事業の進捗状況や計画について御説明をお願いしてあります。このため、当同盟会の関係議員の皆さんにも御案内しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 以前お話ししたときには、期成同盟会、何らかの組織でという話と併せて市民向けの説明会も進めていきたいということでしたので、この説明の後に、ぜひ市民に向けて具体的な説明を県に要望して実現してほしいというふうに思ひます。

それと2点目にお話をしました土羽による工事ということでしたが、順次きちんと堤防を強化するというので、これについてはブロック積みでやっていくという話でした。県から取り寄せた資料の中では、暫定で土羽でやるというふうに書いてあって、パトロールも必要というようなことが書いてあったんですが、一緒に進めていただけるということなので、これはぜひ実現できるようにしていただきたいというふうに思います。

1点目については以上で終わりたいと思います。

続けて2点目、公民館の位置づけと主事の役割について、生涯学習課長にお尋ねします。

中央教育審議会の答申で、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について、2018年12月21日にこのような文書が出ています。その中で、社会教育においては、個人の要望や社会の要請に応じた多種多様な学習機会が整備されることが重要であり、行政による学習機会の提供に当たって、行政的な視点が優先され、学習に対する住民の自主性、自発性が阻害されることのないよう、地域住民の意向の反映に留意することが重要であるというふうに書かれています。

さて、来年度の公民館の主事の募集が張り出され、従来は月16日の出勤のところ、令和4年度は、月11日の勤務条件で、会計年度任用職員の募集がされています。この会計年度任用職員制度では1年契約が原則になりますが、私は、この制度導入に向けた段階で市議会でも何回か取り上げて、1年単位ではあるが、一方的に契約を切るような扱いはしないとの答弁も当時の理事兼総務課長からいただきました。これ、保育士のところもそうですが、勤続5年たつと50円プラスとか、10年たつと100円プラスというような、そういう今までの規定があったので、それも含めて対応していくというところでした。

ところが今回、公民館主事の募集に当たって、勤務日数の月5日間の切下げは職場条件の変更等に等しく、生活は大変との話もあります。この募集に際しては、公民館館長や主事にも事前の話はなく進められています。本来であれば、現場で担ってきた館長や主事への現場の状況把握や議論があって当然です。また、公民館の運営に関しては、公民館運営委員会が組織され、館長の要請により会長が招集して、公民館を行う事業の企画及び実施についての調査審議に当たるものとすると言われています。この大幅な勤務条件の変更は公民館運営と無関係ではありません。今回の主事の大幅な時間削減について、高富中央公民館長に問い合わせたところ、市民サービスについては、鍵の管理は市民に開館ができるので問題ない、公民館の市民サービス機能は貸館であるとのことでした。

そこで、生涯学習課長にお尋ねをします。1つ、そもそも住民にとっての公民館とはどういうものか、2点目、公民館活動にとっての主事の役割とは何か、3点目、今回の

公民館主事の募集に至る一連の出来事に問題はないのか、以上、3点についてお伺いします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、住民にとっての公民館とはどういうものかについてでございますが、山口市公民館運営方針において、公民館は、住民の需要に応じる社会教育施設であり、地域住民の身近な生涯学習の施設としてその役割があると定義付けております。各地区の公民館においては、地域住民の日常的なコミュニティーの場であり、サークル活動など主体的な学習の場として、さらには最も身近な避難所としての機能を持つ住民の居場所となるよう運営しております。

御質問の2点目の公民館主事の役割についてでございますが、勤務条件通知書には、公民館の運営及び事業などの企画業務と庶務としております。令和元年度以降の活動としましては、年1回から2回の講座の企画と実施、年1回の学習発表会の実施、年2回から3回の公民館運営委員会の開催及び書類事務と利用団体への対応となります。

平成17年度より現行の主事配置を継続したことで、公民館講座の経験値を基に、住民が主体的に活動するサークル活動への発展、拡大が進み、令和元年度を契機に、公民館講座を1から2講座に厳選し、公民館活動を進めております。

御質問の3点目、今回の公民館主事の募集に係る出来事に問題はないのかについてでございますが、令和4年度の公民館主事を募集するに当たり、公民館主事の勤務体系を見直し、勤務日数の削減を行いました。

教育委員会としましては、地域住民のための公民館活動という運営方針を大前提にして、公民館主事の活動実績を数値化し、業務内容に応じた勤務日数の検討をいたしました。先ほども答弁いたしました。平成21年度から、公民館活動におけるサークル活動の占める割合が増えたことを受け、地区公民館の近隣の住民の方に鍵の管理を依頼し、主事が不在であっても公民館活動が実施できる方式を取っております。こうした実態を踏まえ、総合的に判断し、今回の変更といたしました。

一方で、現公民館主事に対しては、昨年12月に勤務条件の変更を踏まえた意向調査を文書で送付し、その際、主事からの勤務条件の変更についての問合せは1件ございました。

しかし、議員御指摘の勤務条件に関する変更は、労働者にとって大きな関心事であるということにつきましては理解できます。事前に、館長・主事会での意見聴取や公民館の事業内容を検討する公民館運営委員会での協議を経るなど、丁寧な対応を今後の教訓

とさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 3つについて答弁をいただきました。

最後のところにも意向調査をしたとかいうのがあるんですが、実際には、これ、後にやられていますよね。今後、具体的な運営に当たっては、きちっといろんなところで協議をしながら進めていくということを教訓にしたいというふうにあるんですが、やっぱり今回のを聞いていると一方的なんですよね。会計年度任用職員って1年なので、確かにその翌年は採用されるかどうか分からない、私もそう思うんですよ。ところが、館長とか主査の人が翌年も例えば申請して、契約を出されたらそれに基づいて仕事をするということになるんですけれども、実際に、要するに主事の働き方等々をいろいろ見直すのは別に私はやぶさかでないと思うんですけれども、そこでやっている館長とか主事の人たちに状況を聞いて、その上で具体的な改善を進めたいというのがやっぱり筋ではないかと。そういう意味では、今回の一連のやり方はやっぱりちょっと間違っているんじゃないかというふうに思うんですが、その点だけどのように思われるか、生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 再質問にお答えします。

御質問の、いわゆる公民館運営委員会の場で協議を経るなど、丁寧な対応を今後どうしていくんやということで、具体的に今後についてどうしていくのかということについてでございますが、今回の件につきましては、議員御指摘のとおり、公民館主事の勤務体系を変更するという事で、公民館運営に深く関わることであると思います。公民館長や主事、各地区の公民館運営委員会委員から広く御意見を伺い、検討していくというプロセスは非常に大切だと感じております。今後は公民館長・主事会議などにおいて、必要な説明や情報提供などを行い、これらの会議で議題となったことについては各公民館の公民運営委員会でも検討や協議をしていただくような体制づくりに努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 山県市の公民館の役割ということで、公民館の運営方針における公民館の役割などについても先ほど答弁がありましたし、この運営について出ています。そもそも山県市の公民館運営方針の基になるものは何かということで、源流をたどって

いくと、やっぱり戦後の教育改革に遡っていくんですね。戦後教育改革というのは、やっぱり日本の侵略戦争、それからその戦争を支えた戦前教育の深い反省で出発して、この教育基本法の前文には、日本国憲法が確定し、民主的で文化的な効果を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示したと、この理想の実現というのは、根本において、教育の力にまつべきものであるというふうに書かれています。

この教育基本法の2条では、教育の目的というのは、あらゆる機会にあらゆる場所で実現されなければいけないと。教育を学校教育に限定せず、社会教育も含めて広く捉えるものとして、この7条において、教育に対する国、自治体の役割と責任を明確にして、ここに、図書館、博物館、公民館の設置等を通じて教育の実現を図らなければならないということで、公民館が設置されているんですね。

私が、今回、主事の勤務内容の一方的な変更の在り方、進め方や公民館の市民サービスをお尋ねしたときに、これは貸館だというような御答弁でした。鍵の管理は市民が開閉できるから問題ないというような中央公民館の対応だったんですけども、やっぱり先ほど述べたような公民館の成り立ちや役割を踏まえた立場から本当に運営しているのか、甚だ疑問に思ったからお尋ねをしました。

先ほどの後半と再質問の中で、今回の公民館主事の募集に係る一連の運営の進め方、対応にはやっぱり問題があるという認識があって、今回のような重要事項については今後、館長・主事会等での意見聴取とか、公民館運営委員会等で意見聞きながら進めたいと、丁寧にいききたいというような答弁がされましたので、この点では行き違い等々も含めて、私は各部署への指導と運営改善が十分図られるものと理解して、ぜひ改善していただきたいというふうに思います。

そこで、教育長に関連して御質問をしたいと思います。実は、この公民館の主事の問題をいろいろ調査、調べたりする中で、やっぱり改めて社会教育とか生涯教育の重要性ということについて私も理解を深めました。公民館の歴史の中では、戦後、公民館で文部省がつくった新しい憲法の話というのに基づいて、公民館で地域での学習をしたりというようなこともやっていたということも初めて知りました。

そこで、教育長に再質問します。

山口市では、実は今年、1月28日から2月18日まで、山口市の大門の図書館で、悲惨な戦争と平和の尊さというふうに題した平和学習展が開催されました。私も実際に見てきました。2月10日には中日新聞で、山口市の取組として大きく紹介をされていました。非核平和都市宣言の山口市にはやっぱりふさわしい企画で、富岡小学校の6年生と伊自良南小学校の6年生の子供たちがその展示を見た感想文がびっしり張り出してあったん

です。1個1個全部読みました。やっぱり子供たちはこういうことだから戦争はいけないというような思い、平和を願うような声がびっしり書かれていました。これは本当に素晴らしいことだなというふうに思います。

そこで、公民館活動の趣旨も踏まえると、伊自良の図書館というのはかなり遠いんですよね。素晴らしい企画だったんですけども、もう少し各地の公民館を使って、こんなような企画なり、写真パネルなどを広く開催したりとか、市民企画に教育委員会が後援して広めるとかというようなことをぜひ考えてほしいと思うんですけど、その点について、教育長の考え方をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再々質問にお答えいたします。

まず最初に、今回の主事の勤務に関わりまして、主事さんというのは一番地域とのつながりをつくってくださる方でありながら、ある意味、主事さんに対する敬意を欠いた対応が教育委員会にあったということに対しては大変申し訳なく思っております。今後大変気をつけていきたいと思っております。

平和学習についてです。令和の時代に入って、やっぱり子供たちにとっての昭和というのは、どんどんどんどん遠くなっていくと思います。いずれ忘れ去られます。そんな中で昭和をきちんと伝えていく。それは大人の役割であって、図書館みたいな学習の機会の場を借りて、きちんと昭和に何が合ったかということは子供たちに学習させるべきだと思います。それをもし公民館で展開したらどうかということにつきましては、僕は大人がどういう姿勢を持つかだと思っています。本当に公民館で大人たちが学習したいと、また、子供と一緒にその場へ行って考えたいんだというような思いがあるなら、これはやるべきです。ただ、幾らやっても、悪いですけど飾りだけになるなら、そういう労力についてはやっぱり考えるべきだろうと思っています。

今後の公民館活動の在り方を考えるときに、公民館に対しては利用者のニーズであるとか、運営委員会も設置されていますので、そこでの協議という中でそうした問題も議論されながら、まさに地域住民の方に主体者意識を醸成していくということが多分今後大事になる、つまり我がまちの公民館であると地域の皆さんが言えるような場所にするべきだと思っています。

ただし、避けて通れない少子高齢化という中であって、やっぱりその未来を見たときに、公民館があるから人が集まって、コミュニティーが生まれるという時代ではもうないような気がします。地域にコミュニティーがあるから公民館の活動が成立するというような時代になったんだと思っています。ゆえに、教育委員会の役割責任というのは重

要であると思いますので、今、議員さんの御指摘は大事にしながら、本当に地域全体で戦争について考える、そのような機会についてはぜひともまた考えていきたいと思いますので、御示唆ください。お願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分より再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 最後の質問に入りたいと思います。

令和5年度からの水道料金値上げ提案の圧縮のための検討について、副市長に初めてお尋ねをします。

第2回の水道事業の審議会において、山口市水道事業経営戦略を基に、令和5年から現行料金を当面30%改定する案が出されました。例えば13口径の基本料金は1,000円から1,300円に、基本水量は10立米以上の超過料金を1立米120円から156円に値上げをすると。また、経営戦略では、令和8年に10%、令和11年に10%ずつ値上げを予定しているということで、この内容で慎重に審議を重ね、経営戦略の見直しとともに再設定させていただければと考えておりますと提案がされました。私は、この水道事業の審議会を毎回傍聴するようにしておりますが、そのような中身でした。

私が市議会だよりで指摘をした山口市水道事業経営戦略の収支予測におけるインフラ整備に係る費用増加総額と水道料金の3段階による値上げの収入増加総額に2億円の差がある。つまり値上げによって利益が残る分が2億円になることを書いたんですけども、審議会では詳しく説明されるということはありませんでした。値上げ幅の圧縮、経営戦略の見直しと再設定に関して、今後の審議の課題になるかなというふうに思います。

ちなみにこの提案で30%ということになると、1か月に50立米を使うと大体標準的かなと思うんですが、そうすると年間約2万円の値上げと、最終50%まで値上げをすると、50立米で年間3万5,000円ぐらいの値上げ金額になるというのが試算してみると分かります。

また6月議会では、一般論として公営企業の独立採算の考え方から、受益者負担の原則で一定の水道料金の改定が必要であること、一般会計の持ち出しを増やせば、他の市民サービスの施策ができなくなり、慎重な検討が必要であるとの答弁もされています。

しかし、一般会計の持ち出しをしている市町村もあり、一般論としてという答弁でした。

市民サービスの施策という場合に、水道料金の値上げ圧縮は全ての市民に関わるサービス、水道料はみんなそうですね。水道料金の大幅な値上げを回避するための市民サービスの見直しも政策としては検討の余地があると考えられます。これは水道事業審議会での議論の範疇をちょっと超えるかなという話になりますので、水道事業審議会の審議とは別に、この点を副市長に政策方向としてお尋ねします。

例えば市民サービスの重要な事業である美山にあるクリーンセンター管理事業について、クリーンセンターのエネルギー回収推進施設やマテリアルサイクル推進施設と最終処分場の包括的な管理運営を業者に委託しています。平成22年にスタートして15年契約で、令和6年度が最終年度です。同じ市民サービスとして毎年4億1,000万から4億3,000万ぐらいを15年間払い続けています。このクリーンセンターの事業は、契約終了による次期構想が検討されていくというふうに思います。この事業の見直し圧縮、当然15年かかっていますから、今と同じような中身ではないというふうに思うんですが、そういうのを市民サービスのところで圧縮目標を定めて、下げたコストの部分を一般会計から水道事業会計に繰り入れることによって値上げ幅を一定程度圧縮するというのも検討課題の1つとして考えられますが、市としての検討の余地があるか否か、その理由についてもお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、水道料金の値上げにつきましては、適正な水準への引上げをいたずらに圧縮したり先送りしたりすれば、将来へのツケの先送りともなり、次回の改定時には本来の水準よりも大幅な改定が必要になるという懸念がございます。これは議員も多分御理解いただいているものと認識しております。

他方、水道料金の改定は、市民生活に直結するものでございますし、市内企業への影響も少なからず、慎重な検討が必要であるため、現在、水道事業審議会にて御審議いただいているところでございます。

そこで、一般会計から水道事業会計への繰出しの考え方についてお答えをさせていただきます。

一般会計というのは、その言葉どおり、包括的な公金を取り扱う会計であるのに対しまして、特別会計というのは、特定の事業において特定の収入をもって行うことを明確化するために設けられるものでございます。

さらに、上水道におきましては、企業会計という特殊な会計となっております。これ

は、ただいま説明しました考え方に加えまして、適正な原価の計算も明確化するため、複式簿記による会計処理を日常的に行うなど、特殊な会計となっているものでございます。そのため、この趣旨がゆがめられることのないよう、一般会計から水道事業会計への繰出しにつきましては、地方公営企業法や水道法に理念が規定されており、厳格な繰出し基準等も示されているところでございます。

ちなみに、代表的なこの繰出しの方法としましては、消火栓の設置・管理費等があるほか、災害や安全対策に要する費用、最近では多額な経費を要する水源開発や水道広域化などに要する費用など、国庫補助を伴うようなものもございます。

なお、ナショナルミニマムの確保の観点からだと私は考えますが、高料金対策という場合もございます。これにつきましては、資本費ですとか、給水原価が全国平均の2倍以上となる場合などが国においては想定されており、山口市においては該当しないものと考えられます。

こうしたことを踏まえまして、山口市クリーンセンター関連についての考えについてお答えをさせていただきます。

議員御発言のように、この施設の耐用年数は迫っており、その設備費と管理費につきましては膨大な金額であるため、その在り方については山口市の重要なテーマの1つとなっており、現在も調査研究を進めているところでございます。

そこで、仮にこの経費が少しでも低廉化できた場合に、その分を水道事業会計へ繰り出してはどうかということでございますが、今まで申し上げてきました理由から、それは考えられないことでございます。

ちなみに、水道は全ての市民に係るサービスということでございますが、自家水の利用者もあり、必ずしも全ての市民が等しくサービスを享受されているわけではございません。例えば令和2年度末の世帯数は1万913世帯、給水戸数は1万503戸であり、差し引くと400件余りの差がございます。無論、これが全て自家水であるとは認識しておりませんが、下水道事業のデータから考えましても、117件の方が自家水を利用されておられます。こうした実態も踏まえまして、上水道においては企業会計という特殊な会計となっているものであります。

他方、ごみ処理についても、全くごみを排出されない御家庭があるかもしれませんが、しかし、ごみ処理は個人の受益だけにはとどまらないという観点もございまして、一般会計で取り扱うこととされており、特別会計ということにはなっていないものと認識しております。

そうした中で、主観的な基準により、一般会計から水道事業会計へ繰り出すことにい

たしますと、そもそも特別会計や企業会計を設ける意味がなくなってしまいます。そうしたことから、仮にクリーンセンター関連の経費が低減できたとしても、それを水道事業会計へ繰り出そうという発想にはならないということを御理解いただきたいと存じます。

なお、山県市内には上水道と簡易水道がございます。それぞれに経営状況は違いますが、一般論としましては、規模の小さい簡易水道のほうが独立採算の理念は貫きにくくなるものと考えられます。しかし、同じ山県市内に住む市民、事業者の方々の水道料金は同一であることが望ましいものとも考えられます。そのため、簡易水道につきましては、一般会計の繰入れという方法は考えなければならないものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 丁寧に説明をいただきました。

それで、先ほどの一般会計の繰出しについての考え方ということで、るる述べられました。私は、例えば国民健康保険なんかもそうですけど、県単位に全部集めて、集約をしたいというようなことで、国は全体としていろんなものを全部押さえていく、それぞれ利用者の負担を官でしようというふうにしています。ただ、私は、地方自治の要旨に基づいて考えれば、やっぱり市民の福祉をどういうふうに向かせるかという意味で、国は様々な、いろんな政策がありますけれども、地域の住民に寄り添った政策を進めていくという立場がやっぱり必要だというふうに思いますので、そういう意味では原則的にいろんな会計制度をつくってやるというのは、この事業そのものが持続可能でちゃんといけるためにどうなっているかということの実態を見ましようということを進められているというふうに思いますし、私も企業会計については実際にやっていたから、よくそのことは理解をしています。

ただ、先ほど言いましたように、やっぱり市民の福祉向上というような観点に立ったときに、私は無尽蔵に入れるべきだというふうにも思っていない。ある程度の、要するに市民の負担というのにも必要だというふうな理解もしていますが、ただ、やっぱり水道はみんなのもの。確かに井戸水という話がありましたけど、山県市のいろんな施策の中には、例えば体育施設に対する補助金だとか、テニスコートだってコートを直すとか3,000万とか出ていますよね。これ、全ての人たちが対象じゃないけど、そういうトータルを含めて、市民サービスの向上をどう図っていくかという施策だというふうに思いますので、私は水道のところについて、一定程度の繰入れということをきちんと位置づけてやるということは必要じゃないかなというふうに思います。

そういう点でいえば、例えばこの間、財源確保というような関係でいえば、例えば3歳児以上の保育の無料化、1億700万でしたよね、1億円ぐらいかけて無料化をずっと国に先んじてやってきました。全国の自治体では5%ぐらい。そういうことも事実あるということだとか、それから、ここに、平成16年とか17年の議事録、これも調べました。当時、クリーンセンターを造るときにいろんな案があったんですけど、これを読んでいると、やっぱり10億単位でどうするかという議論なんです。水道料金を抑えようという一般会計の繰出しというのは、僕は、3,000万とか、そういう程度の話で、あとはやっぱり市民の人が一定程度負担するというのはやむを得ないというふうに思っていますので、そこは政策的な余地がある問題ではないかというふうに思いますが、その点について再度、副市長にお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

水道料金の金額、単価設定というのは、もちろん市民生活に直結するものですし、移住、定住を進めている山県市にとっては重要なことです。少しでも引き下げたいという気持ちはございます。ですが、先ほど来申し上げておりますように、水道事業というのは特別会計、企業会計を設けておるので、その理念をねじ曲げるということは、この行政をねじ曲げることにつながるんじゃないか、長い目を見た場合、市民に対する公平性が失われるのではないかということを懸念されます。

例えばテニスコートにしる、保育園の無料化にしる、それを、直接受益を受けられる方は当然市民全体ではございません。そういったものは一般会計で処理するようになっておるんですね。一般会計における行政サービスというのは、全ての人に等しくというものではないのが一般会計です。特別会計は、もう少し受益者を限定して、特定させようとしているものですから、一般会計で、例えば保育所の無料化とか医療費の補助とか、そういったものがあるから特別会計も一緒にしようという発想には全くならないということをお理解いただきたいと思います。

とはいえ、多くの方が、水道については市民の大半の方が御利用、直接関連してみえますので、その、生活費が先ほど2万円とか3万5,000円に上がる、これは痛手、大きなことだと思いますが、それ以外での生活支援の方向で、一般会計の中で目を向けるのが本筋だというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 受益者を特定してという話でありました。現在でも自治体の中では、一般会計から繰入れをしているところも事実あるというのは、この間の審議会でも報

告をされてきました。私はそれなりの考え方をきちんと整理することかなというふうに思います。

それと、今日のところは、審議会の関係では触れていませんけど、そもそも必要な費用が5億円かかる、値上げをする、私は当初から値上げ反対なんてことは言っていないんですけれども、ただ、そのときに、全部、要するに全部50%の計画で値上げをすると7億円になるんですよ。2億円も余分にとっているというふうに私は思います。そういう意味では、本当に少しでも市民生活を考えたら抑制するということの観点に立って、いろんな知恵を出す必要があるというふうに思いますし、今後、審議会の中でもそういう市民の声なんかも含めて、最終的にそれは決定ではありませんので、どういうふうに行行政として検討していくのかというのは引き続き追求をしていきたいということも含めて、今後、引き続きこの問題を取り上げていきたいというふうに思います。

過去の水道、これから水道ではなくて、クリーンセンターなんかもどのようにしていくかというような議論も含めてありますので、引き続き積極的に関わっていきたいというふうに思って、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回、山県市の美山、伊自良の住居表示についてということで、トップである市長のほうにお伺いをしたいと思います。3町村が合併し、山県市が平成15年4月1日から約20年目を迎えることとなります。そこで、また今、以前のように、美山、伊自良の名前というか、地名を元どおりに復活してはどうかということでございますが、理由としては、高富には高富という地名が残っております。やはりそこで、今も伊自良、美山という呼び名で市内では通用しておりますが、地図や電話帳等ではもう消えておりますので寂しいなというところでもあります。

そこで、今回、伊自良の施設等の改修や、また、美山谷合にある山村開発センターの

解体とともに、施設整備を行うようになっておる予定であります。そこで、そのようなこの時期を逃しては駄目だということで、元に戻してはどうかと思います。

日頃、市長はいろんな方と話をすることが多いのですが、最近は皆様方から言われると、市民との交流と対話が少しできていないのではないかという声も聞かれておりますが、合併20周年を迎えるこの機に、住居表示の変更について前向きな返答をいただければ幸いかと思いますが、市長のお考えをどのようにお持ちかお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

御質問の山県市の美山、伊自良の住居表示についてでございますが、合併を機に、合併前の高富町・伊自良村・美山町合併協議会におきまして審議されておりました、各小学校ですとか、中学校の名称や伊自良支所、美山支所等の公共施設での名称は残すこととされておりました。旧3町村で区分けするのではなく、山県市が一体化していくよう、原則として現行のとおりとすると決められた事項であります。これにつきましては、第5回の合併協議会において承認されております。

住居表示の変更につきましては、市民の皆様から変更してほしいという要望は直接聞いておりませんが、そのような要望が多数寄せられ、また、多くの方の同意がいただけるのであれば検討いたしますが、現状での住居表示は直接考えておりません。

また、議員御指摘のように、最近は市民の皆様との交流と対話の機会がコロナ禍によりまして減少しておりますが、対話と共感是我的市長に就任以来のビジョンの柱でございますので、今回の施政方針にも説明させていただいておりますので、合併20周年を迎え、今後一層、山県市が発展していくよう、それぞれの地域につきましても啓発して事業に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 原則として現行のとおりと、それと、また、市民から多く同意がいただければ変える意思を残してあるということでございますので、理解はいたしますものの、やはり先ほど言いましたように、市長の答弁にもありました第5回合併協議会の議事録、しっかり調べさせていただきました。平成14年の1月10日に、第5回合併協議会、議事録がありまして、当時、ここにみえる議員さんや今の副市長、事務局で残ってみえる、これも全部読ませていただきました。やはりその中でいろいろお話を聞いてみますと、議事録には載っていないところで話を聞きましたところ、やはり反対という声は1名ぐらいあったと。何で変えるんやと。よく聞きますと、協議会の資料に先

進事例ということでかなり載っていた。それを基本に、当時の委員さんは考えられたのではないかなと私自身は思っておりますが、実際その住居表示を変更しますと、土地の登記、マイナンバー、銀行、いろんなどころの名前を変えるのに労力が要るということで、よほどの決心の下でやらないと難しいのではないかなと思っておりますが、ならば、この20周年を機に、美山、伊自良の表示について、どんな形で残していけるのか、また、どのように残しながら発信をしていけるのかについて、再度市長に答弁を求めます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

先ほどお答えいたしましたように、それぞれの公民館ですとか、保育所ですとか、小学校、スポーツ施設、公共施設に関しましては、美山、伊自良という冠をつけまして残していきたいと考えておりますし、また、合併20年がたちまして、この20年間、二十歳になるまでは、山県市、今の住居表示で過ごしてきたわけでございますし、また、今の住居表示にそのほかの方もなじんでいただけているのではないかと思います。そんなことを思いますと、石神議員の御発言の趣旨に沿うには、やはり一番、美山とか伊自良とか、高富は旧の高富小学校区は高富、佐賀もでございますけれども、そういった住居表示となっております、市内外の方のそれぞれの地域の思いが住居表示の中にはなくなっているのが現状でございます。

また、検討中でお聞きしているところによりますと、住居表示はなるべく短くしてほしいというような、そんな検討もされたということをお聞きしております。そうしたことを踏まえながら、特にそれぞれの地域をいろんな形で、それぞれの事業を通して、美山にはこんなすばらしいところがありますよという冠の一番最初のところに、美山地域とか伊自良地域ですとか、そういったことで冠をつけまして、商工、観光等を通じて啓発することによりまして、そういった地域の、美山や伊自良の皆さんの思いを伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） しっかりと、やはり地元の名前を残していただきたい。これはなぜかという、私は美山であります、小学校も統合、中学校も統合、ほとんど統合して、自分らの旧という名前をつけて何か書かなくてはいけない。ちょっと寂しい思いがありますので、やはり過去の話になりますが、特に水栓バルブ発祥の地、昔は岐阜のバルブやなしに美山のバルブという感じで宣伝があったのに、山県のバルブ、おかしいやないかという声も当時は聞かれましたが、今ではいろんな支援があり、山県のバルブ

で通っているのではないかと感じておりますが、やはり寂しい思いを残していただかないように、今後発信をしていただくようお願いして、今回、私はやってくれやなしをお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位 4 番 加藤義信君。

○6 番（加藤義信君） それでは、議長より御指名いただきましたので、3 件、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず 1 点目、帯状疱疹を未然に防ぐためにということでお尋ねをします。

誰もが幸せに暮らすために、健康であることは大変に大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防、極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけでなく、健康に、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと、このコロナ禍で多くの方が願われていることと思います。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康に関しては、人口の高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康で、年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努めることや、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に推進することということがうたわれています。

そこで、病になってから治療するのではなく、新型コロナウイルスワクチンと同じように、病を未然に防ぐという観点から、健康寿命の延伸のために帯状疱疹を未然に防ぐということについてお尋ねします。

子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もみえると思います。水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はウイルスは体の中に、神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下やストレスや過労が引き金となって再発することがあり、これは帯状疱疹と呼ばれるものです。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでおり、50歳を境に発症率は急激に上昇し、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になるとも言われています。私自身も60歳を過ぎ、帯状疱疹になったとか、現在帯状疱疹だとかといった話を身近で聞くようになりました。今日のこの録画を御覧の方の中にも、帯状疱疹にかかったという方もみえるかと思います。体の左右どちらか一方に、最初はぴりぴり、ちくちくと刺すような傷みがあり、夜も眠れないほど激しい場合もあります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから、帯状疱疹と名づけられ

ました。

带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追記をされました。この2016年からある水ぼうそう、水痘生ワクチンというものに加えて、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンというものは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長時間持続し、がんなどで免疫が低下している方でも接種ができる点が優れているようです。

带状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。

そこで、健康介護課長にお聞きをしますが、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

带状疱疹は、高齢化が進む中、加齢などによって発症のリスクが高まり、発症すると長期にわたり、ひりひりとした痛みが続き、場合によっては重症化し、後遺症が残ることがあります。

带状疱疹ワクチンにつきましては、議員御発言のとおり、2016年に厚生労働省により、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追記され、ワクチンが任意接種で使用できるようになりました。現在2種類のワクチンがあり、1回の接種でもよい生ワクチンは持続期間5年程度、予防効果50から60%、もう一つの不活化ワクチンは接種回数2回で持続期間は9年以上、予防効果90%と言われている資料もあります。

しかし、どちらのワクチンにつきましても新型コロナウイルスワクチンと同様に、接種時の副反応があると言われていています。带状疱疹の発症予防というよりは重症化予防として効果があると考えますが、今後の国での専門家会議等での報告を注視してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございます。

带状疱疹は、神経が損傷されることで皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを、带状疱疹後神経痛、PHNと呼ぶそうです。PHNは焼けるような、締めつけるような持続性の痛みや、ずきんずきんとする痛みが特徴です。带状疱疹を発症すると強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほどで皮膚症状が治っても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続く带状疱疹後神経痛にな

る可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、帯状疱疹が現れる部位によって、顔面神経痛、目の障害、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が生じることがあります。

1997年から宮崎県内で実施している帯状疱疹の調査において、帯状疱疹は50歳以上に多いことが明らかにされました。帯状疱疹の発症率は、50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことであり、また、高齢になってからの強い痛みは大変につらいことだと思います。しかし、帯状疱疹にワクチンがあることを知らない人が多くみえます。

健康介護課長に再度お尋ねをします。帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされてきたのか伺います。

○議長（武藤孝成君） 健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進につきまして、現在のところ特に行ってはおりません。定期接種である高齢者インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチン接種については積極的勧奨をしており、さらに、現在は新型コロナウイルスワクチン接種の早期接種推進を最優先しております。この2年間、新型コロナウイルス感染症により、多くの事業ができず、健康山県21、第3次山県市健康増進計画を策定してから1年が過ぎ、疾病予防、重症化予防で掲げた健診受診率の向上や健診結果に基づく特定保健指導に力を入れていきたいと考えております。

任意接種である帯状疱疹ワクチンの推進を積極的に行うことは現在考えておりませんが、市内の医院では、待合室に帯状疱疹ワクチン接種のポスターを掲示していただいているところもあり、例えば広報などで市民の皆さんに周知してまいります。帯状疱疹ワクチンが定期接種と位置づけられた際には、対象者に対し、適切に周知と推進を実施してまいります。

以上で答弁といたします。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 現在、新型コロナウイルスワクチン接種は、感染拡大防止の観点から重要な取組として推進をしていただいております。長期間にわたる関係者の皆様の御尽力には頭が下がる思いです。ただ、当事者からすると、病気の優先順位はないと思います。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、市長は、全ての人がお互いに健康であること

を実感できるように、健康山県21の計画の理念、笑顔あふれるまち、健康山県の実現に向けて取り組んでおられます。体と心の健康は、市民一人一人が豊かに健康な生活を送るために必要不可欠な要素ですとも述べられ、取り組んでおられることは承知をしております。また、今回のコロナウイルスワクチン接種により、ワクチンの有効性がより身近に感じられるようになったのではないかと考えます。

例えば輪之内町さんでは、带状疱疹ワクチン接種の助成をされているということで、輪之内町健康センターにお聞きをしました。予防に力を入れようという方針を持つてみえることから、お話を伺った担当者の方も、身近な方が带状疱疹で苦しんでみえたことから、助成制度の提案をされたことがきっかけで予算化をされ、昨年4月から、2回接種のうちの1回分の一部4,000円の助成がスタートされたということでした。今年度現在で17名が申請をされ、50人分、20万円の予算が計上されているということでした。

そこで、市長にお尋ねをします。最近では、コロナ禍において、誰もが慣れない生活を余儀なくされ、多くの方がストレスを感じておられ、带状疱疹を発症する人が増えてきていると言われています。そうしたソフト面に対する細やかな支援として、本市においても、市長が掲げられる市民の健康を守るという観点からも、带状疱疹ワクチンへの助成により、1人でも多くの方に健康寿命を実感していただくべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の考えをお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

先ほど担当課長が申しましたように、現在は市民の健康を守るために、新型コロナウイルス感染症対策が何よりも重要でございますし、また、定期接種ということになれば積極的に勧奨も進めていきたいと思っております。

また、先ほどは県内でそうした先進的な事例の紹介もいただきました。今後におきましては、山県医師会の皆さんと御相談申し上げながら、どうしていくのか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君、質問を変えてください。

○6番（加藤義信君） 続きまして、気象防災アドバイザーの活用についてお尋ねをいたします。

近年の台風災害では、全国的にも水害被害リスクの情報が明らかになっていない中小河川や下水道などがある地域で、多くの浸水被害が発生しています。決して本市も例外ではありません。国の2022年度予算案では、防災・安全交付金による財政支援が強化さ

れ、中小河川におけるハザードマップなどの水害リスク情報の充実や整備、浸水対策の加速が期待をされています。

平成27年1月に国土交通省から公表された新たなステージに対応した防災・減災の在り方において、平時から防災の専門家が市町村を支援できる体制を構築する必要性が指摘されました。

そこで、気象庁は、平成28年度の気象予報士を活用したモデル事業の実施を経て、平成29年度に、地方公共団体の防災の現場で即戦力となる気象防災の専門家を育成することを目的とした気象防災アドバイザー育成研修を実施しました。現在、気象防災アドバイザーには、気象台のOB、OGが任命をされています。本市でも、防災担当が一定期間で交代をしてしまい、知識が蓄積されないことや、いざというときに精通した気象の専門家がないといった問題もあるのではないかと思います。

このように、気象庁では、自治体の地域防災対策をサポートする取組を推進し、気象台が市町村と一体となって、地域の気象防災に貢献するための事業を展開しています。地域交流人材配置による担当チームを気象台に編成し、担当地域を固定することにより、各市町村固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築するとされており、災害時には早い段階から住民に見通しの状況を提供するとともに、ホットラインにより首長への助言なども行うとされています。

近年、地球の温暖化などの影響により、自然災害が激甚化、頻発化しており、本市による市民への適時、的確な防災対応が一層求められています。被害の防止や最小化のための防災インフラ整備は進められていますが、ハード面での整備と同時に、より正確な情報を発信し、被害を最小限に抑える行動を促すためのソフト面の取組も重要と考えます。

そこで、理事兼総務課長にお尋ねをします。気象防災アドバイザーに対する認識と評価をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

初めに、気象防災アドバイザーについての認識についてでございますが、昨年9月に、岐阜県危機管理部防災課より、地方公共団体における気象防災事業支援のための気象庁等による取組等についてという文書で情報提供をいただいております。気象庁が取り組む気象防災アドバイザーは、各種研修等を積極的に活用し、気象防災業務に精通する職員の育成に努めるようにとの内容でございました。

また、令和4年1月に気象庁から、防災気象情報の活用や気象台の自治体支援のニー

ズ等に関する自治体アンケートという調査がございまして、うちとしては、気象防災アドバイザーの支援については、平常時は自治体職員を対象とした勉強会、地元気象台との橋渡し役を希望し、大雨等の防災対応時には、気象情報に限らず、水位等の状況や予想の解説、首長等幹部への状況説明を期待していますと回答したところでございまして、気象防災アドバイザーの導入は山県市の防災力の強化につながるものであると考えております。

現在、岐阜地方気象台の担当者とは、毎年、顔を合わせて情報交換を行っております。台風接近や大雨警報等発令時には、岐阜地方気象台とのホットラインにて連絡を取り、気象情報や今後の推移の見込み、警報等の発令のタイミングなどについて相談を行っております。また、当市のピンポイントの気象情報や今後の見込みなど、詳細な情報をいただいております。市としての防災対策に反映させているのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 現在、本市では、台風の接近時や大雨警報発令時には、岐阜地方気象台と連携を取っているとのことでした。やはり専門家の情報提供は欠かせないということになります。

3月11日で東日本大震災から11年を迎えました。被害を拡大させないためにも、改めて防災の在り方を考える日にしなければなりません。

公明党の山口代表は、今年1月21日の参議院代表質問で、自治体の防災対策をサポートする気象防災アドバイザーの活用を進めるよう訴えました。識者も高度な知識を持った専門家を自治体に配置するこの制度は、地域の防災力を高める上で非常に重要だと強調しています。

また、気象庁が今年1月17日、気象防災アドバイザー推進ネットワークを立ち上げたことに対して、岸田首相も、このネットワークの取組に力を入れる考えを示しています。

昨年10月、気象防災アドバイザーに気象台のOB、OGを任命するとの当時の赤羽国土交通大臣より示されたことにより、大きく拡大をしており、現在、全国で84名が委嘱をされています。

この気象防災アドバイザーは、各自治体のニーズに応じて活動を行っています。活動内容の例として、平常時の対応は、防災訓練への協力やアドバイス、防災マニュアル等の作成、改善支援、住民を対象とした講演会等の実施、職員を対象とした勉強会等の実施などを行います。また、大雨等の防災対応時の対応として、地域の気象状況の見通しや河川の水位などについて詳細に解説したり、気象状況に関する自治体幹部、首長など

への状況説明など、細かいニーズに応じ、対応し、出水期のみでも柔軟な対応が可能です。

今後は、平常時の活動を含め、こうした災害時の事態の予測や防止、避難などについても気象防災アドバイザーの活用が対策の一助になると考えます。

再度、理事兼総務課長にお聞きをしますが、本市においても気象防災アドバイザーの活用を進めることについての考えをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、気象防災アドバイザーについては、平常時については職員、市民の防災力についてのスキルアップや、災害時には的確な判断につながるようなアドバイス等重要な役割を担っていただくものと考えております。

現在、県の危機管理部防災課が気象台と令和4年度以降に活用する方向で調節中とのこと聞いております。

今後、気象台、県の危機管理部防災課とも連絡を取りながら、気象アドバイザーの導入についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩いたします。議場の時計で13時から再開いたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○副議長（古川雅一君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは最後の質問になりますので、よろしく願いいたします。

軽自動車納税証明書のオンライン化についてお尋ねをします。

現在、本市では、行政のデジタル化が進められているところです。昨年、新聞報道等で、警察庁は、道路使用許可書の申請など行政手続の一部で、6月からオンライン化の試行が始まりました。申請や届出のために警察署に行く必要がなくなり、休日も含め24時間オンラインで手続ができるようになったということです。このように申請手続のオンライン化は、利用する側も使用される側も大きなメリットが生まれます。

本庁舎窓口で申請が必要なものの1つに軽自動車の納税証明書があります。納税証明書は、軽自動車の車検時に添付が必要となる証明書です。普通自動車の納税証明書については、平成27年10月から運輸支局と県のシステムが連携され、自動車納税種別割の納税確認が電子化されたことにより、自動車税が納付されている場合には、車検用の納税証明書の提示を省略することができます。これにより、運輸支局で納税証明書を掲示しなくても車検等の手続きができるようになったため、口座振替により完納になった方に送付されていた納税証明書は、平成29年度から廃止となりました。納付後すぐに車検を受ける場合などでの税確認ができないとき以外は、納税証明書の再発行をする必要がなくなりました。

こうした普通自動車の制度によることもあり、依頼者は軽乗用車の車検時に、車検業者さんに納税証明書が渡されないことがあり、車検業者さんが代理で再発行の手續に窓口まで行ったり、持ち主が再発行の申請に、そのために窓口へ行かなければなりません。こうしたことが業者さんにも持ち主にも負担になっているようです。

そこで、軽自動車税の窓口となっている税務課長にお聞きしますが、本市の軽自動車の保有台数と納税証明書の再発行の件数についてお聞きをします。

○副議長（古川雅一君） 大西税務課長。

○税務課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

御質問の軽自動車の保有台数と納税証明書の再発行件数についてでございますが、保有台数については、継続車検が必要な四輪の軽自動車と二輪の小型自動車の台数について答弁させていただきます。

四輪軽自動車台数につきましては、令和3年4月1日現在9,780台、令和2年4月1日現在では9,745台、平成31年4月1日現在では9,776台であり、年度により増減はございますが、9,700台以上が保有されております。二輪小型自動車の台数につきましては、令和3年4月1日現在407台、令和2年4月1日現在では400台、平成31年4月1日現在では395台でございます。

また、納税証明書の再発行件数につきましては、本庁と支所の合計でございますが、二輪小型自動車の納税証明書の再発行件数を含め、令和3年度は、令和4年1月末日で1,185件、令和2年度は1,451件で、1月末日では1,105件、平成31年度は1,521件で、1月末日現在1,203件であり、こちらも年度により増減はございますが、年間約1,500件程度の軽自動車の納税証明書を窓口で発行しております。そのうち、二輪小型自動車の納税証明書の再発行件数は、いずれの年度も年間約50件程度でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 今の税務課長の答弁で、市内の世帯数約1万800世帯に対して、約9,700台以上保有されているということです。継続車検、車検時ですが、そのときに添付する必要となる軽自動車の納税証明書が、年間約1,500件の再発行の手続のためだけに本庁と支所の窓口に来られるということでした。年間延べ約1,500人、思ったより多い数に驚きました。小規模の事業者さんは、工場を留守にして代理で申請に行くということも多いといったこともあり、かなりの負担になっているようです。ただし、Pay Payでの支払いや、ヤフー経由の公共料金のネット支払いの際などは領収書が発行されないため、支払いが確認されてから窓口で領収書を取りに行く必要があるようです。

そこで、行政のデジタル化といった観点から、このように不正には利用されにくい、初めから代理申請が認められている書類であれば、再発行等の申請、受理の手続をオンラインで完結できるような電子化への移行ができるのではないかと考えますが、再度税務課長にお尋ねをします。

○副議長（古川雅一君） 大西税務課長。

○税務課長（大西義彦君） 再質問にお答えします。

山県市の軽自動車納税証明のオンライン化につきましては、令和5年1月から、四輪の軽自動車について、種別割課税・納付状況データを軽自動車検査協会と連携する軽自動車税納付確認システムによって、継続検査に必要な納税証明書の提示に代わり、軽自動車検査協会が納付確認を電子的に行うことにより、納税者や車検業者からの納税証明書の提示が不要となるよう準備を進めているところでございます。

この軽自動車納税証明書のオンライン化により、納税者や車検業者の利便性が大きく向上するほか、山県市においても納税証明書の再発行が大幅に減少することから、窓口業務の事務軽減を図ることができると考えております。

なお、システム稼働の折には、四輪軽自動車種別割の納付確認の電子化により、継続検査が必要な四輪軽自動車については、納税証明書の提示が不要となること、その一方、二輪小型自動車の納税証明書につきましては、システム稼働後も従来どおり、納税証明書の提示が必要となることなど皆様に周知していく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございました。

この一般質問に当たって、車のディーラーの方の車検担当者にいろいろ伺って来ました。今の答弁で、オンライン化により、来年1月から納税証明書の添付が不要になると

いう情報の提供は御存じではなかったようでした。これは早い情報の提供になるというふうに思います。こうした事務手続の負担を洗い出して、オンライン化による市民サービスの提供に今後もつなげていただきたいというふうに思います。

また、250cc以上のバイクにつきましては、今までどおり納税証明書が必要だということでしたので、間違いがないよう、ぜひとも周知のほうをよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長（古川雅一君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 奥田真也君。

○2 番（奥田真也君） それでは、副議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。奥田真也でございます。私からは、3 点質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず 1 点目です。

子供たちの未来について、子育て支援課長、学校教育課長にお伺いいたします。

昨年12月10日に、厚生文教委員会の所管事務調査にて、大桑小学校の複式学級の様子を視察いたしました。非常に円滑に、生徒たちも笑顔で楽しそうに授業をしている様子をうかがうことができました。

複式学級とは、2 つ以上の学年の児童・生徒を 1 つに編成した学級のことであり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によると、小学校では 2 つの学年の子供の数を合わせて 16 人、中学校では 2 つの学年の子供の数を合わせて 8 人となる場合には、複式学級として編制することができるものとなっています。

複式学級のメリットとしては、上級生の授業を見聞きすることができる点や、マンツーマンでの指導を受けることができる点が挙げられます。逆に、デメリットとしては、切磋琢磨する機会が少なくなる点や、体育の授業などに制約が出てしまう点が挙げられます。

2 月 9 日に、山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会が設置され、その資料の中に、児童・生徒数推移表があります。現在、複式学級が導入されているのは大桑小学校、伊自良北小学校、いわ桜小学校の 3 校です。しかし、令和 7 年には、桜尾小学校、梅原小学校の 2 校についても複式学級を導入する見込みとなっています。つまり、山県市立小学校 9 校のうち 5 校が複式学級となる見込みというわけです。これは、保育園、そして中学校においても同様に、園児、そして生徒数においても影響が出てくるのではないかと考えます。

平成 28 年度より、山県市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則により、

それぞれの学校において学校運営協議会が設置され、学校、家庭、地域が連携し、教育を支えていく考え方の中、現在は地域や学校の課題解決、地域への貢献、学校支援活動が活発になっていることと思います。

また、保育園においては、保護者会を中心として家庭教育学級など活動していただいておりますが、他県においては、保育園を起点とした地域と人をつなぐ役割としてコミュニティコーディネーターを設置する園もあるとのこと。

少子化が進む中ではありますが、子供たちもふるさとである山県市を愛し、このふるさとで生活をしたいと思える環境も大事であり、また、地域の皆さんや保護者、そして学校とが密接に連携し、他県、他市町村に住んでいる方々が山県市にて子育てをしたい、山県市にて生活をしたいと思えるよう取り組んでいくことも重要なのではないのでしょうか。

そこで、子育て支援課長と学校教育課長にそれぞれお伺いいたします。1点目、令和4年度の入園見込み予定数と令和3年度入園者数との増減は、2点目、園児と地域との交流について顕著な例がないか、この2点について子育て支援課長に、3点目、複式学級のメリット、デメリットについてどう考えているか、4点目、山県市立小学校9校のうち、令和7年になると2校増え、5校において複式学級が導入される見込みとのことですが、これについてどうお考えか、5点目、学校運営協議会の活動として特筆すべき活動はないか、この3点について学校教育課長に、それぞれお考えをお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○副議長（古川雅一君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、令和4年度の入園見込み予定数と令和3年度入園者数との増減についてでございますが、令和4年度の入園予定者数は35人となっております。令和3年度の入園者数は40人で5人の減少となります。

御質問の2点目、園児と地域との交流について顕著な例についてでございますが、コロナ禍になる以前は、地域の介護予防教室いこいの広場や、デイサービスセンターの高齢者の方々との交流や公民館の学習発表会、市民運動会に参加するなど交流を実施していました。令和2年度、3年度につきましては、コロナ禍のため行事等縮小、または見合わせており、地域との交流についても感染対策を講じた上で、小中学校及び高校の児童・生徒との交流を実施しているのみとなっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

御質問3点目の複式学級のメリット、デメリットについてでございますが、複式学級は、2つの学年の児童が在籍する中で、1人の教員が同時に2つの授業を進めることとなり、デメリットと捉えることがあります。一方で、日常的に異学年で生活しているため、助け合うとか、支え合うという行動が自然に身につくということがメリットです。

義務教育は学校の規模に関係なく、全ての子供に生きる力を育むことが目的であり、基礎学力の保障と社会的自立の基礎を培うことが求められております。教育委員会といたしましては、山県市の複式学級のある学校に対しては、複式学級の授業形態を解消するために、もう一人の教員を配置し、学年別の単式授業の形態で授業が行えるように県費非常勤講師や市費の特別教育サポーターを配置しております。

例えば、いわ桜小学校にはこのような教員を2名配置し、3、4年の学級では74%の授業を複式学級から単式学級の授業に、5、6年生の学級では同様に66%を単式学級の授業にすることで、児童の学力向上を図っております。

また、他校の同学年の児童とオンラインの授業や、スクールバスを利用して他校に向きリアルな交流活動を行うことで、多様な考えに触れ、自己を見詰める機会をつくるように教育課程を工夫しています。

御質問の4点目、令和7年になると複式学級が2校増え5校になることについてでございますが、これは、あくまで令和3年5月1日現在の子供の数を基に、現行の県が定める学級編制基準で算定したものでございます。山県市の子供の数は、現在の小学生においてはどの学年も200人程度で、2歳から5歳の子供の数はそれぞれ150人程度、ゼロ歳児、1歳児は100人前後と少子化の傾向は事実であり、学校規模の適正化は喫緊の課題と捉えております。

教育委員会といたしましては、2月に第1回適正規模等検討委員会を開催し、山県市立小学校及び中学校の適正な規模等の在り方について及び21世紀をたくましく生きる子供たちの教育の実現についてを委員会に諮問したところです。

今後、適正規模検討委員会の議論を重ね、委員会の答申を受けた後に、山県市教育委員会の適正規模推進計画を示すことになると考えております。

御質問の5点目の学校運営協議会の活動として特筆すべき活動についてでございますが、山県市内12校につきましては、全てコミュニティスクールとして教育委員会が指定し、各学校に学校運営協議会を設置しております。学校運営協議会を設置する学校の中には、専門部会を設置し、保護者や地域のニーズに応じた多様で機動的な活動を直接学校経営に取り入れております。

高富中学校の専門部会では、地域の方が講師となり、職業講話の授業を行い、生徒が職業について学ぶ場を企画運営しています。また、美山小学校では、学習部会、安全安心部会、子育て支援部会を設置し、読み聞かせ活動や危険箇所の点検、家庭教育学級への直接的なサポート体制を築いております。さらに学校が小規模化していくことを見込んで、伊自良地区では、小中学校が合同の学校運営協議会を組織し、小中一貫した地域ぐるみの教育を志向しております。こうした地域の実情に応じた仕組みや取組そのものが特筆していると捉えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 子育て支援課長、学校教育課長からの答弁をいただき、それぞれの保育園や小学校、中学校が家庭と地域とで一緒になって考え、保護者や子供が安心して生活、勉強ができるよう、いろいろな取組をしていただいていると感じます。コロナ禍もあり、難しい時期ではありますが、今後もこの交流、そして取組を途切れることなく実施していただきたいと思いますので、子育て支援課、学校教育課の皆さんの御尽力を今後ともよろしくお願いいたします。

さて、保護者の皆さんが山県市で子育てをしたい、ここで生活したいと思っていただくことも大事ですが、子供たちもふるさとである山県市を愛し、このふるさとで生活をしたいと思える環境も大事なのではないかと考えます。

山県市における特産品は利平栗や桑の木豆、連柿、ニンニクなどがあります。現在これらを活用し、令和3年度においては、特産品を活用した新商品開発及びPR事業が進んでおり、新たな山県市ブランドも期待されるところであります。

また、山県市のホームページにて、恋人の聖地チャンネルが開設され、恋人の聖地選定員の假屋崎省吾さんに、市長が自慢の特産品をプレゼンする「おらが町の名物GP！」の動画が配信されていますが、これも子供たちにとって誇れる特産品の1つを知るいい機会だと思います。歴史、史跡、遺跡や観光スポットに関しては、桔梗塚や発掘調査が進む大桑城跡、プロポーズにふさわしいロマンチックな観光スポットとして恋人の聖地に認定されている伊自良湖なども魅力あふれる山県市の1つだと感じています。

また、地元企業で働く皆さんは価値ある仕事をしております。地元企業や水栓バルブなどの産業について正しい知識を持ち、地元に着や誇りを持つことにより、高校や大学などで市外に出てしまったとしても、地元で働きたい、地元に戻りたいと思っただけのことこそが子供たちの未来が明るいものとなり、地域活性化にもつながるのではないのでしょうか。

そこで、市長にお伺いをいたします。子供たちの未来のため、将来に向けた魅力あるまちづくり、地元となる山県市に愛着や誇りを持てるまちづくりに向け、日々取り組んでいただいておりますが、山県市に住む子供たちへの将来に向けたビジョンについてのお考えを市長にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（古川雅一君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、山県市は、豊かな自然や歴史、文化に恵まれ、南部では県都岐阜市に隣接した都市機能も有したまちで、特産品や地域産業など誇れる魅力も数多く存在しております。子供たちが将来にわたって住み続けたいと思えるまちにしていくには、誰もが生涯を通じて、安心して夢や希望のある暮らしが送れるよう、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現を目指す、調和の取れた総合的なまちの発展を目指すことが大変重要であると考えております。

そのほかにも、地域の魅力を磨き上げ、そうしたことによりまして、郷土愛ですとかシビックプライドを醸成し、市民行政が一体となってその魅力を内外に発信し、認知度を高めていくことも必要でございます。

また、一人一人の個性が尊重され、それぞれの仕事や役割、目的を果たし、誰もが健康で、子供を産み育てることに希望を感じて、そして、安心して子育てができる環境を整備することにより、次代を担う子供たちが心豊かで成長できる社会をつくってまいりたいと考えております。

これらを実現するためには、市の総合計画に掲げておりますそれぞれの施策、特に重点的な施策につきまして積極的に、今後におきましても推進することによりまして、山県市の魅力、活性化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（古川雅一君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 積極的に推進をしていただけたらと、市長より答弁をいただきました。子育て支援日本一を目指す市長の方針こそが子供たちの未来を明るくしていくものだと感じています。今後も市長のリーダーシップを中心として、全庁挙げて取り組んでいただき、子供たちの笑顔を守っていただき、明るい未来となる山県市をつくっていただくよう、今後ともよろしくお願ひをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

バスの活性化について、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

山県バスターミナルが運用開始され、1便当たりの利用人数を前回の定例会一般質問

にて確認させていただきました。私といたしましては、さらに利用が増えることこそが山県市の活性化につながっていくものだと考えています。

自主運行バスの時刻表を確認すると、神崎山県バスターミナル線、葛原線、乾線のバスが、ほぼ同時刻に走っている箇所があります。神崎山県バスターミナル線と葛原線は、谷合バス停から近い時間帯をそれぞれ走っています。また、葛原線と乾線は岩佐地内においては同時刻を走るようになっていきます。同じ時間体に一緒に走るのではなく、時間をずらすことにより、より利用が増えるのではないのでしょうか。

また、市民にとって便利であり、利用したいという形こそが必要であり、これが公共交通の活性化につながっていくのではないかと思います。例えば、仕事を探す上で、ハローワーク岐阜に向かうためにバスを利用した際、岐阜市内にて乗り換えなければ最寄りのバス停にたどり着けず、非常に不便であると思います。また、山県市には温泉がありません。気軽に温泉療養ができれば健康増進にもつながっていくのではないのでしょうか。

この2点については、岐阜乗合自動車さんのほうに要請しなければ実現しない路線となりますが、例えば山県バスターミナルから関市役所を結ぶ便、山県バスターミナルから武芸川温泉を結ぶ便、また、美山支所の新庁舎が令和5年中に供用開始となりますので、それに合わせて、美山支所から関市役所を結ぶ便や、美山支所と武芸川温泉を結ぶ便、これらの路線が開通すれば、市民にとっては、関市役所で降りるとハローワーク関まで徒歩5分であり、求職活動がしやすくなると思います。また武芸川温泉での温泉療養で健康増進にもつながるのではないのでしょうか。これにより、自主運行バスの利用についても相乗効果が出て、活性化につながっていくと考えます。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。1点目、将来、自主運行バスのダイヤ改正を行う予定はあるかどうか。また、その際に、神崎山県バスターミナル線、葛原線、乾線の時間帯をずらすことを検討いただけるかどうか。2点目、市民の皆さんが利用しやすくなるであろう山県バスターミナルから武芸川温泉や関市役所へ、美山支所から武芸川温泉や関市役所へ向かう路線を新規に岐阜乗合自動車さんのほうに働きかけることについてのお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○副議長（古川雅一君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、自主運行バスのダイヤ改正についてお答えします。

まず、実情に合わせた神崎山県バスターミナル線などのダイヤ改正をする必要はある

と考えておりますが、谷合バス停から岩佐地区での通行時間帯を分散させる目的でのダイヤ改正は考えておりません。

昨年6月の路線再編でのダイヤ設定において、神崎山県バスターミナル線、デマンドの葛原線、乾線では、利便性を考慮して、第1便が9時半にはバスターミナルに到着できるように、塩後8時40分発とし、その後2時間置きに片道4便を設定しています。そのため、これらの路線のうち、谷合バス停から岩佐地区の区間においては、地理的条件もあり、結果的に3つの路線が同一時間帯を走行しているというものです。これをこの区間での通行時間帯をずらすため、例えば葛原線の始発第1便を1時間ほど遅らせると、今度は葛原地区の方々にとって始発が遅くなることで利便性が低下してしまうおそれがあります。このため、御質問の谷合バス停から岩佐地区の区間におけるこれらの路線の通行時間帯をずらす目的でのダイヤ改正は考えていないというものです。

御質問の2点目、山県バスターミナルなどから関市内をつなぐ路線ですが、まず、現時点ではそのような考えはございません。

山県市の公共交通網は、山県バスターミナルを介して市内各所と中心市街地や他の市内各所、さらには市外とを結ぶネットワークを形成しております。この中で、市外とを結ぶネットワークについては、山県バスターミナルなどの市中心部から需要や関係性が高いJR岐阜駅や岐阜大学病院など岐阜市方面を主軸として構築されております。そのため、山県市として山県バスターミナルや美山支所から武芸川温泉や関市内へ向かう路線の新設は考えておりません。

一方で、広域的な人の交流や広域連携という観点から、近隣市町との交通ネットワーク構築は重要であると考えられるため、今後、近隣市町との情報交換に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 公共交通は、超高齢社会に向かう中、非常に重要となると考えています。近隣市町との交通ネットワーク構築のための情報交換に努めていただけるとのこと、今後ともいい方向、いい形となるよう提案もさせていただきたいと考えていますので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、先ほども自主運行バスについて、市民の皆さんが利用しやすい環境となれば、さらに利用増につながるのではないかとお話をさせていただいたわけですが、葛原線や乾線においては、利用登録し、予約が必要となります。利用登録者が増えることこそが公共交通の活性化に密接につながっていくのではないかと考えます。利用者が増えるこ

とは非常にいいことではあるのですが、今度は逆に増え過ぎた場合、予約の電話をしたところ満員で乗車できなかった、神崎山県バスターミナル線の場合、予約不要なため、乗車定員が超えてしまい、乗車できず、家に帰れない事態が発生することも予想されます。

そこで、再質問を理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。1点目、現在利用登録者が何名いるのか、2点目、今後、利用促進による効果が出て、乗車できない事態が発生した場合の対処は何か考えているのか、理事兼まちづくり・企業支援課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○副議長（古川雅一君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 暫時休憩をお願いします。

○副議長（古川雅一君） 暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時36分再開

○副議長（古川雅一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

御質問の利用登録者が何名いるかについてですが、令和4年1月末時点で394名の利用登録をいただいております。

また、今後乗車できない事態が発生した場合の対処についてですが、現時点で増便などによる対応策を検討しているわけではございません。この理由といたしましては、昨年6月の路線再編に向けた準備段階において、実績などから利用状況を推測した上で、車両サイズやダイヤ編成を検討しており、実際にこれまでの利用状況においても、満員で乗車できなかった状況が発生していないためです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後の利用促進などによって、これまでよりも公共交通の御利用が増加するなど状況に変化が生じることがないとも言えません。今後も運行状況や御利用状況などの推移を見た上で検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○副議長（古川雅一君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 市民が気軽に利用しやすく、利便性が整い、有効活用していただけるように、今後もまちづくり・企業支援課の皆さんには御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、3点目の質問に入ります。

鳥獣害対策と里山保全の活用について、農林畜産課長にお伺いをいたします。

岐阜県において、野生鳥獣による農作物被害額は、令和元年度において2億423万円であり、うち主要3獣種であるイノシシが8,129万円、ニホンザルが4,229万円、ニホンジカが3,061万円と全体の75%を占めている状況で、ここ数年は減少傾向にありますが、相当の額となっています。

山県市においては、鳥獣被害防止計画を作成しており、それに基づき対策を講じ、進めていただいているところと思います。しかし、国道を自家用車で走っていると、道路脇にてニホンザルの親子がひなたぼっこをしている姿など、民家に野生鳥獣が下りてきている現状があります。

私自身も、令和2年第4回定例会の一般質問において、鳥獣害対策について質問させていただいて以降、有効な対策はないかと先進事例を調べておりますが、永続的に有効となる対策が見つからず、苦慮しているところです。

そこで発想を転換し、里山を保全することにより、鳥獣害の被害軽減を図る方法が有効なのではないかと考えます。鳥獣の食糧を里山の中で確保するため、広葉樹を植える、針広混交林の推進、農地や宅地と山との境界に緩衝地帯を設ける方法、時間はかかると思いますが、里山の中にて鳥獣が生活できる環境を整えることにより、農作物の被害が減少していくのではないのでしょうか。

そこで、農林畜産課長にお伺いをいたします。1点目、令和2年第4回定例会において、農林畜産課長より、効果的なものが見つければぜひ取り入れていきたいと答弁をいただきましたが、その後、効果的な手法は見つかったかどうか、2点目、鳥獣の餌となる実をつける広葉樹を植林していく針広混交林や、農地や宅地と山との境界に緩衝地帯を設けていく里山保全により鳥獣の被害減少につながっていくのではないかと思います。農林畜産課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○副議長（古川雅一君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、鳥獣害対策について効果的な手法が見つかったかについてですが、近隣市に話を伺ったりしてきましたが、現時点においては、効果的な手法は見つかっておりません。

御質問の2点目、針広混交林にしていくことや、緩衝地帯を設けていく里山保全により鳥獣被害の減少につながるのではないかについてですが、針広混交林化は、人工林のうち生育が不良で木材利用に適さない森林については、災害に強い健全な森林を次世代

に引き継ぐ観点からも必要と考えます。また、この施業は、間伐を繰り返しながら針葉樹林を針広混交林へ誘導する手法ですので、長期にわたって取り組んでいく必要があると考えております。

緩衝地帯を設けていく里山保全については、里山林整備事業として、緩衝地帯、いわゆるバッファゾーンを設置し、人間の居住区と森林とを分け、動物からの侵入を防ぐ目的として実施しています。過去3年間の実績として、令和元年度では7か所、令和2年度は2か所、今年度は5か所、合計14.7ヘクタールを実施しています。また、並行して、鳥獣柵を設置して農作物への被害を減少させており、一定の成果は出ていると考えています。

議員御発言のとおり、鳥獣対策の有効的な対策を見つけつつ、現在取り組んでおります緩衝地帯や鳥獣柵の設置を引き続き実施し、鳥獣害対策に努めてまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 緩衝地帯や鳥獣柵の設置により農作物の被害を減少させる効果が一定程度あったとのこと、この範囲が少しずつ広がっていくことができれば、より大きな被害減少につながっていくと思います。農林畜産課の皆さんにおかれましては、今後も御尽力のほどをよろしくお願いいたします。

滋賀県木之本町においては、人と野生生物とを隔てる緩衝地帯に家畜を放牧し、植生管理及び野生動物の侵入防止を図る対策を講じたところ、獣害が著しく減少し始めたとのことです。集落住民にアンケートを取った結果、97%から獣害が減ったとの回答があり、放牧した牛の健康状態についても異常はなく、低コストで家畜の育成も実現したとのことです。

また、針広混交林にしていくことは、将来の管理費削減や災害に強い森、生物多様性の豊かな森にもつながり、メリットも大きいのではないかと感じています。

そこで、農林畜産課長に再質問をさせていただき、私からの質問を終わります。里山による針広混交林や人と野生生物とを隔てる緩衝地帯の効果や手法を広く市民に周知していただきたいと思いますが、農林畜産課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○副議長（古川雅一君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、緩衝地帯を設けた場合の効果や針広混交林のメリットは、私ど

もも承知しております。現在、緩衝地帯の実施については、自治会主体で要望をいただき、予算の範囲内でできるだけ多くの箇所を実施させていただいているところです。

今後におきましても、鳥獣害対策について、継続的に事業を実施していきますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 郷 明夫君。

○7 番（郷 明夫君） 副議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、以下、沿道の山林整備による環境保全について質問してまいります。

岐阜県では、恵まれた森林、河川などの自然環境の保全、再生に向けた取組を確実に進めるため、平成24年度に、清流の国ぎふ森林・環境税を導入して、各種の事業を推進してきています。平成24年度から平成28年度までの第1期、平成29年度から令和3年度までの第2期の終了後につきましては、引き続き令和4年度から令和8年度に至る期間を第3期として、事業期間が延長されたところです。

ところで、ぎふ森林・環境基金事業は大きく5つの事業から構成されています。1つは、100年先の森林づくり、2つ目は、野生鳥獣保護管理推進事業や里山、里川における生態系保全事業などを含む自然生態系の保全と再生、3つ目に、木質バイオマス利用施設整備導入促進事業や小水力発電事業を含む豊かな森林、水を生かした環境にやさしい社会づくり、4つ目が、学校などの公共施設などにおける木利用の内装化や木工製品導入事業などを含む人づくり、仕組みづくり、最後の5つ目に、市町村提案事業などによる地域ニーズに基づいた提案事業が挙げられています。

中でも、1つ目の100年先の森林づくりは、最大の支出額となっております。1番目に挙げられる環境保全林整備事業で、市町村、森林組合、林業事業体などが進める間伐、除伐、更新伐などの作業を行うもので、県から10分の10の補助をするものとなっております。

2番目の公有林化支援事業は、水源涵養の森林で荒廃したものや、そのおそれのあるもので、早急な公的管理が必要な森林を県、市町村による公有林化を図るものでございます。

3番目の里山林整備事業は、野生鳥獣による被害の軽減、異常気象時などの被害による倒木の防止など、地域住民の生活環境保全を図るため、身近な里山林の樹木の整備、管理をするものとなっております。また、山林へ進入する竹林の除去、修景等の環境保全、不用木の除去などの事業も含まれております。また、バッファゾーン整備、危険木の

除去、放置竹林の整備など生活保全林の整備とともに、森林地以外の危険木の除去もこの里山林整備事業で実施できるものとなっております。

4番目の事業は、観光景観林整備事業で、市町村が観光振興上重要であると認める森林を対象に、愛称がつけられた観光道路沿いなどから眺望でき、景観形成上の価値が高い森林を観光景観林として、不用木の除去、間伐、林内整備を行い、伐採木の搬出を行う事業となっております。なお、その整備計画については、県で審査を受け、観光景観林が事業採択できる必要がある事業とされています。

さて、山縣市における県の森林環境税を活用した事業として、里山林整備事業による住宅団地周辺の森林で景観林として伐採を行った箇所も増加しております。また、市道沿いや住宅背後の森林における伐採を行った事業や景観保全事業による地域の財産区有の山林での間伐事業など、既に多くの森林環境税による事業などの実績を積み重ねているところです。

しかしながら、2021年の3月議会でも私が一般質問しました美山円原地区における異常気象による風倒木が残置している状況や、市道沿いの里山林で伐採が必要な箇所が散在していることなどを考慮しますと、今後も森林環境税の事業をさらに強力に継続していかなければならないと私は考えています。

ところで、森林環境税で最近目立つ事業として、主要な幹線道路沿いの森林を10メートルから30メートルほどの幅で伐採する事業が、関市洞戸・板取地内の国道256、アジサイ街道でございますが、それ沿いや、郡上市那比地内の国道256号沿い、国道472号、通称せせらぎ街道でございますが、その沿線で、大規模な、延長500メートルほどの長い区間にわたって伐採が行われていることでございます。どのような森林環境税のタイプの事業でこの事業が行われているのかについては、私は未調査ですが、森林環境税の観光景観林整備事業ではないかと推測したところです。

この事業は、台風などの異常気象時に、沿線の森林の風倒木による電力線、電話通信線の破断事故が数多く発生する山縣市にとって、ぜひ県に採択され、事業の早期実施を望むところでございます。

実際、山縣市では、平成30年7月の豪雨、また9月の台風などにより、美山地区は国道418号で、風倒木により電力線、電話線などの電線が切れるなどの事故が佐野地区、葛原地区で頻発し、県道でも柿野谷合線、岐阜美山線などで電線破断事故が発生したところです。このような電力通信線が不通となった期間は、長いところで1週間以上続いたところもございます。また、山縣市のように、豪雪時に起こる積雪の重みによる山林の木々が垂れ下がり、断線することも十分考えられるところです。山縣市の山間部では生

活道路ともなっている国県道が1本しかない地域も多く、道路整備の予算もかつてのように多くを望めない現状では、沿線沿いの道路の防災事業と森林環境税などによる沿道の森林伐採事業は、地域の住民にとって最大の関心事と考えられます。

そこで、農林畜産課長に、以下の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、国道256、関市洞戸・板取地区、国道256、郡上市那比地区、国道472号、せせらぎ街道ですが、そこで行われている大規模伐採事業はどのような内容の事業であるのかについてお尋ねをいたします。

2点目は、山州市の国道418号などでの事業採択の見通しについてはどのようなものでしょうか。

3点目に、今後の事業の進め方はどのようにされるのでしょうか。

以上、最初の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（古川雅一君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、国道256号関市洞戸・板取地区、国道256号郡上市那比地区、国道472号せせらぎ街道で行われている大規模伐採事業はどのような内容の事業であるのかについてお答えします。

国道256号関市洞戸・板取地区及び、郡上市那比地区で行われている事業は、岐阜県危機管理部防災課で行っているライフライン保全対策事業費補助金を活用されております。この事業は、県と電力事業者が、大規模災害時における相互連携に関する協定を締結し、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、関係市町村と連携して行うものです。負担割合は市町村4分の1、県4分の1、電力事業者4分の2で、実施主体は市町村です。

また、国道472号せせらぎ街道で行われている事業は、清流の国ぎふ森林・環境税を財源とした観光景観林整備事業にて行われております。

事業目的といたしまして、観光道路等から眺望ができ、景観形成上の価値が高く、外からの呼び込みによる地域活性化等に資することができる森林を観光景観林として位置づけ、市町村による適切な森林整備、保全を促進することを目的としています。

事業内容は、不用木の除去、景観形成のための植栽などです。

御質問の2点目、山州市の国道418号等での事業採択の見通しについては、清流の国ぎふ森林・環境税を活用して防災を目的に森林伐採を行う施策としては、里山林整備事業がございます。

この事業は、気象害による倒木の防止など地域住民の生活環境の保全を図るため、里

山林や住民に身近な樹木の整備、管理を支援するもので、保全対象として、公共施設、住宅など人命に関わる可能性がある樹木の伐採を補助対象としているものです。補助率は必要経費積上げ方式で、実質的に全額補助となります。

地元自治会等から森林整備の要望があり、保全対象の民家等があること、森林所有者の同意など採択要件が整うことができれば、保全対象に民家等がある範囲に限られますが、事業採択は不可能でないと考えます。

御質問の3点目、今後の事業の進め方については、市内各所で危険木の除去の要望は多くありますので、緊急性、危険度の高い箇所を優先することになりますが、できる限り採択されるよう、県へ要望をしてみたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再質問をいたします。

沿道沿いの山林の木々を大規模に伐採する事業に2種類があり、そのうちの1つが県危機管理部防災課と中部電力の協定に基づくライフライン保全対策事業であり、もう一つが、森林環境税による観光景観林整備事業であることが分かりました。

国道256の関市洞戸・板取地区及び国道256の郡上市那比地区が、前者のライフライン保全対策事業費補助金により事業が行われ、国道472号せせらぎ街道は、森林環境税に基づく観光景観林整備事業による大規模な沿道の森林伐採による山林整備とのことでした。

また、公共施設の周辺的生活環境保全のためには、里山林の伐採ができる里山林整備事業で整備するとの回答でした。

先ほども説明いたしましたが、平成30年の7月豪雨、また台風では、民家から離れた森林の倒木により、国道418号や県道岐阜山線などで電力・電話線が破断する事故が頻発したところです。したがって、民家から離れたこれらの事故を防ぐには、沿道沿いの森林を大規模に伐採できるライフライン保全対策事業や観光景観林整備事業の採択が不可欠と思います。

そこで、1点目、防災を担当する総務課長に、ライフライン保全対策事業費補助金の事業内容をお聞きし、本市での418号などでの事業採択の見通しについて再質問をいたします。

2点目、農林畜産課長には、観光景観林整備事業の事業採択見込みについて再質問をいたします。

○副議長（古川雅一君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

防災関連のライフライン保全対策事業費補助金の内容につきましては、先ほど農林畜産課長が申しあげましたように、県と電力事業者が大規模災害時における相互連携に関する協定を締結し、関係市町村と連携して行うものでございまして、負担割合は市町村が4分の1、県4分の1、電力会社4分の2で、実施主体は市町村で行う事業でございまして、山県市でも平成29年度に事業者から提案があり、場所まで選定し、検討いたしましたが、所有者が不明であったり、伐採に対する同意が得られない等の理由で実施しておりません。

国道418号での採択につきましては、第3期ライフライン保全対策事業として、令和4年度から令和6年度までの事業がございしますが、申請期間は終了しており、山県市は事業の実施を予定しておりません。また、現在、補助金の要望金額が県の予算額を大幅に上回っており、追加の採択は困難であると思われまます。

今後は第4期ライフライン保全対策事業が実施された場合に向け、電力事業者と協力し、過去の倒木による停電箇所の調査、孤立集落、重要施設等を優先した対策が行えるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 再質問の観光景観林整備事業の事業採択見込みについてお答えします。

観光景観林整備の事業目的は、観光資源として期待できる森林の景観を形成するために適切な森林整備、保全を促進することすることを目的としています。対象森林は、観光道路として、自治体、または観光協会等において通称名がつけられること等、諸条件を全て満たす森林となり、事業内容は不用木の除去、景観形成のための植栽などです。

この事業は、沿道沿いの電力線、電話線の破断事故を防止するための森林伐採を目的とする事業内容ではないため、事業採択は難しいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再々質問をさせていただきます。

先ほど総務課長の答弁で、平成29年度に電力事業者からライフライン保全対策事業について、事業実施の提案があったとお聞きしました。市として、施工場所を選定し、事業実施を検討したが、山林所有者が不明であったこと、伐採に対する地権者同意が得られなかったということからライフライン保全対策事業を断念したとの答弁でした。

また、令和4年度から令和6年度の事業採択についても、申請期間が終了しているか

ら、その期間についての事業実施は予定していないとのことでした。

先ほどの繰り返しになりますけれども、平成30年の豪雨及び台風では、1週間以上も電力線、電話線が途絶した北山地区など大変な状況でございました。また、市の浄水施設も被害を被ったところですよ。少なくとも、山林地権者が分かっている範囲、また、同意が得られる箇所からでも、せめてこのライフライン対策事業の採択を早急にできるように準備し、早急に採択をして事業を行っていただく必要があると私は考えますが、これらについて早急な対応を目指すべきではないかということについて、市長に再々質問として、これに対する考えをお聞きいたします。

○副議長（古川雅一君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

ライフラインの保全対策事業の採択を早急に目指すべきではないかという御質問でございますが、先ほど総務課長から御説明申し上げましたけれども、具体的には、3期はもう申請が終了しておるということでございましたが、第4期のこうしたライフラインの保全対策事業が実施された場合、またそういった観点からも準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（古川雅一君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で14時25分から再開いたします。

午後2時08分休憩

午後2時25分再開

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位7番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 今議会より会派名を変更し、立憲民主といたしましたので、まずは御報告申し上げます。

さて、議長の許可を得ましたので、通告のとおり1件、インボイス制度について質問を行います。

令和元年10月の消費増税とともに、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率を正確かつ明朝に対応するため、令和5年10月からは、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることから、昨年より、インボイス発行事業者の登録申請が始まっております。

インボイス制度は、売手側である消費税課税事業者が取引内容や消費税額など、所定の要件が記載された請求書であるインボイスを保存することによって、買手側が仕入れ税額の控除を受ける仕組みとなっておりますが、インボイス制度導入によって、課税売上額が1,000万円以下の小規模免税事業者は、課税事業者登録をしない限り、インボイスを発行できないこととなります。

また、このインボイス制度は、事業者への負担配慮として、消費税10%への増税時から4年間の準備期間が設けられ、インボイス制度が始まる令和5年10月からの3年間は80%控除可能、その後、3年間は50%控除可能と、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置が設けられているほか、国の補助金、生産性革命推進事業として、IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）、持続化補助金、インボイス枠があります。

そこで、山口市における中小企業、小規模事業者への影響について、理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

御質問の市における中小企業、小規模企業者への影響についてお答えいたします。

インボイス制度導入後の事業者などにおける消費税計算や消費税の申告納税への影響については、取引における立場や取引形態などにより様々なケースが考えられます。中小企業者、小規模企業者には限りませんが、中でも免税事業者に与える影響が大きいものと一般的には考えられます。現時点で、免税事業者である者がインボイス制度導入後も引き続いて免税事業者である場合、例えば納品先との取引停止、価格の引下げなどが想定されています。価格引下げの要因の1つとなりかねないのは、これまで価格に含めなければならなかった消費税相当額分があるためと考えられます。同様に、例えば工事現場などで下請として働く、いわゆる一人親方である方、発注元から作業や加工の一定範囲ごとに業務を受けて対価を得る業態や、フリーランスとして働く個人事業主の方々の手取額が減ることにつながりかねず、これについても大きな影響があると推測されます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再質問に移ります。

日本における総人口に占める高齢者人口の割合の推移を見てみますと、昭和25年、1950年の4.9%以降、一貫して上昇が続いており、1985年には10%、2005年には20%を超え、2021年には75歳以上が15%、65歳から74歳が14.1%の29.1%となっております。世界各

国とも上昇傾向が続いている中で、この日本の高齢者人口の割合は世界で最高であり、ちなみに2位はイタリアの23.6%、3位はポルトガルの23.1%、4位はフィンランドの23.0%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、この割合は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳以上となる2040年には35.3%になると見込まれております。

さて、消費税が初めて導入された30年ほど前、日本は、昭和25年、1950年のシャウプ勧告に基づく税制改革以降の所得税中心の税体系となっており、基礎控除額を引き下げて負担の軽減を図ると同時に、その減税分を高額所得者に対する富裕税として課税、また、ぜいたく品に対して税金をかける物品税など、特定の物品やサービスに課税する個別間接税制度が中心となっておりました。

しかし、日本は、1950年以降の高齢者人口の上昇、すなわち高齢化により、年金、医療、福祉のための財源確保が喫緊の課題となっており、また、それまでの税体系に対する現役世代の重税感や不公平感が高まったことや、日本の経済、社会が著しく変化したことによる所得水準の上昇や価値観の多様化により、消費税の対象が物からサービスに変化したことによる個別間接税制度に対する負担の不均等などの課題に直面し、税制を高齢者にも全てに広く係る間接税の導入が必要となり、平成元年4月1日、消費全体に広く薄く負担を求める消費税が導入されました。

その後、平成9年には少子社会となり、消費税は、平成9年4月1日には5%へ、平成26年4月1日には8%へ、令和元年10月1日には、標準税率10%、軽減税率8%へと3度の引上げが行われました。それに伴って導入されるのがインボイス制度であります。インボイス制度には、付加価値が発生した時点で消費税は払うものであるという観点から、税のゆがみを直すという点があります。しかし、実情、免税事業者との取引が、課税事業者にとって仕入れ税額控除ができず、不利益を被るため取引から除外するおそれがあります。

また、全国的には個人事業主として働くシルバー人材センターの会員、すなわちシルバー人材センターの運営にも影響が懸念されております。シルバー人材センターは、高齢者などの雇用の安定などに関する法律に基づき設立された公的団体であり、高齢者の生きがいであるとともに、地域社会の活性化にもつながっております。

消費税は当初、福祉に充てるために導入されたものであり、現在の消費税率では、標準税率10%のうち2.2%が地方消費税に充てられております。そのうち、山縣市では、市町村配布分で振り分けられた合計5億4,800万円のうち、一般財源分2億4,909万円を引いた2億9,800万円が社会保障財源化分として、障がい者福祉事業、老人福祉事業、児童

福祉事業、母子福祉事業、生活保護扶助事業などの社会福祉、また、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業などの社会保険、予防接種、健康増進事業、母子保健事業などの保健衛生に使われております。

そこで再質問を行います。

1点目、課税売上高1,000万円以下の免税事業者が取引から排除されるおそれがあることに対して、どのように対応するお考えでしょうか。対案について御答弁を願います。

2点目、1,000万円以下の免税事業者について、課税事業者になるための丁寧な周知が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、高齢者の生きがいの場でもあり、すなわち介護費、医療費の削減にもつながるだろうシルバー人材センターの安定的な運営への対策について、いかがお考えでしょうか。

以上3点、1点目、2点目を理事兼まちづくり・企業支援課長へ、3点目を福祉課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、免税事業者が取引から排除される懸念への対策についてお答えします。

まず、山県市内の納税義務がある法人だけでも、令和2年度でおおよそ754者、また、直近の平成28年経済センサスでは、市内の全事業所数は1,353者でした。これ以外にも、いわゆるフリーランスの方などがあり、これらの方々の多くは現状で免税事業者であると推察されます。これらを含む方々への対応について、まずは、山県市商工会と連携し、会員事業者をはじめ、市内事業者などへの対応を図ってまいりたいと考えております。さらに、市内などの事業者に向けて発信しているやまがたお役立ちメールマガジンなどを活用し、事業に役立つ情報提供に努めてまいります。

一方、国においては、インボイス制度導入をきっかけとした取引における不当な要求などの懸念がある場合の相談窓口が設けられております。

御質問の2点目、免税事業者に向けた丁寧な周知についてですが、免税事業者のみを対象として、課税事業者になるための丁寧な周知としての取組は考えておりません。

いずれにせよ、議員御指摘の点は、山県市内の商業活動を基にしたまちの活力向上において重要であると考えられるため、今後も国の出先機関などが実施するインボイス制度の説明会、相談窓口開設などの情報収集とともに、まちづくり・企業支援課においては市内事業などへの支援に努めてまいります。

以上で答弁といたします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問の3点目についてお答えいたします。

シルバー人材センターの運営対策につきましては、山口市シルバー人材センターに確認いたしましたところ、インボイス制度について数年前から検討がされており、運営への影響を及ぼさないよう対策が講じられているとお聞きしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再々質問へ入ります。

消費税は、諸外国では付加価値税に相当しますが、OECD加盟国では、アメリカを除く全てで国税として導入し、EU加盟国においては、標準税率を15%にすることが義務づけられております。

インボイス制度の影響は、事業者によっても様々で、バス、または鉄道などの公共交通機関、また、自動販売機、自動サービス、また、卸売市場特例、農協特例など交付義務の免除による例外や、子供向け学習室、理容室、医療機関などの100%個人消費向けの事業者、また、駐車場貸しを除くアパート、大家さんなどの100%非課税取引の事業者、また、宅建業者、質店、中古自動車店などの影響を大幅に緩和できる事業者など、インボイス制度の影響の小さい事業者もあれば、逆に、会社の接待で使われる飲食店や個人タクシー、フリーランスのデザイナーやプログラマー、一人親方など、インボイス制度の影響の大きい事業者もあります。

全国的にもインボイス制度の延期や中止、また、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置の実施を求める意見書や請願書、一般質問などが自治体議員から出ている現状であり、対案を望みますが、今議会では、最後に1点だけ再々質問の際に、まちづくり・企業支援課長より答弁漏れがありましたので、1点目の、課税売上高1,000万円以下の免税事業者が取引から排除されるおそれがあることに対するお考え、対案について再度お尋ねして質問を終了したいと思います。理事兼まちづくり・企業支援課長へ御答弁を求めます。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時44分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 再々質問にお答えいたします。

答弁に不足があったところ、申し訳ありません。再度答弁させていただきます。

先ほど、取引から排除される懸念があるものに対するの対案ということでございますけれども、これらの懸念がされる方々への対応について、やはり山県市の商工会と連携して、会員企業をはじめ、市内の事業者さんに丁寧な対応を努めてまいりたいというふうに考えております。

また、我々からも紹介するんですけれども、国においてインボイス制度をきっかけとした取引における不当な要求などの懸念がある場合、こういったものに対しても相談窓口が設けられているということですので、こういったお話が聞こえ次第、我々、あるいは商工会のほうからもこういったところへの案内を速やかに努めて、不利益が生じる前に対応していきたいというふうに考えております。今後とも、我々、市内事業者などへの支援に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位 8 番 寺町祥江君。

○3 番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を 1 件行わせていただきます。

山県市教育ビジョン2020についてお尋ねをいたします。

2020年度から2024年度の5か年計画、第2次山県市教育振興基本計画、未来に挑む山県市教育ビジョン2020が示されてから2年が過ぎようとしています。この5か年計画、ビジョンでは、長年学校が抱え続ける課題解決と、10年先から今を見た教育の役割への2点にアプローチを定め、違いを認め、それぞれが努力し、当たり前前に支え合える人、自分の頭で考え、多様な人と協働し、新たな価値をデザインできる人という具体像を描き、対話、感性、科学的思考・芸術、自己実現、哲学、世界的視野の6つを観点として教育課程を編成されています。現在、目指す児童・生徒像に向け、施策の推進に御尽力いただいている最中と存じます。

過去の議会質問での御答弁や、令和3年8月に出されました令和2年度事務事業の点検評価結果報告書では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により取組が計画どおりに進まなかった評価も記されていますが、学校教育の現場では、ダヴィンチルームの設置など新たな取組が着実に進められている様子も見受けられます。

関係者の皆様に、子供たちの安全を守りながら、大変御尽力をいただいている中では

ございますが、この2年間の取組の進捗と課題について、学校教育課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

山県市教育ビジョン2020の進捗についてでございますが、令和2年度より、第2次山県市教育ビジョン2020を掲げ、その実現を進めておりますが、想定外の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、全46事業の進捗状況が十分ではないものもあることは否めません。

本年度の教育委員会点検評価委員会において、46の事業中22の事業について、順調に達成している、またはおおむね順調に達成していると評価をいただきました。特に1人1台タブレット端末パソコンが早期に導入され利用できることになった、それから、小学校の図画工作や書写の授業で専門性の高い教員による教科担任制を取り入れ、質の高い授業が実施されたこと、小規模校において他校との合同授業を実施することで学力やコミュニケーション能力の向上を図るようにしていることに高評価を得ております。

また、小規模小学校がオンラインを活用した3校合同の英語の授業の実施や総合的な学習の時間を使った交流授業などを延べ19回実施しております。多様な考えを知ったり、活動の違いを見たりすることで、自分の学習を見詰め直すことができたようです。

中学校においては、山県市合同部活動を設置することで、市内の全中学生が好きな部活で活動し、自信や自己実現の機会を確保したことも高評価を得ております。令和3年度は10種目で合同部活を実施しております。

さらに、現在、児童・生徒が学年関係なく、対等な関係性の中で意見交流をし合える教室ダヴィンチルームの整備を進めております。本年度、小学校3校に設置しましたが、そこでは活発な意見交流が生まれ、新たなアイデアが生み出されるなど、児童の意欲的な姿が成果として報告されております。また、子供からは、テーブルが円いので意見が出しやすい、教え合いがしやすい、ノートに書いたものやタブレットを使って作ったものが共有しやすいなどの感想があり、令和4年度には全小中学校に配置する計画で進めております。

一方で、本年度の点検評価委員会で御指導いただいた課題として、小規模化が進む中で、山県市が独自に持っているスクールバスを活用して、児童・生徒が教室を飛び出して他校へ出向いて学習したり、地域の教育資源を教育センターや山県市図書館などに集約して、児童・生徒が活用しやすくしたりするとよいなどの御意見をいただきました。

教育委員会といたしましては、これまでの進捗状況を的確に捉え、山県市教育ビジョ

ン2020の年度ごとの目標設定をしながら、確かな変容を生み出してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をいたします。

この2年間の進捗について、学校教育課長よりお答えをいただきました。

コロナ禍という壁に足止めをせざるを得ない取組がありながらも、逆に追い風となった取組や、この状況の中でこそ生かされた取組もあったと感じます。このビジョンに向けた取組がこれからというときに、新型コロナウイルスが猛威を振るい、学校に通うことすらできなかった期間、今もなお、感染症対策や学級閉鎖等の対応が続く中、山県市ならではの取組が進められてきたことに深く感謝を申し上げます。これまでの進捗を的確に捉え、年度ごとの目標設定をしながら、確かな変容を生み出していかれると御答弁をいただき、心強い限りです。

再質問は、山県市教育ビジョンの5つの重点のうちの1つ、次代が求める学ぶ力を育む教育の推進についてお尋ねいたします。

S o c i e t y 5.0の時代には、自ら課題を発見し、解決手法を模索する探究的な活動を通して身につく能力、資質が重要となります。急速に社会構造が変化する中、既存の枠組みや従来の延長では対応し切れない課題に取り組む能力が求められ、小中学校教育の段階から、個々の内発的な動機や好奇心に基づいた学びを実現し、課題に立ち向かう探究力を強化する必要性が高まっています。

16の主要施策のうちの1つでもあるS T E A M教育は、科学、技術、工学、数学を総合的に学習するS T E M教育に、芸術、文化、幅広い知識を身につけ、既存のものに対して問いや疑いを持つ技法であるリベラルアーツを含めたアートのAが加わりました。

社会変化が激しく、先行きの見通しが利かない時代に、これまでの前例や常識にとらわれることなく、自分の好奇心や内発的な関心、自分なりの物の見方で新たな価値を生み出すアーティストのように、発想、創造する思考法が世界のビジネスリーダーからも注目を集めています。個性と創造性が豊かな子供時代に、何に興味を持ち、どんな体験をしたときにどんな感情になったか、夢中になれたことは何だったか、自分の世界観、軸がどこにあるのかがその鍵を握ります。

山県市教育ビジョン2020の目指す児童・生徒像においても重要な要素となるリアルな体験を基に感じる感性やS T E A M教育のアートによって培われる子供たちの力に期待は高まる一方、リアルな活動の機会や、範囲を狭めてしまわざるを得ない難しい状況が続く数年間、コロナ禍による社会全体の閉塞感や子供たちの活動制限がある中でも、何

とか可能な手段や方法で取組を進めていただきたいと考えます。

今後の方針を教育長にお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問にお答えいたします。

国境なき感染拡大の脅威で始まった新型コロナウイルス感染症は丸2年を経過しました。現在の第6波は、教室の中まで感染の不安を感じさせられる状況となり、感染拡大防止にシフトした学級閉鎖等の措置を取らざるを得ませんでした。そうした中でも、子供たちの学びを止めないとした教員の覚悟は、自宅待機を強いられた教員が、自宅からオンラインで授業を行ったり、教員自ら抗原検査などを行い、自身が感染源にならないよう努め、子供の前に立ち続けてくれています。

これまでのコロナ禍の経験からはっきりと分かったことがあります。それは、子供の命を守ることが最優先であり、リスクの高い活動は制限してほしいという保護者の願いが強いということです。高富中学校の修学旅行は2年間中止しています。保護者や生徒に参加の意向調査をした上での校長の苦渋の決断であったと思います。一方で、小規模小学校の中には、行き先を変更し、貸切り状態を確保した上での実施に踏み切ったり、京都、奈良日帰り2日間という異例の行程で実施した学校もあります。

重要なことは、どの方法が正解なのかではなく、実施に至る過程において、科学的根拠のある情報を精査し、議論を積み重ね、大多数が納得できる回答をつくり出してきたことだと考えます。

この経験こそが、各学校で推進される教育ビジョン2020の第一の柱、時代が求める学び力を育む教育の推進の核心であることを教職員が実体験できたことが、この先の教育実践を変えると期待しています。

また、もう一つ教訓とすべきは、広域的な統一規制がかかることがあるという大前提で、プランAが中止のときは、あらかじめプランB、プランCを設定しておき、中止ではなく実施に結ぶ知恵が必要であると考えます。高富中学校の3年生の生徒が、修学旅行は中止でも運動会は実施したいという切なる思いを校長に伝え、前例にない11月の運動会を実施した柔軟な発想と対応を山県モデルとして、仮にコロナ禍がこの先も続いたとしても、山県の教育実践が半歩でも前進続ける方策を取ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これで本日予定をしております一般質問は全て終了いたしました。

17日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時00分散会

令和4年3月17日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山縣市議会定例会会議録

第4号 3月17日（木曜日）

○議事日程 第4号 令和4年3月17日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山縣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山縣市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山縣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山縣市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山縣市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山縣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山縣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山縣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山縣市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山縣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山縣市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山縣市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山縣市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山縣市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第39号 令和4年度山縣市簡易水道事業特別会計予算

- 議第40号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山口市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山口市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山口市後期高齢者医療特別会計予算

- 議第39号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第40号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山口市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第3 討 論

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山口市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山口市介護保険特別会計予算

- 議第38号 令和4年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第39号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第40号 令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山口市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第4 採 決

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山口市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山口市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計予算

	議第37号	令和4年度山口市介護保険特別会計予算
	議第38号	令和4年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
	議第39号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計予算
	議第40号	令和4年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
	議第41号	令和4年度山口市公共下水道事業特別会計予算
	議第42号	令和4年度山口市高富財産区特別会計予算
	議第43号	令和4年度山口市水道事業会計予算
	議第44号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
	議第45号	北山辺地総合整備計画の策定について
日程第5	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議
日程第6	質 疑	
	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議
日程第7	討 論	
	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議
日程第8	採 決	
	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議
日程第9	特別委員会の最終報告について	
		新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
		議会改革特別委員会

○本日の会議に付した事件

日程第1	常任委員会委員長報告	
	議第20号	押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第21号	山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	議第22号	山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
	議第23号	山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第24号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第25号	山口市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
	議第26号	山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第27号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山県市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第39号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第40号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山県市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 議第26号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改

正する条例について

- 議第27号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山県市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第39号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第40号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山県市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第3 討 論

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市いじめ問題対策連絡協議会等条例について

- 議第26号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第32号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第33号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度山県市一般会計予算
- 議第36号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第37号 令和4年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第38号 令和4年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第39号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第40号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第41号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第42号 令和4年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第43号 令和4年度山県市水道事業会計予算
- 議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第4 採 決

- 議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第23号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

	議第25号	山県市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
	議第26号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
	議第27号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議第28号	山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第29号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第30号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
	議第31号	令和3年度山県市一般会計補正予算(第9号)
	議第32号	令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議第33号	令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議第34号	令和3年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
	議第35号	令和4年度山県市一般会計予算
	議第36号	令和4年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第37号	令和4年度山県市介護保険特別会計予算
	議第38号	令和4年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
	議第39号	令和4年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第40号	令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第41号	令和4年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第42号	令和4年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第43号	令和4年度山県市水道事業会計予算
	議第44号	市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
	議第45号	北山辺地総合整備計画の策定について
日程第5	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議
日程第6	質 疑	
	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議
日程第7	討 論	
	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議
日程第8	採 決	
	発議第1号	ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議

日程第9 特別委員会の最終報告について
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
議会改革特別委員会

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	奥田英彦君
企画財政 課長	谷村政彦君	税務課長	大西義彦君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護 課長	藤田弘子君	子育て支援 課長	加藤法子君
農林畜産 課長	森正和君	水道課長	丹羽竜之君
建設課長	高瀬正人君	理事兼 まがくり企業課長	大熊健史君
会計管理者	江尾浩行君	学校教育 課長	日置智夫君
生涯学習 課長	藤根勝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 加藤義信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（加藤義信君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月9日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第20号から議第23号、議第28号から議第31号、議第35号、議第42号及び議第44号から議第45号までの所管に関する条例案件7件、予算案件3件、その他案件2件の12議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、個人情報の保護をめぐるこの改正の趣旨及び背景は何か。また、取扱いにおける実務的な対応はどのように変わるのか。議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）（総務産業建設関係）では、総務費、企画費、会計年度任用職員の報酬に関して1,400万円の減額となっているが、当初計画の人員との関係でどのような対応をしてきたのか。商工費、商工振興費、活性化事業補助金に関して800万円の減額となっているが、理由はどのようなか。議第35号 令和4年度山県市一般会計予算（総務産業建設関係）では、総務費、財産管理費、北部地域拠点整備事業設計委託料に関して、新支所建設、解体実施設計などや美山支所等解体工事の概算費用はどのようなか。総務費、企画費、市公共交通会議負担金に関してどのような内容の負担金であるのか。農林水産業費、農林振興費、水田フル活用推進事務費補助金に関して、予算が大幅に増加しているが、水田活用の直接支払い交付金が見直しされたことによるものか、または国のシステムが変更したことによるものか。商工費、商工振興費、中小規模事業者等応援地域消費活性化事業委託料に関して、中小企業事業者が新しくスマートフォン決済に対応できるようにするための啓発は考えているのか。新特産品開発支援事業補助金に関して、具体的な事業内容や目的はどのようなか。商工費、観光振興費、名山めぐり事業委託料に関して、具体的な事業内容や目的はどのようなか。土木費、住宅管理費、危険空家等除却補助金に関して、令和3年度の実績はどのようなか。消防費、防災対策費、ハザードマップ更新作成

業務委託料に関して、更新されたハザードマップの配布方法はどのようななどの質疑がありました。

採択の結果、付託されました第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。議第20号、議第22号から議第23号、議第28号から議第31号、議第35号、議第42号及び議第44号から議第45号までの11議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 山崎 通君。

○厚生文教常任委員会委員長（山崎 通君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月10日午前10時より開催し、審査を付託されました議第24号から議第27号、議第31号から議第41号及び議第43号までの16議案の所管に属する条例案件4件、補正予算案件4件、予算案件8件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）（厚生文教関係）では、民生費、児童福祉総務費、体験型保育事業委託料及び民生費、保育園費、みやま保育園各種工事においては、減額となった理由は何か。議第35号 令和4年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）では、民生費、老人福祉費、77歳（喜寿）記念品、長寿者褒賞金においては、支給方法は山県まちづくり振興券で支払うのか。民生費、児童福祉総務費、子ども未来投資給付金給付費においては、事業の背景と目的は。また、なぜ今1回限りの給付をするのか。1子ごとに10万円支給するのではなく、4子世帯が10万円、5子世帯が20万円と支給したほうが支給対象にならなかった方は納得できるのではないかと。市の考えは。衛生費、母子保健費、子育てモバイルサービス運用委託料においては、利用できる対象はこれから生まれてくる子供か。今現在の幼児も利用できるのか。また、医療機関と連携はどうなっているのか。衛生費、環境衛生費、宅配ボックス普及促進事業補助金においては、市民への周知、手続方法について市の考えは。教育費、教育指導費、総合教育支援事業においては、事業費3,427万3,000円の内訳は。また、サーバーについては、新品に交換するのではなく更新のため機器を入れるのか。教育費、教育振興費、川の体験学習事業においては、体験学習の対象児童数は。教育費、教育振興費、備品購入費、電子黒板等においては、電子黒板を配置する学校はどこか。教育費、社会教育総務費、学校コラボレーター事業においては、事業内容は。また、事業開始から事業内容は変わっているのか。教育費、公民館費、伊自良コミュニティーセ

ンター管理においては、施設名称は仮であると確認したが、予算書に「仮」と明記されていないため、市民に誤解を与えるのではないかと考えるが、その点について市の考えは。教育費、交流センター費、社会教育施設（廃校）管理事業においては、みやまジョイフル倶楽部改修後の施設管理委託料について、現在施設管理しているどんぐり会と、今後施設を利用する団体との委託割合について、市の考えは。教育費、保健体育総務費、全国大会等出場応援金においては、団体、個人、運動系、文化系、eスポーツなど様々な大会があるが、支給対象基準と過去の支給実績は。教育費、保健体育総務費、総合型地域スポーツクラブ補助金においては、補助の必要性について市の考えは。子供の数の減少、コロナ禍によるクラブの休止などにより活動数が減っていると考えられるが、前年度と同額要求となっている。問題はないか。議第43号 令和4年度山県市水道事業会計予算では、設備改良費、配水管布設替工事においては、どのような箇所で布設替えを検討しているのかなどの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第24号から議第27号、議第31号から議第41号及び議第43号までの16議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、常任委員会委員長に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第3、討論。

これより、議第20号から議第45号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長に御指名いただきましたので、反対討論を3つ行いたいと思います。

1点目は、議第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

現代社会において、大量の情報、しかも個人情報を有しているのは国や自治体です。国や自治体が保有している情報をビッグデータとして放出させ、流通させるために、既に官民データ活用推進基本法が2016年に制定され、そこでは、官民データという概念で、官と民相互の間でデータが活用されるべきだというような考え方が採用されています。

情報連携についても、民間事業者が事業を展開、拡大するためには、巨大データフォルダである国や自治体の情報システムとの連携が必要となります。既にマイナポータルを通じて、国と自治体と民間事業者との間で情報の連携が進行しつつあります。データ連携のために、相互のデータの利活用や公共データのオープン化を進めていくと問題になるのが個人情報保護です。

そこで、情報システム間のオンライン結合の制限などを定めている条例を自治体に改めさせ、法体系を一本化することにより、国の基準に合わせて緩和する個人情報保護の条例改正は、答弁では、何ら日常的に支障はないとのことでした。しかし、マイナンバー制度と一体になった個人情報の扱いに関する条例改正であり、個人情報保護の扱いはまさに制限緩和につながり、日本の個人情報保護に関する法整備の不備が指摘され続けている状況下で、この条例については反対をします。

続いて、議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）、令和3年度補正予算計上の提案で、会計年度任用職員の保育士が定員69名に対して、保育士7名欠員、調理員3名欠員の状況が続いて、1年間で4,630万円が余ったので戻しますという内容説明でした。

そもそも15名近くの欠員だと、子供たちの保育内容に当然影響し、他の保育士へのしわ寄せなど、職場の混乱は想像に難くありません。欠員状況を結果として放置したことは事実であり、極めて重大な運営状況だと言わざるを得ません。

昨年、募集で保育士が確保できない状況、審議会の認識、だから、民間の力を借りると称して、民営化を審議会に答申し、一挙に拠点保育園の2つが来年春から民営化開始の予定です。民営化に当たっては、答申が出るまで現場保育士には説明も討議の場もなく、現状ではまだ保育士からの不安や疑問が解消されていないなどの声もあり、丁寧な説明が飾り文句になっているのではないかと感じます。今年度の保育士の慢性的な大幅欠員自体そのことが物語っていると思います。したがって、この重大な内容を含む補正予算について反対の意思を表明します。

最後に、議第35号 令和4年度山口市一般会計予算。

山口市の水栓バルブ産業構造を生かした医療機器分野等の新規開拓など、平成29年度から始まった地域経済の牽引事業は、新たな若者の雇用を生み出す可能性を秘めています。質疑を通して、これらの事業支援がどう産業強化につながっているかの把握がされていない点も指摘をしましたが、今後の改善を約束されました。

また、三田又川の改修工事完成に向けた事業など、水害対策に対する重要な予算も含まれています。しかし一方で、先ほど触れた個人に関わる情報を国が一括管理する危険な仕組みのためのマイナンバーカードの促進を図る予算や保育士の確保に苦勞する中で、衆議院選挙で課題に上り、国が決めたケア労働の処遇改善月額9,000円の改善について、山口市は会計年度任用職員の保育士の処遇改善を見送るという認められない予算にもなっており、令和4年度一般会計予算については反対をいたします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第20号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

議第24号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第25号 山県市いじめ問題対策連絡協議会等条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第9号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） ありがとうございました。お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第32号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第34号 令和3年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第35号 令和4年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第36号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第37号 令和4年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第38号 令和4年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第39号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第40号 令和4年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第41号 令和4年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第42号 令和4年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第43号 令和4年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第44号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第45号 北山辺地総合整備計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議

○議長（武藤孝成君） 日程第5、発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議を議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、平和的な解決を強く望む決議の趣旨説明を行います。

令和4年2月24日、ロシアのプーチン政権は、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの大規模な軍事的侵略を開始した。首都キエフへの攻撃を激化させ、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っており、民間人を含む多くの命が奪われる事態となっている。また、ウクライナに拠点を持つ日本企業及び現地在留邦人も厳しい状況に置かれている。

力づくで主権国家に侵入するロシアの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、断じて容認することができない暴挙である。また、今回の侵略行為は、明らかにウクライナの主権、領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法と国連憲章の深刻な違反であり、断じて許されるものではない。

山県市議会はここに、ロシアによるウクライナへの侵略行為に断固抗議し、侵略行為の即時中止とロシア軍の完全撤退、核兵器の先制使用を断じて行わないよう強く要求する。

政府においては、国際社会と緊密に連携し、あらゆる外交手段を駆使し、ウクライナ国民への人道的支援を行い、現地在留邦人の安全確保に万全を尽くすとともに、国防に関する備えを徹底し、国民生活への影響を最小限に抑えるよう努力を併せて要請する。

以上、決議といたします。令和4年3月17日、山県市議会。

皆様方の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます、発議とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第6、質疑。

これより、発議第1号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 最初にちょっと伺いますけど、これって、内容を何回かに分けて聞くと再々質問とかって切られる場合がありますかね。

○議長（武藤孝成君） そうですね。

○10番（山崎 通君） なかったですね。それで、これ、今私のほうの手元にいただいているのは、発議第1号というのでいただいているので、ここにかがみもあるんですが、今、発案者から読まれた部分にだけ尋ねられるのか、それとも全般にわたって尋ねられるのかということ伺いたいんですが、全般にわたって、これにある部分で尋ねてもいいでしょうね。

○議長（武藤孝成君） そうですね。

○10番（山崎 通君） それじゃ、ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議とあるんですが、その3行下に、「規定により提出する」というふうにあるんですが、この間には意見書を提出するというふうでないと、ちょっと文言が合わないのではないかなと思いますし、それから、提案説明の下の、「ロシアに対し、ウクライナへの侵略」とありますけど、それは専門誌によると、まず現在の時点では、「軍事侵攻を直ちに中止するように求める」というふうでないとちょっと合わないということをお尋ねします。

一遍にたくさん聞いたらいかんかね。どうでしょうかね。これだけでいいですか、まずは。

○議長（武藤孝成君） まず1つずつ行こうか。

○10番（山崎 通君） それなら、この2つ、お尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） まず1点目は、再度、山崎さん、2点聞いたのに、1点目のやつだけでも一度お願いいたします。内容、ちょっと聞き漏らしましたので。すみません。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 一番最初の上記の議案をというところの一番下に、「規定により提出する」というのは「意見書を提出する」というふうにかかないと、ちょっと全体のバランスが悪いんじゃないかということも1つと、それから、提案説明のところの、「侵略」とありますけど、ここは「軍事侵攻を直ちに中止するよう」でないと、ちょっとこの場面も合わないのではないかということをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 聞き直してどうもすみませんでした。

この文章によりますと、山崎議員の言われることが筋なのかどうかという、はてなのところがございしますが、私どももこの発議案を送らせていただきましたところ、他市の文言そのものを応用させていただいた部分と、やはり山口市でもこういうふうな提出の仕方しかできないのではないかという形でこういう形の文章をつくらせていただきましたし、提案説明の中での「侵略」とございしますが、これも報道の中で言われていることの言葉を使わせていただきました。これが正しいのか正しくないのかは、皆様方に先ほどもお願いしましたように、賛同できるかできないかは、また訂正しなければならないのなら、そのような御発言をいただくようお願いを申し上げます。

2点目をお願いします。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 2点目は、今のところの「ロシアに対し、ウクライナへの侵略」とありますけど、現在の今の専門誌によると、これは侵略でなく軍事侵攻と言っているんでどの誌も、これは軍事侵攻でないと侵略という言葉ではおかしいんじゃないかということをお尋ねしたんです。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） ここに書いてありますウクライナへの侵略、軍事侵攻、今、山崎議員が言われたように、やはり戦争を起こしているわけじゃないというような捉え方に私は取りましたけれども、やはり何もしていないところへ攻めるということは侵略ではないかと、そのような感じで軍事侵攻という言葉を使わせていただきました。

以上です。

○議長（武藤孝成君） よろしいですか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 重箱の隅をつつくようなことを言うわけじゃありませんけど、全体で出すやつやもんで、やっぱりきちっとしていきたいので伺ったんですが、侵略というのは人の土地を奪ってしまうことを侵略と言うんですが、まだ侵略まで行っていない、攻め入っているだけやもんで、侵攻という言葉でないと釣合いが取れないかというふうに。それはもうよろしいので、私だけで時間を取ってしまうと申し訳ないので。今回は私はどちらかといったら反対なんですけど、私の隣に座っていらっしゃる方は賛成ですので、何かこういう、いまだかつてないような状況なんです、こういう状況は。ちょっとたくさんお話したいんです。よろしいですか、議長。

それで、まず、この意見書の提出先を、行政官公庁を決めなければいかんということは、この中に一緒に入れなきゃいかんと私は思いますし、関係行政庁ですよ。それから、要するに権限を有する行政機関庁です。

それから、これをつくることによって、いわゆる、こういうのを地方公共団体の公益に関する事件に限られ、こういう意見書を出すんですが、これは公益とは私は言えないのではないかなというふうに思うのと、それから、もしこれを出すということに決せられるのなら、例えば香港の民主派運動の問題、それから、新疆ウイグル族の問題、これはかなりひどい話なんですけど、こういうものの取扱いについてもやっぱり今議論しておかないと将来のことがあるので、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） ただ、今はウクライナとロシアの関係なので。

石神 真君。

○12番（石神 真君） ウクライナ以外のことはようお答えできませんが、出すところをどこへ出すのかと、各関係といったら、どこにこれを出すのかということがありますが、あくまでもこれは山縣市議会として、こういうことは駄目だぞと、人道的に駄目だぞということを決議して表明したいというあらましのことを、この決議案を提出しましたので御理解していただきたいと、よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 今、議長のほうから、ウクライナについてとおっしゃったけど、ウクライナの問題も、それから、新疆ウイグル族の問題もいっぱいあるんですわ、もう既に過去に。それには何もやってこなかったし、もっと言えば、この先、台湾も同じような状況になると思うんですよ。そういうことに対して、山縣市議会として、これからもどんどんそういうことをやっていくのかということが聞きたかったんですわ。そういう意思があるのかというのを。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時45分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

石神 真君。

○12番（石神 真君） ほかのウイグル地区の問題も山崎議員がお尋ねされましたが、そのときそのときの、やはり世界情勢、世の中の流れを見ながら出せるものは出していきたいと、このように私個人は考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） よろしいですか。

○10番（山崎 通君） よろしいです。

○議長（武藤孝成君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第7、討論。

これより、発議第1号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。

まず最初に、ロシア、プーチンによるウクライナへの侵略に対する強い抗議をしたいと思います。今回提案されている非難決議について、全面的に賛成の立場から賛成討論をしたいと思います。

去る2月24日に起きたロシアのプーチンによるウクライナ侵略は、全世界を震撼させました。卑劣にも核の使用をちらつかせ、民間人と民間施設、病院や学校などの空爆により、民間死傷者も出ています。今一番大切なことは、ロシアのプーチンの蛮行に強く

抗議し、全世界が一致して抗議の声を上げ、経済制裁の強化を含めてロシアを包囲して、一日も早く侵略を終わらせ、ウクライナからロシア軍の撤退をさせることです。

今回、山県市議会として、全会一致でこうしたロシア非難決議として抗議の意思を示すことが極めて重要だというふうに思いますし、同時に、全国、そしてまた全世界のこうした抗議の運動に連帯する意義は極めて大きなものがあると思います。また、山県市議会として非難決議を上げることによって、山県市民に対して、侵略に抗議し、侵略を止めさせ、ウクライナからの撤退をさせる意思を示すことを呼びかけたい、このような立場から、全会一致で決議されることを呼びかけて賛成討論とします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第8、採決。

これより、発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 特別委員会の最終報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第9、特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

石神 真君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長（石神 真君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の最終報告を

行います。

本特別委員会は、令和2年第2回定例会最終日、議決において設置され、新型コロナウイルスの感染による市民生活及び地域経済への影響が最小となるよう、情報の収集及び調査研究を目的に協議を進めてまいりました。

第1回の特別委員会を令和2年6月23日に開催し、以降8回の委員会を開催いたしました。令和3年3月19日、第1回定例会において中間報告を行いました。その後、第10回を令和3年5月12日に開催し、正副委員長が互選により交代いたしました。

第11回は6月2日に開催し、エッセンシャルワーカーへのワクチン接種について協議し、エッセンシャルワーカーへのワクチン接種の優先について要望書を議長に提出し、同日、議長から市長に要望書を提出していただきました。

第12回は6月7日に開催し、職員以外が参加する会議等の開催方法について、関係課長から説明を受け、各会議の状況について質疑を行いました。また、シトラスリボンプロジェクトのさらなる啓発について協議をいたしました。

第13回は6月22日に開催し、シトラスリボンプロジェクトのさらなる啓発活動について、一緒に啓発をしていただく関係機関など普及先を協議いたしました。

第14回は6月30日に開催し、令和2年度に実施したシトラスリボンプロジェクト、マスクシールの配布をしたところによる成果について、関係課長から説明を受け、シール配布の成果、影響などについて検証をしてきました。

また、6月2日に提出したエッセンシャルワーカーへのワクチン接種の優先についての要望書に対する市の対応を確認し、その後、シトラスリボンプロジェクトのさらなる推進について協議し、要望書を作成いたしました。要望書は、感染された方や医療従事者等エッセンシャルワーカーへの差別、ワクチン接種の強要、ワクチンを打たないことを選択した人に対する差別が危惧されるため、シトラスリボンプロジェクトのさらなる啓発を求める内容といたしました。

なお、この要望書は、委員長から議長へ提出した後、7月6日付で議長から市長へ提出されており、市は要望書を受けて、山縣市商工会と共同でシトラスリボンバッジを作成し、商工会会員、市職員、市内の学校等に配布されました。

第15回は8月30日に、山口市のワクチン接種の状況について関係課長から説明を受け、質疑を行いました。また、意見交換の中で、差別をなくし、命を守る行動の啓発活動について検討することとなりました。

第16回は9月2日に開催し、ワクチン接種会場の視察について協議し、第17回は9月の18日と19日の2日間、2班に分かれて、ワクチン接種会場の視察を行いました。担当

課の御努力もあり、ワクチン接種がスムーズに進んでいるのを確認してきました。

第18回は9月24日に開催し、ワクチン接種会場の視察を終え、意見交換を行いました。また、第15回の委員会で検討事項としました、差別をなくし、命を守る行動の啓発活動について協議を行いました。協議の中、感染を防ぐためには、手洗い、マスクの着用など基本的な行動はもとより、ワクチン接種も有効な手段であるという意見がありました。

しかし、ワクチン接種することを強要したり、ワクチンを打たない選択をした人に対する差別的な扱いをしたりすることがあってはならないことであり、ワクチン接種は感染予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上で接種する本人が決めることであります。

そこで、本特別委員会が、基本的な感染拡大防止行動とワクチン接種の重要性についてチラシを作成し配布することで、命を守る行動の重要性を周知することといたしました。作成したチラシにつきましては、公共施設に設置するだけでなく、広報紙とともに各家庭に配布をいたしました。

最後に、令和4年2月18日、本特別委員会の今後の活動について協議し、本特別委員会の任期が本年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までとなっていることから、会議規則第103条の規定により、委員会調査報告書を議長に提出し、令和4年第1回定例会において最終報告とすることと決定いたしました。

国をはじめ県や市では、感染を食い止める様々な対策が講じられているところですが、まだまだ新型コロナウイルスの感染が完全に終息する状況とは言えません。本特別委員会は、新型コロナウイルスに関連する調査研究を行ってまいりましたが、今後の活動につきましては厚生文教委員会に継続していただきますようお願いを申し上げ、最終報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の調査終了が報告されました。この特別委員会の調査を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の調査を終了することに決定されました。

続きまして、議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

吉田委員長。

○議会改革特別委員会委員長（吉田茂広君） それでは、議長に御指名をいただきました

ので、議会改革特別委員会より委員会の最終報告を行います。

本委員会は、令和2年第2回定例会において設置され、議会基本条例の精査と効率的な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化などさらなる議会改革により、市民に信頼され機能する議会となるため、その1つの手段として、議会におけるICT技術の活用を調査・研究項目とし、協議してまいりました。

まず、議会基本条例の精査につきましては、透明性の高い市行政を推進し、市政に民意を反映させることを目的として、改正も視野に入れた第15条における議決事項の見直しを行いました。

第15条の議決事項である重要な計画等は福祉関係に偏った限定的な計画が多いこと、既存の計画だけでなく新規にできた計画も、場合によっては議決事項の対象とすべきであるなど、第15条を改正すべき課題が多く見受けられ、その改正案を協議してまいりました。

改正案は、現在山口市にある計画を洗い出し、各計画の策定根拠や内容の把握、また、全国都道府県及び市町村における議決事項を調査し、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及び基本計画に基づく市政各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画を策定しました。さらに、新規に作成された計画についても議会が必要と認めるものについては議決事項とするなど、柔軟性を持たせた改正案とし、令和3年第2回定例会において議員発議として上程し、可決され、第15条を改正しました。

また、議会改革特別委員会のもう一つの柱ともいべき議会におけるICT技術の活用の調査研究に関しましては、議案書をはじめとする紙媒体を電子媒体にすることによってペーパーレス化を図ること、膨大な情報等を瞬時に検索する等の機能を活用することにより、事務の執行の監視及び評価や政策立案、政策提言における充実が図られること、審査過程における自由闊達な議論につながる等の効果が得られることや、危機管理体制の強化に関しては、災害情報の共有化及び情報伝達の迅速化が図られることなどの理由から、タブレット端末とペーパーレス会議システムの導入を目標として協議してまいりました。

先進地である瑞穂市を視察し、また、実際に全ての議員に一度ペーパーレス会議システムに触れていただくということで、ペーパーレス会議システムのデモ体験にも参加していただきました。そして、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入を議会改革特別委員会で正式に決定いたしました。

ところが、令和2年秋以降、コロナ禍を受けて、一旦激減した自動車需要の急激な回復、デジタル化の加速による半導体需要の増加、5Gなどの先端テクノロジーの実装の

要となる半導体に関する国家の安全保障をかけた米中間の争いなど、世界的な半導体不足が起きたことにより、タブレット端末が供給されないという事態が現在も続いており、本議会におけるタブレット端末について、いつ導入できるかは現在のところ未定であります。

最後に、議会基本条例の精査につきましては、議会基本条例第19条にも規定されているように、今後、本条例に基づく制度や活動についてその評価を行い、この条例の目的が達成されているかどうか検証していかなければならないこと。また、議会におけるICT技術の活用につきましては、世界的な半導体不足という懸念もありますが、その懸念が払拭された際、早急にタブレット端末とペーパーレス会議システムを導入し、活用できるような体制を整えていくことを今後における課題とし、市民に開かれた議会の実現のために、持続可能な議会改革の取組が推進されるよう期待し、本委員会の最終報告といたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの議会改革特別委員会の調査終了が報告されましたので、この特別委員会の調査を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の調査を終了することに決定されました。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提出されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和4年山県市議会第1回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午前11時04分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 武 藤 孝 成

山県市議会副議長 古 川 雅 一

11 番 議 員 吉 田 茂 広

12 番 議 員 石 神 真